

第二次 宮崎県教育振興基本計画（改定版）

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり



宮崎県・宮崎県教育委員会

〔 目 次 〕

第一章 第二次宮崎県教育振興基本計画の改定にあたって	-----	1
1 計画改定の趣旨及び方向性	-----	2
(1) 計画改定の趣旨	-----	2
(2) 計画改定の方向性	-----	3
2 計画の性格	-----	3
3 計画の期間	-----	3
第二章 本県教育の現状と課題	-----	5
1 本県教育を取り巻く社会情勢	-----	6
(1) 少子高齢化・人口減少時代の到来	-----	6
(2) グローバル化の進展	-----	6
(3) 資源・環境の問題の顕在化	-----	7
(4) 地方分権の進展	-----	7
(5) 科学技術の進展	-----	7
(6) 大規模災害への対策	-----	7
2 本県教育の現状と課題	-----	8
(1) 就学前教育について	-----	8
(2) 学校教育について	-----	9
(3) 家庭や地域の教育について	-----	13
(4) 生涯学習や文化・スポーツ活動について	-----	14
第三章 本県の目指す教育の姿	-----	17
1 目指す県民像	-----	18
2 本県が総合的・計画的に取り組む施策	-----	18
(1) 基本的な考え方	-----	18
(2) 施策の目標	-----	19
施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進	-----	19
施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進	-----	20
施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進	-----	21
施策の目標 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実	-----	21
施策の目標 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ		
社会づくりの推進	-----	22
(3) 成果目標	-----	23
(4) 施策の体系	-----	24
3 計画の全体像	-----	26



宮崎県シンボルキャラクター みやざき犬

第四章 本県が総合的・計画的に取り組む施策	-----	2 7
施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進	-----	2 8
施策 1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって 取り組む教育の推進	-----	2 8
施策 2 家庭や地域の教育力の向上	-----	3 1
施策 3 開かれた学校づくりの推進	-----	3 4
施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進	-----	3 6
施策 1 就学前教育の充実	-----	3 6
施策 2 確かな学力を育む教育の推進	-----	3 9
施策 3 豊かな心を育む教育の推進	-----	4 3
施策 4 健やかな体を育む教育の推進	-----	4 7
施策 5 生きる力を育む読書活動の推進	-----	5 0
施策 6 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進	-----	5 2
施策 7 人権が尊重される社会を目指す教育の推進	-----	5 4
施策 8 幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や 大学等と連携した教育の推進	-----	5 6
施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進	-----	5 8
施策 1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進	-----	5 8
施策 2 地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進	-----	6 1
施策 3 キャリア教育・職業教育の推進	-----	6 3
施策 4 グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界で活躍する 人財を育む教育の推進	-----	6 7
施策の目標 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実	-----	7 0
施策 1 教職員の資質向上	-----	7 0
施策 2 公立学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進	-----	7 4
施策 3 公立学校の教育環境の整備・充実	-----	7 7
施策 4 私立学校の振興	-----	8 0
施策 5 高等教育環境の充実	-----	8 2
施策の目標 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ 社会づくりの推進	-----	8 4
施策 1 生涯学習の振興	-----	8 4
施策 2 文化の振興	-----	8 6
施策 3 スポーツの振興	-----	9 0
第五章 計画の推進	-----	9 5
1 計画の実効性の確保	-----	9 6
2 計画の推進に向けて	-----	9 6
(1) 県民総ぐるみによる推進	-----	9 6
(2) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携	-----	9 6
3 施策推進のための管理指標	-----	9 7
資料	-----	1 0 3
1 改定の経緯	-----	1 0 3
2 明日の宮崎の教育を考える懇話会委員名簿	-----	1 0 4
3 用語の説明	-----	1 0 5

第一章

第二次宮崎県教育振興基本計画の 改定にあたって

- 1 計画改定の趣旨及び方向性
 - (1) 計画改定の趣旨
 - (2) 計画改定の方向性
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

1 計画改定の趣旨及び方向性

(1) 計画改定の趣旨

「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」

本県においては、教育基本法に基づき、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第二次宮崎県教育振興基本計画」を平成23年7月に策定しました。

平成22年、本県は未曾有の「口蹄疫^(注1)」被害など厳しい状況に直面しました。「宮崎の復興・再生」に取り組む中、本県教育に求められるものは、「絆」を大切にしながら、人としての在り方生き方のもととなる豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に向けて挑戦し続ける「たくましさ」を育むことであると考えました。そこで、本計画は、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとし、将来世代である子どもたちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込め策定しました。

本計画に基づき、これまで4年間「宮崎県教育基本方針」の具現化及び教育の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、家庭・地域と連携した開かれた学校づくり、本県独自の道徳教育読み物資料集の作成などによる道徳教育の充実、小中高一貫したキャリア教育の充実、県立学校施設耐震化の向上、国民体育大会での本県選手の活躍など、各分野で着実な成果を上げてきたところです。

なお、これまでも取り組んできた確かな学力の育成、体力の向上、いじめ・不登校等の生徒指導上の問題や特別な支援が必要な子どもの増加への対応などについては、今後とも重点的、継続的に取り組む必要があります。

さらに、予想される南海トラフ巨大地震への備えや、少子高齢化やグローバル化^(注2)への対応、記紀編さん1300年の節目^(注3)や東京オリンピック・パラリンピック、本県での2巡目の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を視野に入れた取組なども求められています。

また、国においては、社会情勢などの変化を踏まえ、第2期教育振興基本計画が平成25年に策定され、県においても、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行いました。

これらのことを踏まえ、「第二次宮崎県教育振興基本計画」を改定することにしました。なお、改定にあたっては、児童生徒や保護者、地域住民などを対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施するとともに、県民の方々による「明日の宮崎の教育を考える懇話会」を開催するほか、青年、社会教育関係者、学校関係者などを対象とした「教育ミーティング」及び「パブリックコメント」を実施し、教育への期待に応えられるよう努めました。

(注1)「口蹄疫」：牛、豚、水牛、羊等の偶蹄目（蹄が偶数に割れている動物）などが感染する口蹄疫ウイルスによる家畜伝染病。感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。強い伝播力を持った伝染病であり、牛や豚等の家畜に蔓延すると、畜産業に大きな経済的損失をもたらす。平成22年に本県で発生した口蹄疫では約30万頭を殺処分した。

(注2)「グローバル化」：政治、経済、文化、スポーツ、環境・エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球規模で行われるようになること。

(注3)「記紀編さん1300年の節目」：平成24年は古事記編さん1300年、また、平成32年は日本書紀編さん1300年という大きな歴史的節目に当たる。

(2) 計画改定の方向性

これまでの4年間の推進状況を振り返るとともに、「明日の宮崎の教育を考える懇話会」「教育ミーティング」などで御意見をいただきながら、計画改定の3つの方向性を設定しました。

方向性 「個」～生涯にわたる自己実現に向けて～

多様な価値観・生き方が存在し変化の激しい社会にあっても、本県では、規範意識や公共の精神の育成を前提としながら、個人の多様な能力・個性を最大限伸ばさせ、生涯にわたり自己実現ができる人財^(注4)づくりを一層推進します。

(注4)「人財」: 本計画では、全ての県民が本県の将来を担う「財」であると考え「施策の目標」「施策」等に掲げる場合は「人財」と表記。

方向性 「公」～社会を担う人財の育成に向けて～

本県では、郷土愛やグローバルな視野を育むとともに地域・社会の一員としての自覚を培い、国内外に開かれた「みやざき新時代」を築く、眼を世界に見開き軸足は宮崎や日本に据えた人財づくりを推進します。

方向性 「機」～歴史的な好機を生かして～

本県では、記紀編さん1300年の節目や、東京オリンピック・パラリンピック、2巡目の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を視野に入れた取組を通して、県民が生涯を通じて学び、誰もが文化・スポーツに親しむ社会づくりを一層推進します。

2 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

また、宮崎県総合計画の「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別計画として位置付けています。

なお、本計画の「施策の目標 施策4 健やかな体を育む教育の推進」及び「施策の目標 施策3 スポーツの振興」をスポーツ基本法第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」と位置付けます。

3 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画とします。

(改定後の計画の適用期間は、平成27年度から平成32年度の6年間)

なお、必要に応じ見直しを行います。

〔 参 考 〕

宮崎県教育基本方針

本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

教育基本法における規定

教育基本法（平成18年12月22日施行）における教育振興基本計画の策定に関する規定は、次のとおりです。

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」

宮崎県総合計画は、平成42年に本県が目指す将来像を描いた上で、今後の県の施策の方向性を示すもので、基本目標を『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』とし、8つの長期戦略と「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野別施策等で構成されています。

第二章

本県教育の現状と課題

1 本県教育を取り巻く社会情勢

- (1) 少子高齢化・人口減少時代の到来
- (2) グローバル化の進展
- (3) 資源・環境の問題の顕在化
- (4) 地方分権の進展
- (5) 科学技術の進展
- (6) 大規模災害への対策

2 本県教育の現状と課題

- (1) 就学前教育について
- (2) 学校教育について
- (3) 家庭や地域の教育について
- (4) 生涯学習や文化・スポーツ活動について

1 本県教育を取り巻く社会情勢

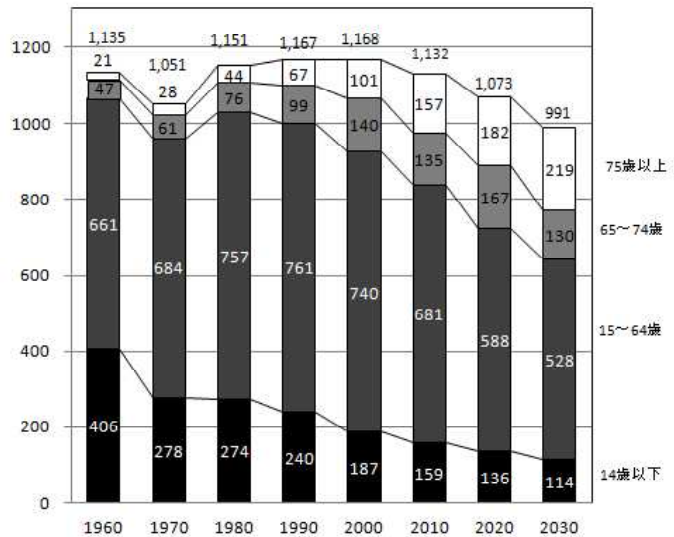
(1) 少子高齢化・人口減少時代の到来

日本は、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしています。本県においては、全国平均より約5年早く高齢化が進んでおり、若年層の人口流出が今と同じように続いていけば、人口構造はより大きく変わることになります。

このような状況の中、将来にわたって社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築くためには、本県を支える存在であることを自覚するなど、郷土や社会を担う意識を強く持ち、その発展に貢献できる人材づくりが必要です。

【宮崎県の人口推移】

単位：千人



2010年までは総務省国勢調査（年齢不詳除く）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

(2) グローバル化の進展

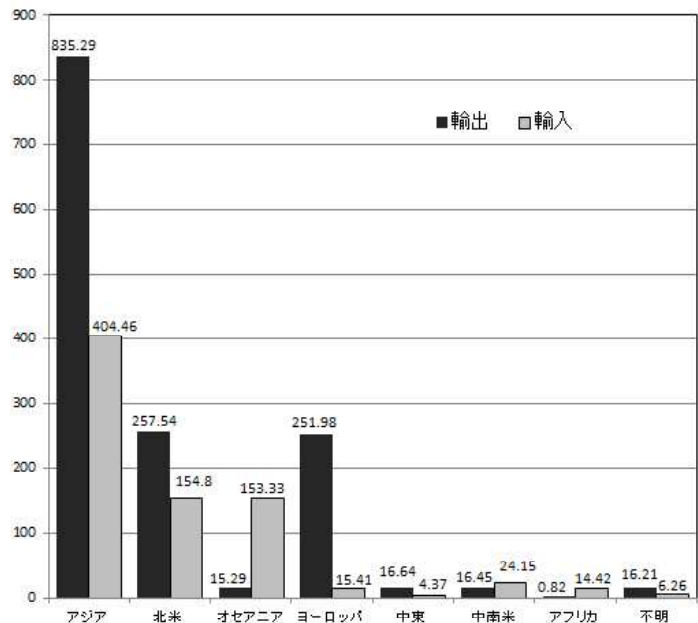
グローバル化が進展した今日では、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、世界の動きが直接、地域社会に影響を与えています。特に、日本との経済的なつながりが強く、成長を続ける東アジア・東南アジア地域との関係は、本県経済の活性化のためにも今後一層重要になると考えられます。

一方で、海外展開する企業の増加や貿易の自由化の進展など、国際的な競争は厳しさを増しています。

このような状況の中、本県や日本の将来にとっては、グローバルな視野を持ち、個性ある地域づくり、産業づくりを支える人材づくりが必要です。

【平成24年 宮崎県の輸出入先の状況】

単位：億円



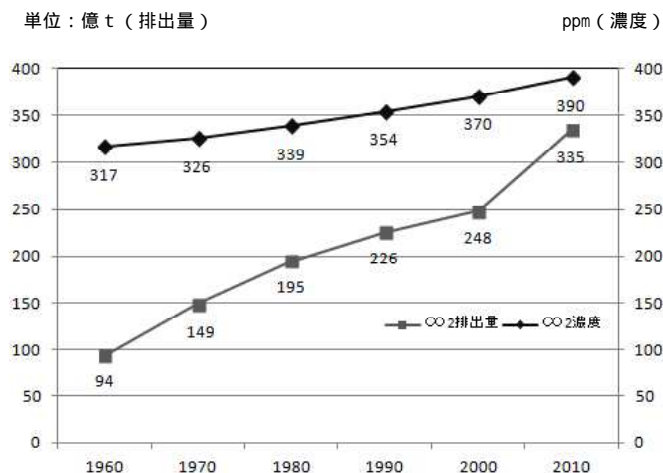
宮崎県の貿易（商工観光労働部）

(3) 資源・環境の問題の顕在化

地球温暖化や大気汚染など、国境を越える環境問題への対応は、世界の全ての国々が協力して対応しなければならない問題として認識され、日本においても様々な取組が行われています。また、世界の人口増加や経済活動の広がりにより、水・食料を含む資源の確保が大きな問題となってくるのが懸念されます。これからは、限られた資源を有効に使いながら、持続可能な社会を築いていくことが求められます。

そのためには、県民一人一人が、資源や環境の問題を正しく理解し、環境に配慮した責任ある行動を実践できるようにしていくことが大切です。

【世界における人為的CO₂排出量、濃度】



環境統計集（環境省）

(4) 地方分権の進展

地方分権改革により、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和などが行われてきました。また、市町村合併も進み、本県においても平成17年4月には44あった市町村数が現在26となっています。

少子高齢化・人口減少社会が本格化する中、地方創生の視点から、それぞれの地方が特色を生かしつつ、相互の連携を深めながら継続した発展を目指すことが必要です。そのためには、県民一人一人が、地域を知り、地域を愛し、地域をよりよくしていこうとする意欲を持つことが大切です。

(5) 科学技術の進展

産業の生産性と競争力を高めていくためには、科学領域における様々な技術進歩が重要です。この技術進歩をもたらすのが技術革新（技術分野でのイノベーション^(注)）であり、世界各国が特徴的成長分野を育成しています。

今後、持続可能でより豊かな社会やくらしを実現していくためには、新しい技術や考え方を生み出し、様々な分野でイノベーションを創出できる人材を育成していくことが求められます。

(注)「イノベーション」：これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

(6) 大規模災害への対策

我が国は、地震、台風や集中豪雨、竜巻により、津波、洪水、土砂災害など、各地で多くの災害が発生しています。

また、今後、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生も心配されます。このような中、大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、一人一人が備えに当たりながら、地域と行政が連携し、防災・減災体制の整った社会を構築していくことが求められます。

2 本県教育の現状と課題

(1) 就学前教育^(注1)について

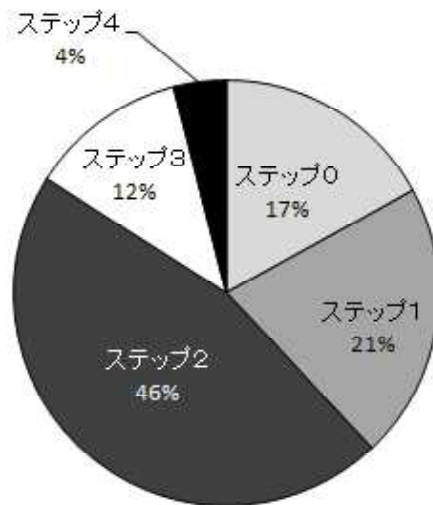
本県の就学前の子どもたちの9割以上が認定こども園^(注2)・幼稚園・保育所を卒園し、小学校へ就学しています。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「生きる力」の基礎の育成につながるものです。そのため、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児期の「学び」を児童期の「学び」へと円滑に接続できるように、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携・接続を図ることが必要です。

今後は、就学前教育と小学校教育の連携・接続をより充実させ、子どもの自立心を育て、人とかかわる力を育む教育・保育を推進するとともに、子どもたちの成長を促すための教育環境の整備・充実が必要です。

(注1)「就学前教育」：概ね3歳以上の幼児期の教育・保育（家庭教育を含む）。

(注2)「認定こども園」：保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

【県内市町村における就学前教育と小学校教育との連携・接続の状況】



こども政策課調べ（平成26年5月）

ステップ0 連携の予定・計画がまだない。

ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

(2) 学校教育について

ア 学力の状況

【全国学力・学習状況調査における本県の状況】

小学校 6 年

(数値は平均正答率であり、単位は%)

年 度	教 科	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	合計	合計100%換算
H 2 6	宮 崎	73.7	53.8	77.9	55.9	261.3	65.3
	全 国	72.9	55.5	78.1	58.2	264.7	66.2
	全国との差	0.8	-1.7	-0.2	-2.3	-3.4	-0.9

中学校 3 年

年 度	教 科	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	合計	合計100%換算
H 2 6	宮 崎	78.4	50.2	68.4	59.9	256.9	64.2
	全 国	79.4	51.0	67.4	59.8	257.6	64.4
	全国との差	-1.0	-0.8	1.0	0.1	-0.7	-0.2

平成26年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

全国学力・学習状況調査^(注3)の結果において、各調査科目の平均正答率の合計を100%に換算した値で見ると、全国平均との差は小学校、中学校ともに1.0%以内であり、本県児童生徒の学力は、ほぼ全国水準にあると言えます。各調査科目を内容的に見ると、小学校では、知識に関するA問題と比べて、活用に関するB問題について全国との差が見られます。

以上のような状況を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能と、それらを「活用する力^(注4)」をバランスよく身に付けさせていくことが必要です。

(注3)「全国学力・学習状況調査」: 文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小6、中3を対象に実施している調査。

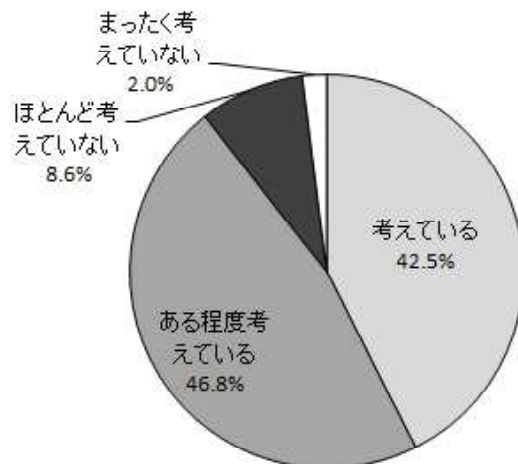
(注4)「活用する力」: 身に付けた知識・技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

イ 将来の職業や生き方に関する意識

中学3年生を対象とした県の調査結果をみると、将来の職業や生き方について「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した生徒の割合は、89.3%と高い状況です。一方で、近年、若者の早期離職への対応が課題となっています。

将来の夢や目標を持って、職業や生き方を考え、自分の将来を設計することは、社会人・職業人として自立していく上でたいへん重要なことであり、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育^(注5)を産業界等と連携して推進することが必要です。

【将来の職業や生き方を考えているか】



平成26年度みやぎの教育に関する調査(県教育委員会)

(注5)「キャリア教育」: 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

ウ 生徒指導の状況

不登校の発生率については、全国平均と比較すると、小学校では低い割合で推移しています。中学校、高等学校では全国とほぼ同じ水準にありますが、ここ数年やや増加傾向にあります。

また、高校生の中途退学者の発生率は、平成21年度から減少していましたが、ここ数年横ばい傾向にあります。

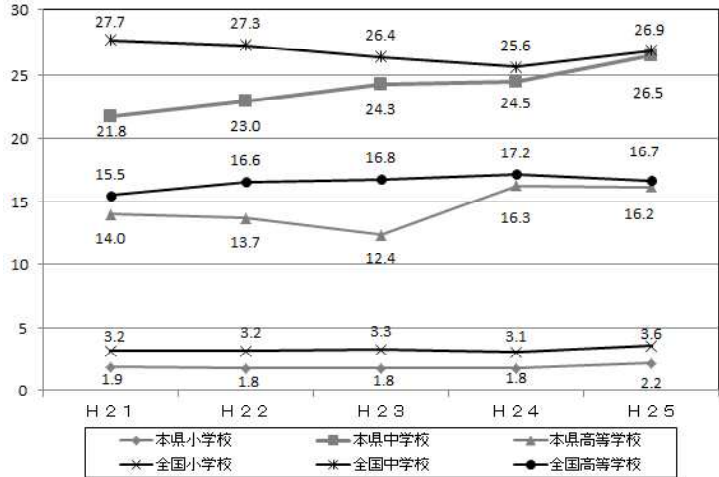
いじめの認知件数は、各学校における子どものサインを見逃さない取組により増加していますが、そのほとんどが解消されています。

今後とも、いじめや不登校等のない学校づくりを目指して、学校における相談体制を一層充実させるとともに、保護者や関係機関とも連携を図ることが重要です。

【本県における不登校の状況（国公立）】

発生率(1000人当たりの発生人数)

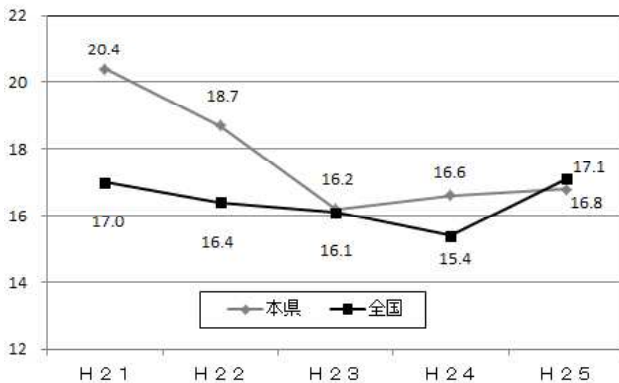
単位：人



【本県における高校生の中途退学の状況（国公立）】

発生率(1000人当たりの発生人数)

単位：人



【本県におけるいじめの認知件数（国公立）】

単位：件

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
小学校	31	23	19	1058	7846
中学校	58	42	29	338	1349
高等学校	59	50	64	296	199
特別支援学校	4	5	2	29	58
合計	152	120	114	1721	9452

平成24年度については、平成24年9月に実施された「いじめの緊急調査（文部科学省）」を受けて、認知の捉え方が変わったことにより認知件数が増加している。また、平成25年度については、本県におけるいじめの認知に向けた取組をさらに見直し、いじめの積極的な認知に向けて、より丁寧な調査を行ったことにより認知件数が増加している。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

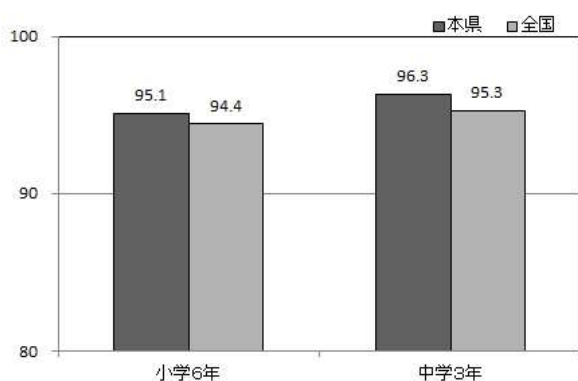
エ 道徳心や規範意識

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果をみると、「人の気持ちが分かる人間になりたい」や「学校のきまり（規則）を守っている」などの道徳心や規範意識に関する項目に肯定的な回答をした児童生徒の割合が、全国の状況より高い結果となっているなど、本県の子どもたちの状況は、概ね良好であると考えられます。

今後とも、子どもたちの道徳心や規範意識を育むために、学校・家庭・地域のより一層の連携や体験活動の充実などに取り組んでいくことが大切です。

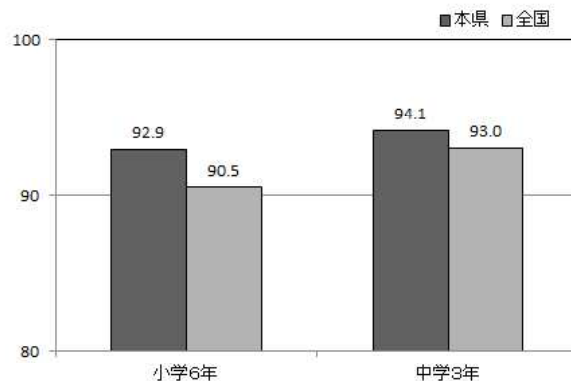
【「人の気持ちが分かる人間になりたい」に肯定的な回答をした児童生徒の割合】

単位：％



【「学校のきまり（規則）を守っている」に肯定的な回答をした児童生徒の割合】

単位：％



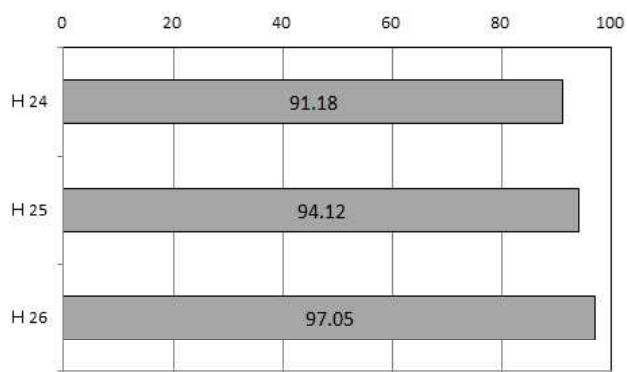
平成26年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

オ 体力の状況

本県の子どもたちの体力・運動能力の状況は、全国と同様に昭和60年ごろをピークに低下傾向にありましたが、学校等での取組により徐々に上昇傾向に転じており、全国平均との比較でも、概ね良好な結果を示しています。しかし、子どもたちの運動への取組については、二極化の傾向も見られます。

今後は、これまでの取組をより充実させるとともに、子どもたちが日常的に運動・スポーツに親しむ環境づくりを進めていくことが必要です。

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査^(注6)で平均値が全国水準以上の項目数の割合】 単位：％



全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)

(注6)「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」：文部科学省が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、平成20年度から小5、中2を対象に実施している調査。その中で、実技調査として、「握力」、「上体起こし」等新体力テスト(小学校8種目、中学校9種目)が実施されており、男女の総項目数は34項目となる。

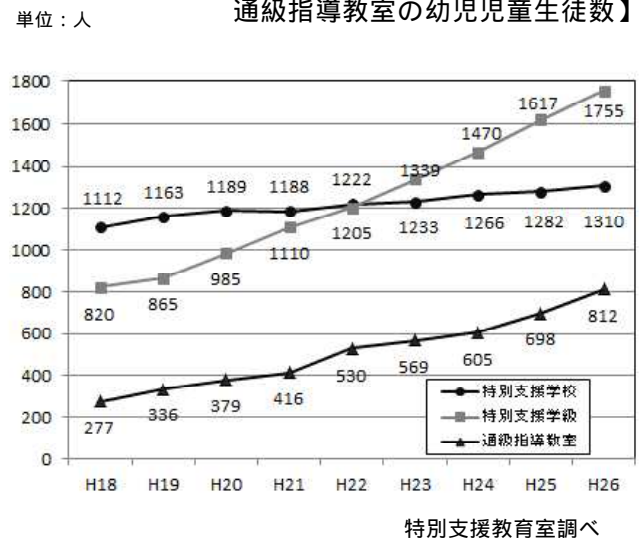
カ 障がいのある子どもへの対応

本県においても、全体の児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加を続けています。また、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で指導を受けている児童生徒も増加しています。

このように特別支援教育^(注7)のニーズが増えていることから、今後とも子どもにも早期から一貫した支援を行うなど、障がいに適切に対応できる専門性の高い教育の一層の充実が求められています。

(注7)「特別支援教育」：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【本県の特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室の幼児児童生徒数】



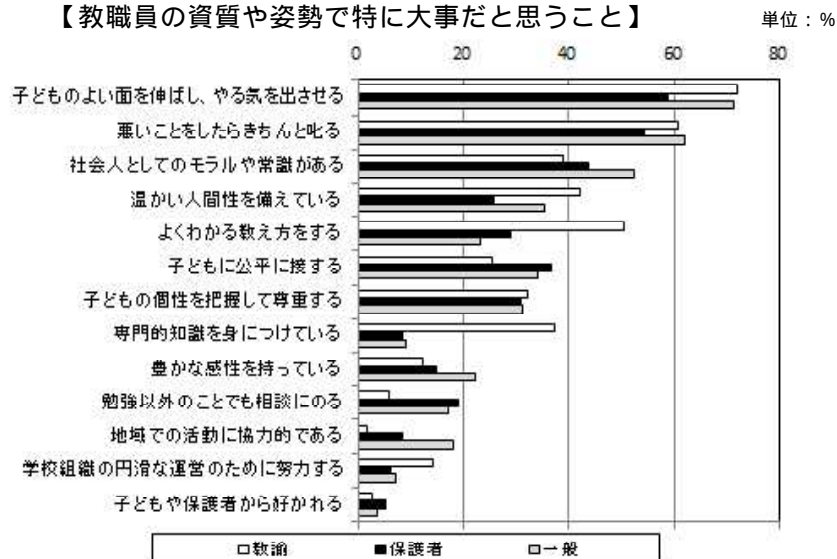
キ 教職員への期待

子どもたちにとって、学校における最大の教育環境は「教職員」とも言えます。教職員は、豊かな人間性と高い専門性を備えた、子どもたちが信頼を寄せる存在でなければなりません。

今、学校には、社会の変化に伴い、保護者や地域からの多様なニーズへの対応や教育の情報化、特別支援教育の充実など、これまで以上に様々な対応が求められています。これらのニーズに対応しながら、負担感や悩みを有する教職員がいることも事実です。

このようなことから、教職員の「学び続ける姿勢」を支援するとともに、教職員がその能力を発揮できる働きやすい環境づくりを推進することが大切です。

【教職員の資質や姿勢で特に大事だと思うこと】



平成26年度みやぎの教育に関する調査（県教育委員会）

ク 家庭や地域との連携

学校支援ボランティアに参加した地域住民の人数は増加傾向にあり、地域で学校教育を支援する取組である学校支援地域本部の数も増加しているなど、学校支援の取組は広がりを見せています。

また、本県は民間の調査で、よい子が育つ全国トップレベルの環境があるとも評価されています。

今後とも、地域全体で子どもを育む取組を推進するために、学校と家庭や地域との連携体制をより充実させることが大切です。

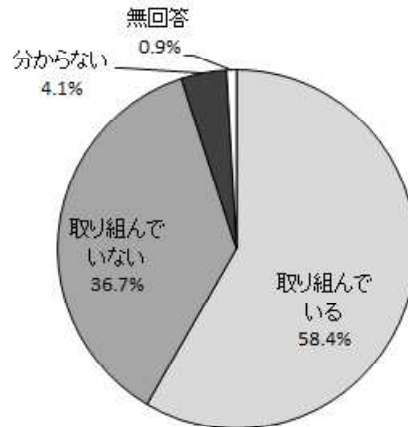
(3) 家庭や地域の教育について

ア 家庭の教育力

家庭はすべての教育の出発点であり、本県における保護者対象の調査結果をみても、家庭の役割として、基本的な生活習慣や規範意識、道徳心の育成などが重視されています。一方で、家庭の教育力の低下が懸念されており、公益社団法人日本PTA全国協議会の調査結果でも、多くの保護者が家庭で十分しつけをしない・できないと感じている状況があります。

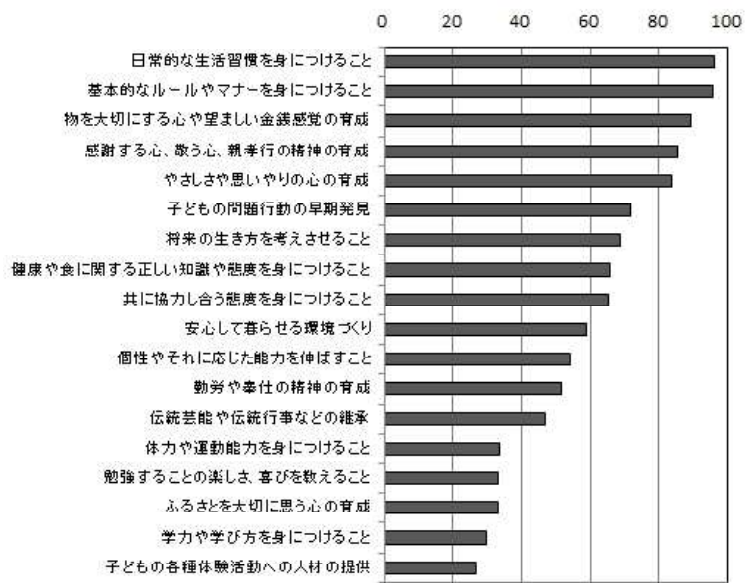
今後は、家庭教育の在り方に関する学習機会や情報の提供の充実等に一層取り組むとともに、社会全体で家庭教育を支援していく体制を構築していくことが必要です。

【あなたは学校支援ボランティアに取り組んでいるか】



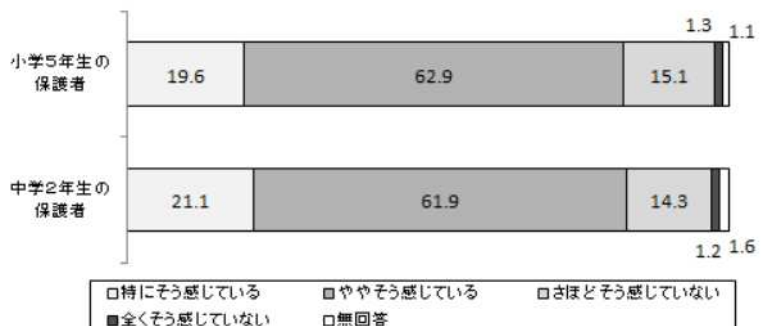
平成26年度みやぎの教育に関する調査(県教育委員会)

【保護者が考える家庭が担うべき役割】 単位：%



平成26年度みやぎの教育に関する調査(県教育委員会)

【「家庭で子どもに十分“しつけ”をしない・できない保護者が増えている」という声について】 単位：%



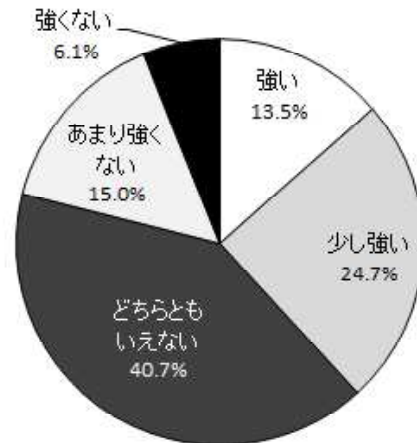
平成25年度教育に関する保護者の意識調査報告書
(公益社団法人日本PTA全国協議会)

イ 地域の教育力

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の教育力の低下が指摘されています。県の調査結果をみても、地域の結び付きが「強い」、「少し強い」と思う県民の割合は、38.2%となっています。

このようなことから、地域では、学校や家庭、企業・市民団体等と連携した様々な活動を通して、子どもと地域住民や地域住民同士の結びつきを強めるなど、地域の教育力を高めていくことが必要です。

【あなたの住んでいる地域のつながりは強いと思うか】



平成26年度宮崎県県民意識調査

(4) 生涯学習や文化・スポーツ活動について

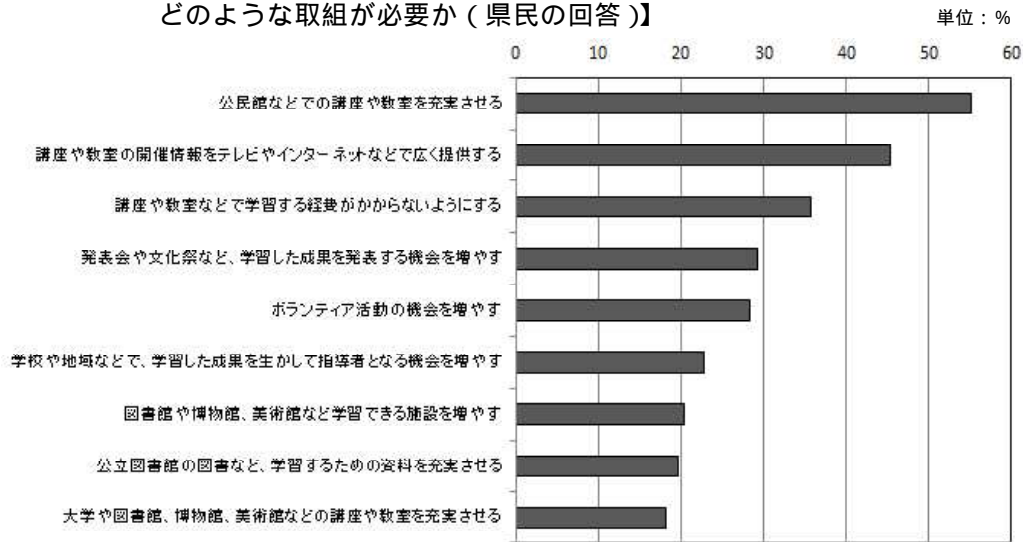
ア 生涯学習

長寿社会において、県民が生き生きと暮らしていくためには、県民一人一人が生涯を通じて学び、自らを磨き高め、自己実現を図る生涯学習の取組がますます大切になります。

県の調査結果をみると、生涯にわたって学習する環境をつくるためには、公民館などでの講座や教室を充実させることや講座等の情報を広く提供することなどが求められています。

今後は、講座や教室での学習内容の充実や生涯学習情報の整備と活用などを進めることが大切です。また、習得した知識や技術等の学習成果を、地域や社会の中で生かすことができるような環境の整備も必要です。

【県民みんなが生涯にわたって学習する環境をつくるためには
どのような取組が必要か（県民の回答）】



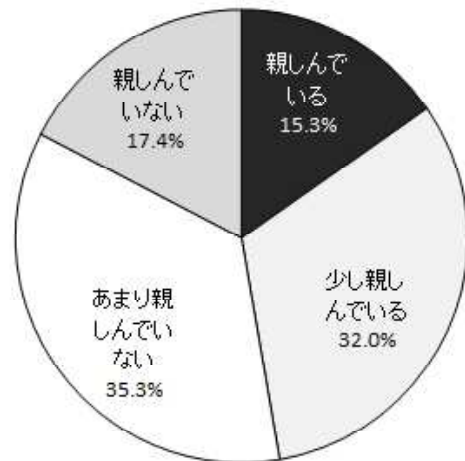
平成26年度みやざきの教育に関する調査(県教育委員会)

イ 文化活動

文化活動は、創造や体験を通じて暮らしに潤いや感動を与えるものであり、県民の誰もが日常的に文化にふれることができる環境の整備が重要です。県の調査結果をみると、日頃から文化に親しんでいる県民の割合は、47.3%となっています。

今後、さらに日頃から文化に親しむ県民を増やすために、県民一人一人が気軽に文化に親しむことができる機会を充実させ、また県民の文化活動を支える環境の整備を図るとともに、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保護・継承と活用に積極的に努めることが必要です。

【日頃から文化に親しんでいるか】



平成26年度宮崎県県民意識調査

ウ スポーツ活動

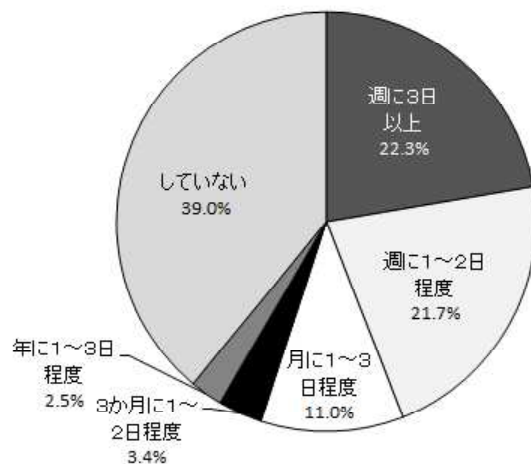
スポーツは、個人の心身の健全な発達に重要であり、最近では、健康・体力づくりに対する意識の高まりがみられるものの、県の調査結果をみると、週に1回以上運動・スポーツを行っている県民の割合は、44.0%にとどまっています。

今後とも、生涯にわたりスポーツに取り組むことについて県民の意識を高めるため、スポーツを支える環境の一層の充実を図ることが必要です。

また、競技スポーツの分野は、県民のスポーツへの関心を高め、感動や夢を与えるなど活力ある地域社会の形成に大きく貢献するものです。平成26年国民体育大会の男女総合成績(注8)は、宮崎国体以来最高となる19位となりましたが、本県の競技力は安定しているとまでは言えない状況です。

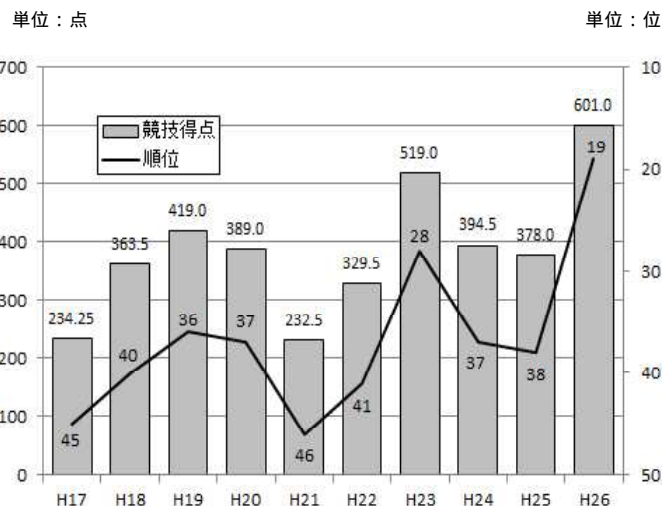
今後とも、少年期からの一貫した指導体制の確立や指導者の養成など、長期的な視点に立った取組が必要です。

【健康や楽しみ等のために運動・スポーツを行っているか】



平成26年度宮崎県県民意識調査

【国民体育大会の競技得点と男女総合成績の推移】



スポーツ振興課調べ

(注8) 「男女総合成績」：国民体育大会は、冬季大会・夏秋季大会を合わせて40の正式競技が実施され各競技の参加得点と競技得点の合計点を男女総合成績としている。

第三章

本県の目指す教育の姿

1 目指す県民像

2 本県が総合的・計画的に取り組む施策

(1) 基本的な考え方

(2) 施策の目標

施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進

施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進

施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む
教育の推進

施策の目標 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

施策の目標 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ
社会づくりの推進

(3) 成果目標

(4) 施策の体系

3 計画の全体像

1 目指す県民像

本計画は、「宮崎県教育基本方針」の具現化を図り、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を進めるため、将来世代である子どもたちはもとより、県民すべてを対象として施策を展開するものです。

そこで、本計画を通して目指す具体的な人の姿を「目指す県民像」として設定しました。

【 目指す県民像 】

夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人
ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
グローバルな視野をもって活動する人

「目指す県民像」は、「宮崎県教育基本方針」を踏まえ、児童生徒や保護者、地域住民や一般県民などを対象として実施した「みやざきの教育に関する調査」の結果から明らかになった課題や、広く県民からの意見を聴取するために開催した「第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」、「教育ミーティング」などにおいて、「次代を担う人材に求められること」として出された意見等を参考に本計画策定時に設定しました。

この「目指す県民像」の実現に向けて、計画改定後においても、次に示す施策に総合的・計画的に取り組んでいきます。

2 本県が総合的・計画的に取り組む施策

(1) 基本的な考え方

本計画における「本県が総合的・計画的に取り組む施策」は、その全般にわたって、次のように「横の連携」と「縦の接続」を重視して推進します。

「横の連携」

生涯にわたって様々な学びや活動に取り組んできた地域の人や企業等で活躍する人は、かけがえのない貴重な教育資源です。社会全体で総合的に教育に取り組むためには、県民一人一人がこれまで身に付けた知識や経験・技術などを、学校や家庭、地域における様々な活動の中で生かすことが必要です。

そのため、これまで推進してきた学校・家庭・地域が連携した取組を基盤として、さらに、地域の企業やNPO法人・市民団体等の多様な主体が一体となった取組を、これまで以上に進めるなど、人と人との「絆」、地域における様々な「絆」を深め、社会全体で教育に取り組むための「横の連携」を重視して取組を推進します。

「縦の接続」

「知識基盤社会^(注1)」が一層進展する中では、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や技術などを人材づくりへ生かすなど地域や社会に還元し、学びが循環する社会づくりを積極的に進め、「生涯学習社会^(注2)」の一層の実現を図る必要があります。

そのため、小・中・高等学校等の接続や大学との連携、また学校教育と社会生活等とのつながりを一層深めることが必要です。また、県民誰もが、生涯を通じて学習活動や文化・スポーツ活動等に取り組んだり、地域社会の一員として活動したりしながら自らを磨き高めていく環境づくりを進めるとともに、その学習成果を、地域づくりや子どもたちの教育に積極的に還元できる機会を充実するなど、ライフステージ^(注3)における活動の場をつなぐ「縦の接続」を重視して取組を推進します。

(注1)「知識基盤社会」：新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

(注2)「生涯学習社会」：人々が生涯の中で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会のこと。

(注3)「ライフステージ」：人生における段階を意味する。

(例) 乳幼児期(就学前教育期を含む) 青少年期 成人期 高齢期

(2) 施策の目標

本県教育の目指す姿の実現に向けて、次の5つを「施策の目標」として施策を推進します。

県民総ぐるみによる教育の推進
社会を生き抜く基盤を育む教育の推進
宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進
魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実
生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

各施策の目標の概要は、次のとおりです。

施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進

少子高齢化、人口減少など社会が大きく変化する中では、県民一人一人が、家庭の一員として、地域の一員として、社会の一員としての意識を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことが大切であり、そうした本県を支える人材づくりを進めるにあたっては、社会全体の教育力の向上を図ることが必要なことから、次のような取組を進めます。

施策1 県民総ぐるみによる教育の推進についての県民意識の醸成や、教育支援のためのネットワークの構築・充実などにより、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進を図ります。

施策2 家庭教育や社会教育についての各種広報・啓発活動や、社会教育関係団体の活動の充実及び連携の強化、子育てに関する相談・支援体制の整備等により、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

施策3 学校から保護者や地域住民等への教育活動についての情報発信や、保護者や地域住民等による学校評価の充実などにより、学校運営の工夫・改善を図りながら、地域住民等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進

多様な価値観・生き方が存在し、変化の激しい社会にあっては、学校教育において、子どもたちが生涯にわたり、変化に対応しながら心豊かにたくましく社会を生き抜く基盤を育む教育がこれまで以上に必要となっていることから、次のような取組を進めます。

施策1 認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育の内容の充実や、教員・保育士の資質の向上を図るとともに、保護者や地域の子育てへの支援体制の充実などに取り組みます。

施策2 子どもたちの学力や学習状況をもとに、基礎学力及び学習習慣の定着、進学支援の充実、教科指導力の向上、実態に応じた授業改善等を推進することにより、子どもたちの確かな学力の向上を図ります。

施策3 学校における道徳教育やその推進体制等の充実、子どもたちの自然体験・社会体験活動、交流活動などの推進及び文化・芸術活動の充実を図るとともに、いじめや不登校、高等学校の中途退学の未然防止や早期対応に向けた教育相談体制等の整備・充実を図り、子どもたちの豊かな心を育みます。

施策4 幼児期からの体力づくりや学校における体力向上対策の推進、児童生徒が自ら作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組など家庭、地域と連携した食育や健康教育の推進等を通して、子どもたちの健やかな心身を育みます。

施策5 子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じ、一斉読書の取組や学校図書館を活用した学習活動などを通して、子どもたちの読書に親しむ態度や読書習慣を身に付ける教育を推進します。

施策6 特別支援学校において、一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かで専門性の高い教育を推進するとともに、小・中・高等学校等の障がいのある子どもが、実態や特性に応じた早期からの一貫した支援を受けることができるよう、多様な学びに応じた支援体制の構築を図ります。

施策7 学校における人権教育の全体構想等の整備や校内外研修の充実とともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・関係団体等との協働による人権尊重の地域づくりに取り組むことにより、一人一人が人権についての正しい知識を身に付け、人権を相互に尊重しあい、共に生きる社会づくりを目指す人権教育を推進します。

施策8 各学校段階における現状や課題等について異校種間で共通理解するとともに、児童生徒・教員の交流や指導方法の工夫改善等を通して、幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育の推進や大学等との円滑な連携・接続を図り、より質の高い教育の提供に努めます。

施策の目標

宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進

これからの社会を生きる子どもたちには、自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜く基盤を育むとともに、グローバルな視野を持ちつつ、我が国と郷土を愛し、その発展に貢献する気概に満ち、地域や社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組もうとする意識や態度などの育成が大切なことから、次のような取組を進めます。

施策1 ふるさと学習や体験活動の充実、地域人材や文化財の活用等を通して、子どもたちが、地域に対する理解を深めるとともに、地域への関心を高め、ふるさと宮崎への誇りや愛着を育む教育を推進します。

施策2 子どもたちの地域活動への積極的な参加や、学校における各教科等の学習の工夫及び実践的な活動等を通して、子どもたちに、地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、適正に義務を果たし権利を行使するなど、地域の課題解決や地域づくりに参画しようとする意識や態度を育む教育を推進します。

施策3 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進や、地域や産業界等との連携による体験的な学習の充実等により、子どもたちに、将来に向けての目的意識や自立した社会人・職業人として必要な知識・技能や態度を育みます。

施策4 ICTを適切に利活用する能力や、我が国の伝統と文化を尊重するとともに異文化を理解する態度、豊かな語学力とコミュニケーション能力、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育を推進します。

施策の目標

魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るためには、様々な子どもの学びや育ちを支える教育環境の整備・充実を一層推進する必要があることから、次のような取組を進めます。

施策1 豊かな人間性や高い専門性を有する優れた教職員の確保、教職員自らが専門性向上に取り組むための研修等の充実、学校の組織力向上のための取組や、教職員がその能力を発揮できる働きやすい環境づくりに取り組みます。

施策2 学校安全体制の充実や耐震対策及び老朽化対策等を推進するとともに、子どもたち自らが主体的に判断し、行動できる態度等を育む安全教育を推進します。

施策3 少子化による児童生徒数の減少や多様な教育的ニーズ及び社会の変化等に対応した魅力と活力ある学校づくりの推進や、子どもたちにきめ細かな指導ができる体制の整備とともに、子どもたちへの修学支援の充実に取り組みます。

施策4 私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。

施策5 高等教育コンソーシアムとの連携・協力や運営支援、高等教育機関が地域と連携して、地域課題等の解決に取り組む事業への支援などにより、高等教育環境の充実に努めます。

本県が今後とも輝き続け活力を維持し発展していくためには、県民一人一人が夢や希望を抱き、生涯にわたって、学びを深めたり学び直しをしたり、また、新たな学びに取り組んだりしながら自らを磨き高めることや、文化・スポーツ活動に取り組んだり、挑戦したりするなど、様々な取組の中で自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や経験、技術等を社会に還元するなど、学びが循環する社会づくりが必要なことから、次のような取組を進めます。

施策1 生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となる環境づくりを推進するとともに、社会参加やキャリアアップなど多様なニーズに対応した学習機会の提供を進めます。

施策2 県民一人一人が様々な機会を通じて文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むとともに、県内各地の文化財や文化資源が大切に保存・継承され、積極的に活用される環境づくりを推進します。

施策3 関係機関・団体との連携により、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を図り、県民総参加型のスポーツの推進や、全国や世界で活躍できる選手の育成と強化に努めるとともに、障がい者スポーツや高齢者スポーツを推進し、県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう努めます。

(3) 成果目標

施策の主な取組である次代を担う子どもたちの育成や、県民の生涯を通じた学びの推進、本県が抱える課題への対応の視点から、県民すべてが共有できる成果目標（達成される姿）を設定し、県民一丸となった計画の推進を図ります。

	参考
成果目標 1 あいさつができる子ども 日本一	P 9 7 - 2
成果目標 2 思いやりの心を持っている子ども 日本一	P 9 8 - 3
成果目標 3 将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている子ども 日本一	P 9 9 - 3
成果目標 4 ふるさとや社会に貢献したいと考えている子ども 日本一	P 9 9 - 2
成果目標 5 世界の出来事について関心を持っている子ども 日本一	P 9 9 - 4
成果目標 6 子どもの学力 全国上位	P 9 8 - 2
成果目標 7 子どもの体力・運動能力 全国上位	P 9 8 - 4
成果目標 8 生涯を通じて、自らを高めている県民 日本一	P 1 0 1 - 1、2、3
成果目標 9 国民体育大会総合成績 30位以内	P 1 0 1 - 3
成果目標 10 医学部（医学科）合格者 年間100名以上	P 9 9 - 3

(4) 施策の体系

本計画の施策の体系は、以下のとおりです。

施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進

施策1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等
が一体となって取り組む教育の推進

- (1)教育に関する県民意識の醸成
- (2)県民の教育活動への参画の充実

施策2 家庭や地域の教育力の向上

- (1)家庭の教育力向上に向けた取組の充実
- (2)地域の教育力向上に向けた取組の充実

施策3 開かれた学校づくりの推進

- (1)地域住民との連携・協働の推進
- (2)学校運営の工夫・改善

施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進

施策1 就学前教育の充実

- (1)遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実のための支援
- (2)教員・保育士等の資質及び専門性の向上
- (3)保護者及び地域の子育ての支援体制の充実

施策2 確かな学力を育む教育の推進

- (1)児童生徒の学力の把握
- (2)児童生徒の学力向上
- (3)教員の指導力向上

施策3 豊かな心を育む教育の推進

- (1)道徳教育の充実
- (2)体験活動の充実
- (3)文化・芸術活動の充実
- (4)いじめ・不登校・高等学校等中途退学の防止

施策4 健やかな体を育む教育の推進

- (1)体力向上に向けた取組の推進
- (2)食育の推進
- (3)健康教育の推進

施策5 生きる力を育む読書活動の推進

- (1)読書の機会及び多様な図書に触れる機会の拡充
- (2)先進的な取組の紹介等

施策6 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進

- (1)乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の確立
- (2)地域における教育・支援システムの充実と教員の指導力の向上
- (3)特別支援学校の専門性の一層の強化

施策7 人権が尊重される社会を目指す教育の推進

- (1)幼児児童生徒の人権感覚の育成
- (2)教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上
- (3)地域と連携した人権尊重の精神の醸成

施策8 幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や大学等と連携した教育の推進

- (1)幼保小連携の推進
- (2)小中連携・小中一貫教育の充実
- (3)中高連携の推進
- (4)高大連携の推進

施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進

- 施策 1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進
- (1)学校における「ふるさと学習」の充実
 - (2)地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実
- 施策 2 地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進
- (1)地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進
 - (2)集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実
- 施策 3 キャリア教育・職業教育の推進
- (1)小中高一貫したキャリア教育の推進
 - (2)「高等教育コンソーシアム宮崎」等を活用した長期インターンシップ等の推進
 - (3)地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進
 - (4)明日の産業を担う人材の育成
 - (5)地域医療を担う人材の育成
 - (6)高校生の就職支援対策の推進
 - (7)特別支援学校の自立支援体制の充実
- 施策 4 グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界で活躍する人財を育む教育の推進
- (1)グローバル化に対応した教育の推進
 - (2)学校における教育の情報化の推進
 - (3)科学技術教育の推進
 - (4)環境教育の推進

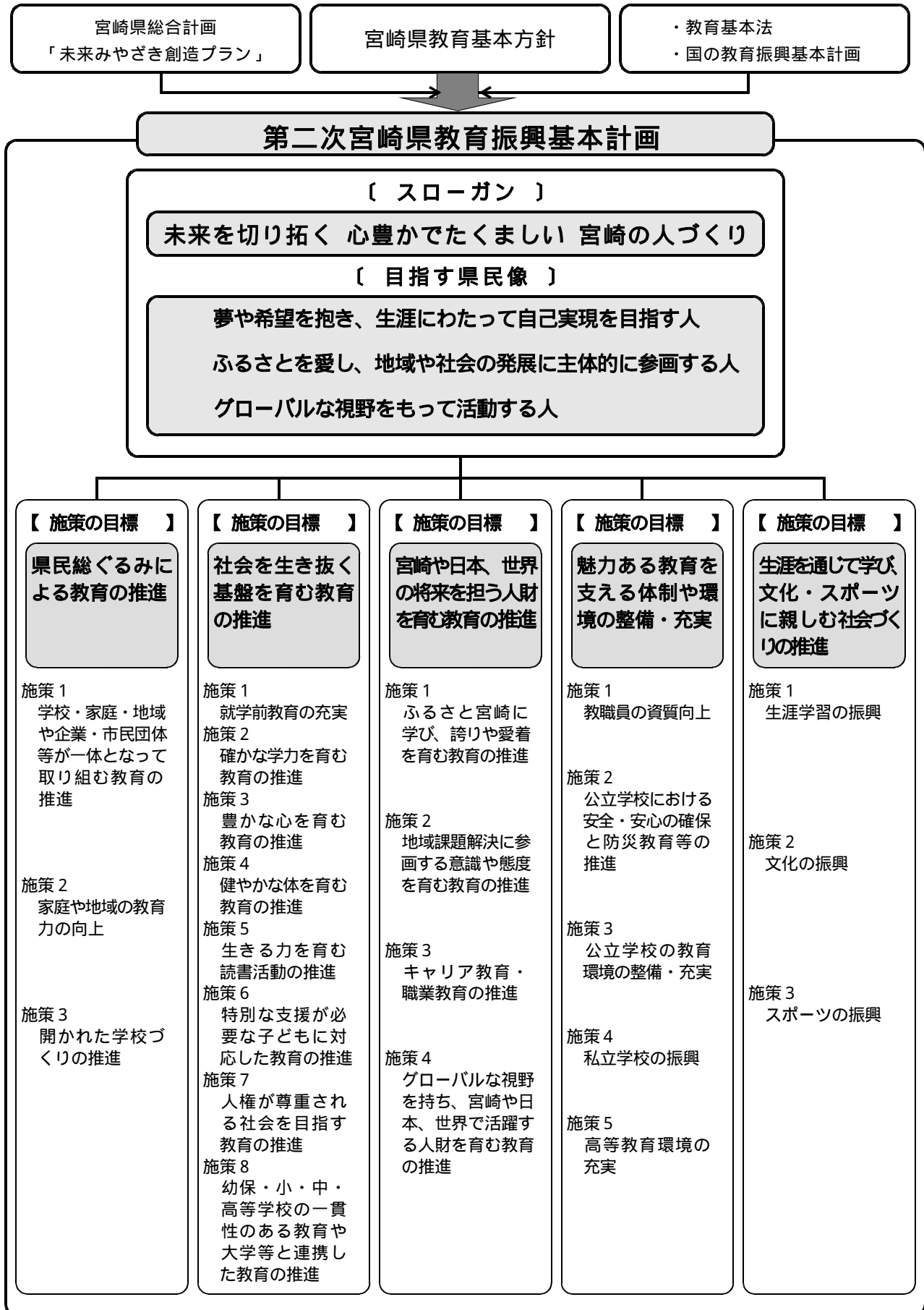
施策の目標 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

- 施策 1 教職員の資質向上
- (1)優れた人材の確保
 - (2)専門性や社会性向上のための取組の充実
 - (3)学校の組織力向上のための取組の充実
 - (4)能力を発揮できる環境の整備・充実
- 施策 2 公立学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進
- (1)学校安全体制の整備
 - (2)安全・安心な学校施設の整備
 - (3)実践的な防災教育等の推進
- 施策 3 公立学校の教育環境の整備・充実
- (1)県立学校の整備・充実
 - (2)児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備
 - (3)へき地・小規模校の振興
 - (4)修学支援の充実
- 施策 4 私立学校の振興
- (1)私立学校の教育の振興等に対する支援
 - (2)保護者負担の軽減に対する支援
 - (3)教職員の資質向上等に対する支援
 - (4)私立専修学校の教育の充実に対する支援
- 施策 5 高等教育環境の充実
- (1)魅力ある高等教育の推進
 - (2)高等教育機関の地域社会への貢献

施策の目標 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

- 施策 1 生涯学習の振興
- (1)生涯学習推進体制の整備
 - (2)社会教育の充実
- 施策 2 文化の振興
- (1)県民が文化に親しむ機会の充実
 - (2)県民の文化活動を支える環境の整備
 - (3)文化財の保護・継承と活用
 - (4)特色ある文化資源の活用
- 施策 3 スポーツの振興
- (1)学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
 - (2)県民総参加型のスポーツの推進
 - (3)全国や世界で活躍できる選手の育成と強化
 - (4)障がい者スポーツの推進
 - (5)高齢者スポーツの推進

3 計画の全体像



第四章

本県が総合的・計画的に取り組む施策

- 施策の目標 県民総ぐるみによる教育の推進
- 施策の目標 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進
- 施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進
- 施策の目標 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実
- 施策の目標 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

施策の目標

県民総ぐるみによる教育の推進

施策 1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

少子高齢化や情報化、国際化など、今後一層の社会の変化が予測される中、本県においても、地域社会における人のつながりの希薄化等が指摘されています。青少年の健全育成や障がい者が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の実現に向けて、県民が一体となって取り組むためには、教育への関心や社会全体の教育力が高まることがより一層求められています。

本県が活力を持ち続け、さらに発展していくためには、人や地域の絆や県民相互の協働意識等を一層深めるとともに、県民一人一人が自らも地域社会の一員としての自覚を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしながら、次代を担う子どもたちの教育にこれまで以上に積極的に関わることが必要となっています。

そこで、県民意識の醸成を図り、学校・家庭・地域、企業・NPO法人・市民団体等のネットワークの充実を進める中で、それぞれに期待される役割と責任を果たすことなどにより、県民が一体となって取り組む教育を推進します。

施策の内容

(1) 教育に関する県民意識の醸成

「みやざき子ども教育週間」の実施や、教育に関する広報・情報提供、特別支援教育に関するフォーラムの実施等を通して、子どもの教育への関心や社会全体の教育力が高まるよう、県民意識の醸成を図ります。

(2) 県民の教育活動への参画^(注1)の充実

学校と家庭、地域や企業・NPO法人・市民団体等及び宮崎県青少年育成県民会議などの関係団体が連携・協働した取組の推進や、学校を拠点とした教育支援ネットワークを構築し、県民の教育活動への参画を充実させ、社会全体の教育力の向上を図ります。

(注1)「参画」：様々な活動等に参加することにとどまらず、活動等の企画から運営・実施などに関わること。

主な取組

(1) 教育に関する県民意識の醸成

ア 「みやざき子ども教育週間」の推進

- ・毎年10月第3日曜日から1週間に設定する「みやざき子ども教育週間」の実施を通して、県民一人一人が、子どもの教育について、それぞれが果たす役割を自覚するとともに、協働して取り組もうとする気運の醸成を図ります。

イ 県民への広報・情報提供

- ・県教育委員会の広報番組やホームページ等を活用した情報提供及び「みんなで育てるみやざきっ子 ポイント5^(注2)」のリーフレットの活用等を通して、県民が、様々な教育活動や教育施策等についての理解を深めるとともに、県民総ぐるみによる教育支援や社会全体の教育力向上の重要性についての意識の高揚を図ります。

(注2)「みんなで育てるみやざきっ子 ポイント5」:「県民総ぐるみによる教育」を推進する際の留意点。

- ポイント1 こんな子供に育てたいという「目的・目標」を共有化しましょう!
- ポイント2 互いの「ニーズや課題」を理解し合いましょう!
- ポイント3 「多様な関係者を含むネットワークづくり」を進めましょう!
- ポイント4 「できる時に、できることから」を合言葉に進めましょう!
- ポイント5 「コーディネート的役割を果たす人材」を発掘・育成しましょう!

ウ 「あいさつ運動」の推進

- ・地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成するとともに、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みよい地域づくりを進めていくために、宮崎県青少年育成県民会議や宮崎県PTA連合会などと連携しながら、学校・家庭・地域や企業・NPO法人・市民団体等が一体となって取り組む「あいさつ運動」を推進します。

エ 共生社会実現に向けた人づくりの推進

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流の充実や高校生が主体となった障がいのある人との交流、特別支援教育フォーラムなどの開催により、次世代を担う子どもをはじめ教育関係者、保護者、地域住民に対して、共生社会の実現に向けた理解啓発を推進します。

(2) 県民の教育活動への参画の充実

ア 多様な主体の参画による教育支援システムの構築と連携強化

- ・地域において活動する企業・NPO法人・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステム(アシスト事業)を活用して、地域ぐるみの教育の普及・発展を図ります。また、市町村との連携を強化し、社会教育関係事業に多様な主体の参画を促すとともに団体指導者の研修の充実や関係団体等との教育支援ネットワークの構築により、一層の連携に努めます。

イ 子ども支援活動の充実

- ・地域全体で子どもの一日を通じた教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保や学習支援活動を推進するとともに、放課後や土日等の休日において、小学校の余裕教室等を活用した居場所づくりなどの体制づくりに努めます。

ウ 青少年の健全育成

- ・青少年の健全育成を図る県民運動を推進する宮崎県青少年育成県民会議と連携し、家庭や学校、地域において、青少年を心身ともに健やかに育むための見守り活動や非行防止活動などの全県的な運動を推進します。また、青少年が犯罪等に巻き込まれないように、学校・家庭・地域が一体となった情報モラル教育等を推進します。

【企業の力を教育に！「みやざきの教育」アシスト事業】

県民総ぐるみによる教育の推進 学校・家庭・地域の皆様へ

アシスト企業による教育支援活動



学習などのお手伝いをしてくれる企業はありませんか？

ありますよ。わたしたち、アシスト企業は、子供たちや県民のみなさんの学びを積極的にお手伝いしています。





どんな企業がどんなお手伝いしてくれるのかしら？

サービス業、製造業、情報通信業、建設業、農業等、様々な企業200社以上が登録し、下記のようなお手伝いをしています。



学校

- ・専門性を活かした授業支援
- ・職業講話の講師派遣
- ・職場体験・見学の受入



学校での職業講話

家庭

- ・親子でできる体験活動の提供
- ・家庭教育学級等への講師派遣
- ・子育てに関する情報提供



家庭教育学級での職場見学や説明

地域

- ・職場見学の受入
- ・住民への出前講座や研修会等への講師派遣



地域イベントでの出前講座



企業にお手伝いをお願いすると費用はどのようになるんだろう？

原則無償でお手伝いしています。



アシスト企業 宮崎 検索

詳しくはホームページをご覧ください。



アシスト企業とは、企業がもつ人材や施設などの教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供していただいている企業です。



施策 2 家庭や地域の教育力の向上**現状と課題及び今後の方向性**

すべての教育の原点である家庭教育^(注1)は、子どもたちに豊かな情操や基本的な生活習慣、他人に対する思いやりや倫理観、社会的なマナーなど、人格形成の基礎を育むものですが、近年、子育ての悩みや不安を抱く保護者が増加しており、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、地域社会における人のつながりの希薄化などを背景として、地域の在り方やその機能が変化するなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

その一方で、地域住民が学校の教育活動や登下校の見守り活動などに積極的に協力する姿も多く見られるようになってきました。

本県が活力を持ち続けさらに発展していくためには、人づくりの基盤となる家庭の教育力や、子どもたちの成長を見守り育む地域の教育力の向上が不可欠です。

そこで、保護者による家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する相談・支援体制等の整備や各種広報・啓発活動の充実、学習機会の充実や社会教育関係団体等の連携強化など、これまでの取組の成果を継承しながら、家庭や地域の教育力の一層の向上に取り組みます。

(注1)「家庭教育」：教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

施策の内容**(1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実**

家庭教育の重要性についての広報・啓発活動や社会教育関係団体等との連携・協働した学習機会の提供等により、地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組を進めます。

(2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実

公民館等の社会教育施設の効果的な活用、学校や地域との連携・協力体制の構築、地域ぐるみの読書活動を通して、地域の教育力向上に努めます。

主な取組

(1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

ア 子どもの生活習慣づくりに向けた運動の推進

- ・「地域の宝」である子どもたちの基本的な生活習慣づくりについて、社会全体の問題として理解や取組を促進するために、宮崎県PTA連合会や宮崎県青少年育成県民会議などとの連携による「子どもの生活習慣づくり運動」を提唱し、「早寝早起き朝ごはん」、「あいさつ」などの取組を推進します。

イ 家庭教育に関する学習環境の充実

- ・地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等との連携により、「みやざき家庭教育サポートプログラム^(注2)」を活用した講座を実施するなど、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- ・家庭教育に関する講師の人材バンクの充実や子育ての悩みや不安を抱く保護者の相談に気軽に応じる支援者の養成により、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備を図ります。

(注2)「みやざき家庭教育サポートプログラム」：参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとのかかわり方等について学ぶことのできる学習プログラム。

ウ 将来の親世代を育成する教育の推進

- ・将来親となる青少年に対して、子育て等についての学習機会や体験的な活動の場を提供します。

エ 家庭教育に関する相談体制の整備

- ・宮崎県教育研修センターが行う相談事業（電話相談・来訪相談）の充実を図ります。

オ 広報・啓発活動の充実

- ・地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等の活動内容や家庭教育の重要性、社会全体で教育力向上に取り組む必要性、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及などについて広報・啓発に努めます。また、ホームページ「みやざき学び応援ネット」による情報提供の充実を図ります。

【みやざき学び応援ネットのトップページ】



<http://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/>

(2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実

ア 社会教育施設を活用した学習機会の充実

- ・地域における学習拠点・活動拠点となるよう公民館の活動を支援します。また、地域の少年団体やその指導者を対象とした、県立青少年自然の家等が行う体験活動の充実に努めます。

イ 学校と地域との連携・協力体制の構築

- ・地域における指導者等の人材バンクの充実や学校教育を支援するボランティアの養成により、地域全体で学校を支える体制の整備を図ります。

ウ 地域ぐるみによる読書活動の推進

- ・地域ぐるみで、子どもが保護者とともに、身近に本と出会える場や機会をつくるなど、大人も子どもも読書に親しむ環境の充実に努めます。



【みやざき家庭教育サポートプログラム展開例】

テーマ 親子のコミュニケーション

プログラム 子どものほめ方・しかり方

ねらい 子どもに対するほめ方やしかり方についてロールプレイングをしたり、話し合ったりすることを通して、場や状況に応じたよりよい言葉かけについて考える。

<展開(60分)>

時間	展開	展開のポイント
導入 10分	1 テーマの説明 2 アイスブレイキング ・自己紹介 ・仲間さがし 3 「3つの約束」の確認	・参加者の緊張をほぐし、グループ内での円滑な話し合いのためにアイスブレイキングを行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <3つの約束> 一人一人が主役です お互いの意見を尊重しましょう ここだけの話にします </div>
活動 (1) 20分	4 子どものしかり方におけるよりよい言葉かけについて考える。 ロールプレイング グループの話し合い 全体の場で発表 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ワークショップ(ロールプレイング)> 家の中で暴れていて、大事な花瓶をこわしてしまって、子どもが何も言わない時。 </div> 例:「怒らないから、理由を言ってごらん」 「お母さんは自分から言ってほしかったな」 「けがはなかった」など
活動 (2) 20分	5 子どものほめ方におけるよりよい言葉かけについて考える。 ロールプレイング グループの話し合い 全体の場で発表 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ワークショップ(ロールプレイング)> 夕食の支度をしている最中に、子どもが「今日、初めて5メートル泳げたよ。」と言ってきた時。 </div> 例:「今忙しいから後で聞かせてね」 「すごいじゃない。頑張ったね」 「次は10メートルを目指そうね」など
まとめ 10分	6 まとめ ・読み聞かせ 「うんちっち」 (ステファニ・ブレイク作 あすなる書房)	・今日の学習の感想を書く。

みやざき家庭教育サポートプログラム http://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/support_program.html

施策 3

開かれた学校づくりの推進

現状と課題及び今後の方向性

多様化、複雑化する教育課題に対応するため、学校は、家庭や地域と積極的に連携を深め、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

「みやぎきの教育に関する調査」によると、本県のほとんどの学校ではオープンスクールが実施されたり、地域人材が学習活動で活用されたりするなど、開かれた学校づくりが推進されています。一方、半数以上の県民が、学校の取組や地域での活動などの情報発信及び共有が必要と回答しているように、今後も、更なる連携・協働を推進する取組が必要です。

このため学校では、基本的な情報を日常的かつ積極的に提供し、家庭や地域との情報の共有化に一層取り組みます。

また、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

施策の内容

(1) 地域住民との連携・協働の推進

保護者や地域住民に対する積極的な情報発信や、保護者・地域住民と連携・協働する取組を推進します。

(2) 学校運営の工夫・改善

保護者・地域住民の参画を得ながら学校運営の工夫・改善や学校支援の充実を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりの取組を推進します。

主な取組

(1) 地域住民との連携・協働の推進

ア 学校からの情報提供等の工夫・充実

- ・各学校では、あらゆる機会を通して、保護者や地域住民が求める情報を把握し、学校だよりやホームページ等を活用し日常的に提供することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

イ 地域住民による学校への支援

- ・地域住民が、学校の様々な教育活動をサポートする体制づくりを支援することにより、教育活動の充実や教員が子どもと向き合う時間の拡充を図るとともに、子どもが地域の大人とふれあう機会や多様な経験をする機会を拡充します。

(2) 学校運営の工夫・改善

ア 地域に開かれた学校づくりを実現するための学校評価の推進

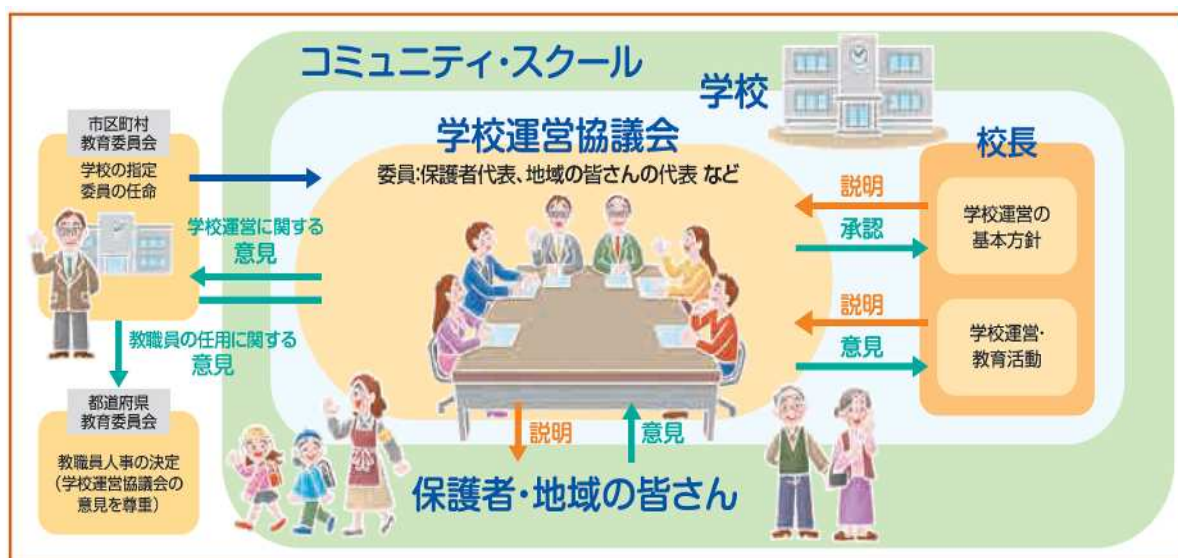
- ・すべての公立学校において、学校が自らの教育活動や学校運営の取組について自己評価を行い、それに対する保護者や地域住民による学校関係者評価を受け、その結果を公表することにより、信頼される学校づくりを進めます。

イ 地域の力を学校運営に生かす取組の充実

- ・教育委員会から委嘱を受けた学校評議員からの提言や意見を参考に学校運営に反映する学校評議員制度の充実を図ることにより、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。
- ・学校評議員制度から、教育委員会から任命された保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（注1）への移行を検討するなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。

（注1）「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」：学校に教育委員会から任命された保護者や地域の方などで構成する「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、保護者や地域の方が学校の様々な課題解決に参画していく仕組みのこと。

【コミュニティ・スクールのイメージ】



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長に代わり学校運営を決定・実施するものではありません。

（文部科学省作成：コミュニティ・スクールパンフレットより）

施策 1 就学前教育の充実**現状と課題及び今後の方向性**

近年、核家族化、少子高齢化が進む中、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、就学前の子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中で、子どもたちには、のびのびとした遊びや直接体験が不足している、運動能力が低下している、食生活の乱れが見られる、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの傾向がみられます。また、耐性や自制心、規範意識、コミュニケーション力が育っていないなどの懸念の声もあります。さらに、子育てに不安や悩みを感じている保護者も多くみられます。

これらの課題解決に向け、就学前の子どもたちの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実、認定こども園・幼稚園・保育所等の教員・保育士等の資質及び専門性の向上、さらに保護者等に対する子育ての支援体制の充実を図ります。

施策の内容**(1) 遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実のための支援**

認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育の内容の充実のため、運営への支援及び教育課程・保育課程、小学校との円滑な連携・接続等への指導・助言に努めます。

(2) 教員・保育士等の資質及び専門性の向上

子どもたちの感動体験を広げ、感性を育むため、認定こども園・幼稚園・保育所等の教員・保育士等の資質及び専門性の向上を図る研修の充実に努めます。

(3) 保護者及び地域の子育ての支援体制の充実

認定こども園・幼稚園・保育所等や子育て支援団体などによる子どもの成育過程に対応した講座等の開催を促進することにより、子育て中の保護者に対して家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

主な取組

(1) 遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実のための支援

- ア 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育課程・運営管理等への指導・助言
 - ・就学前教育の質の向上に向け、関係法令及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく教育・保育が適切に実施されるよう指導・助言に努めます。
 - ・認定こども園・幼稚園・保育所等の保健安全対策に関する取組を促進します。
- イ 認定こども園・幼稚園・保育所等の相互連携及び小学校との連携推進
 - ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るため、合同研修の開催等を通して、認定こども園・幼稚園・保育所等の相互連携や小学校との連携を推進します。
- ウ 私立の認定こども園・幼稚園・保育所等の運営への支援
 - ・私立の認定こども園・幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の内容の充実を図るために、運営の支援を行います。

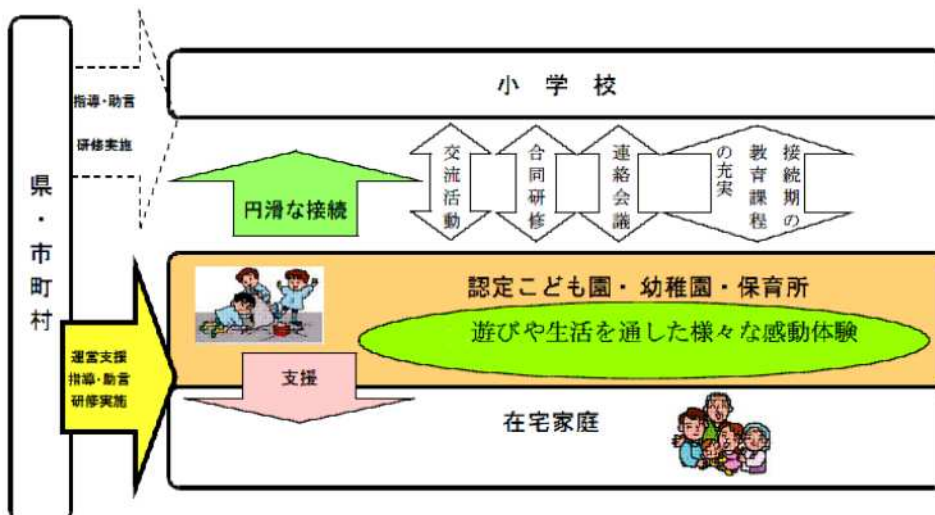
(2) 教員・保育士等の資質及び専門性の向上

- ア 認定こども園・幼稚園・保育所等の教員・保育士等を対象とする研修の実施
 - ・教員・保育士等の資質向上のため、就学前教育・小学校関係者及び保護者等の意見を踏まえ、研修内容や研修体制を充実させるとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の合同研修を推進します。

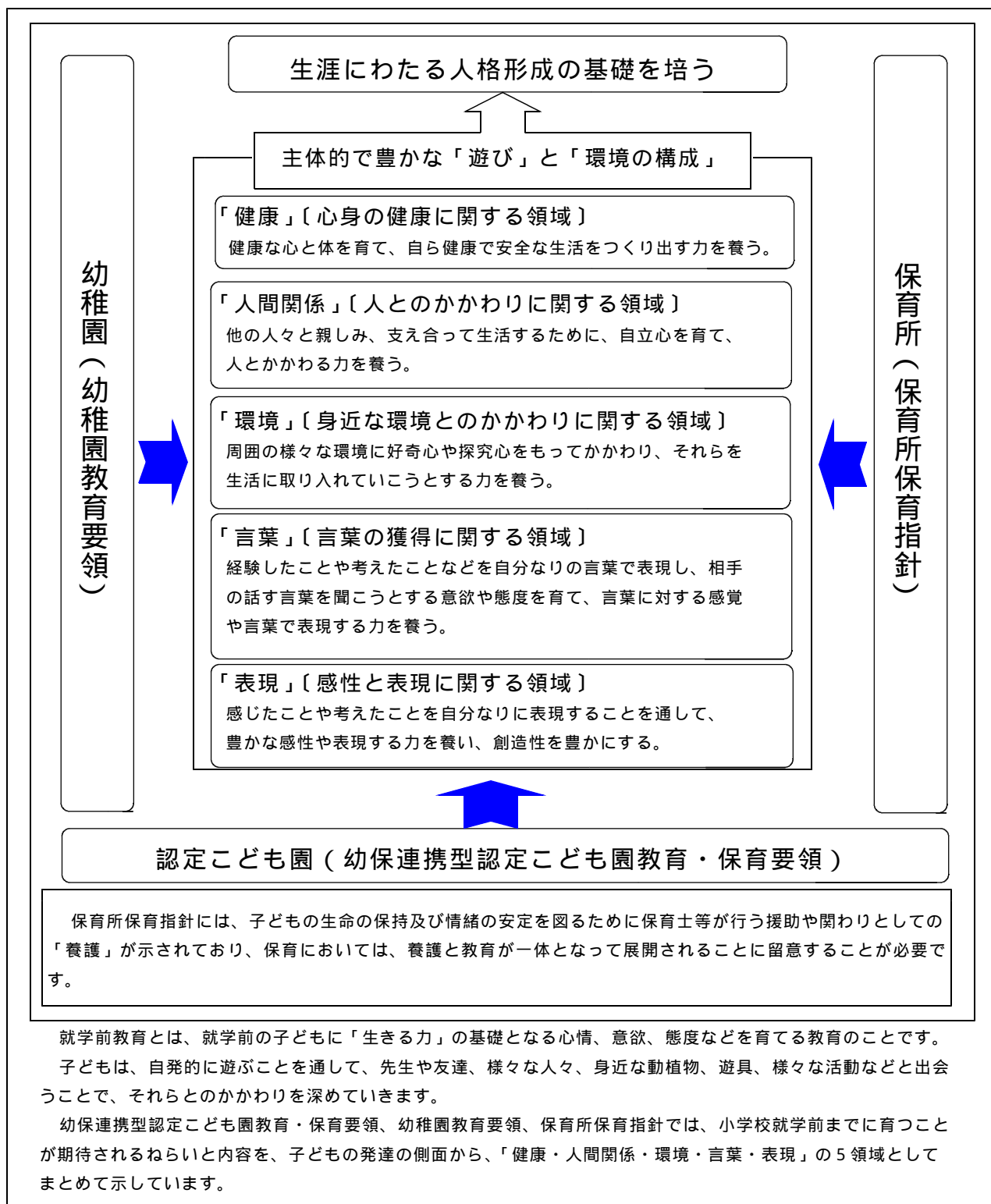
(3) 保護者及び地域の子育ての支援体制の充実

- ア 地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施
 - ・認定こども園・幼稚園・保育所等や児童館、地域子育て支援センター等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談、学習機会の提供等の子育ての支援を促進する体制を充実するため、子育ての支援者養成の研修を推進します。

【生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の充実】



【就学前教育で身に付けさせたい力】



施策 2

確かな学力を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

「知識基盤社会」を児童生徒が主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な知識・技能の習得とともに、これらを活用する力を身に付けることが必要です。

平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県の児童生徒の学力はほぼ全国水準であるものの、小学校では知識に関する問題に比べて、活用に関する問題について全国との差が見られます。

そこで、宮崎県教育委員会では、このような全国学力・学習状況調査の結果等をもとに、「みやざき『学びのすすめ』～宮崎の子どもたちの学力を伸ばす“ひむか3か条”（「ひとつとつながるコミュニケーション」「むちゅうになる読書」「かくじつな振り返り）」～」をつくり、学校と家庭が一体となった確かな学力を育む教育を推進します。

また、現在検討されている新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革の今後の動向を見据え、実態に応じた指導方法・指導体制の工夫・改善や小・中・高等学校等の一貫した取組等を推進するとともに、教員の指導力の向上を図る取組を推進します。

【宮崎の子どもたちの学力を伸ばす“ひむか3か条”】



施策の内容

(1) 児童生徒の学力の把握

児童生徒の学力の向上に向けて、学力や学習状況を把握するための取組を推進します。

(2) 児童生徒の学力向上

学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援するとともに、一貫教育の推進や少人数指導の工夫・改善など、実態に応じた学力向上の取組を推進し、自ら進んで学習に取り組む意欲の向上や、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着、さらに、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

(3) 教員の指導力向上

知識・技能の習得を基盤としながら、子どもたちが課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業の推進などを通して、教員の指導力向上を図ります。

主な取組

(1) 児童生徒の学力の把握

ア 学力調査の実施

- ・小・中学生の学力の実態や学習状況を把握・分析し、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進するために、本県独自の学力調査を実施し、授業改善等に反映させます。

(2) 児童生徒の学力向上

ア 学力向上マネジメントサイクル確立の支援

- ・学力に関する実態の把握・分析をもとに改善計画を策定し、授業改善等の実践や取組の評価を行い、更なる改善を進めるために、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

イ 「みやざきWeb学びのシステム^(注1)」の活用推進と拡充

- ・学校における「みやざきWeb学びのシステム」の活用と授業改善を図る実践の定着や、家庭と連携した「かくじつな振り返り」の実践を推進するとともに、システムの充実を図ります。

(注1)「みやざきWeb学びのシステム」：小・中学生の学力を一層伸ばすため、算数・数学科などの問題を配信したり、その結果を分析したりするWeb上のシステム。

【「みやざきWeb学びのシステム」のトップページ】



<https://www.miyazaki-manabi.jp/>

ウ 学力向上を図る一貫教育の推進

- ・小・中・高等学校等の円滑な連携と接続を図り、系統性・一貫性のある教科指導等による学力の向上を図る一貫教育の取組を推進します。

エ 少人数指導の工夫・改善

- ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導の工夫・改善を図ります。

オ 地域や学校の実態・課題に応じた学力向上の取組の推進

- ・学力調査の結果等をもとにした地域の課題について課題解決の方策を明確にした授業研究会を実施し、児童生徒の学力向上を図ります。

カ 学校図書館を活用した学習活動や読書活動の推進

- ・自ら学ぶ意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等を育むため、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能を生かした学習活動や読書活動を推進し、家庭と連携した「むちゅうになる読書」を推進します。

キ 合同学習会等による高校生の学力向上の推進

- ・高校生の学力向上を図るために、基礎学力向上を目的とした教員研修や、指導力の優れた教員を講師とした学年毎の講習会・学習会等を実施します。

ク 高等学校と大学等が連携した学力向上の推進

- ・生徒の学習意欲の向上と進路意識の定着のため、大学等による高校生向け出張講義の実施や公開授業への参加などの取組を促します。

(3) 教員の指導力向上

ア 基礎学力や学習習慣の定着を図る指導の充実

- ・ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導や学習習慣を身に付けさせる指導に関する実践推進地域・実践推進校の取組成果の普及などにより、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 授業モデルの作成と活用、教科指導に関する実践研究校の取組成果の普及などにより、教員の教科指導力の向上を図ります。

【算数・数学の授業モデル】

■算数・数学 授業づくり資料

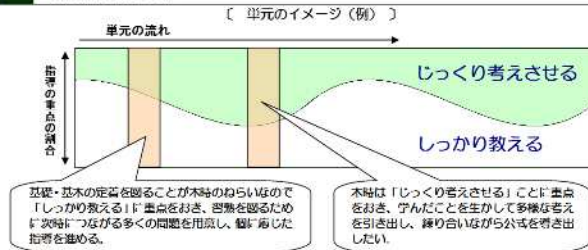
宮崎県教育庁 学校政策課

学力向上は日々の授業の充実から

～ 分かる喜びや、考える楽しさを実感させる授業をめざして ～

◆ みやざきスタイルの算数・数学の授業 ◆
「 しっかり教える じっくり考えさせる 」授業を

ポイント 1 単元全体の中で、「しっかり教える」内容と「じっくり考えさせる」内容を意識して指導計画を立てる。



ポイント 2 1時間の授業で、ねらいを明確にし、めりはりのある学習過程を工夫し、ねらいの達成状況を確実に見届ける。

授業で心がけたいこと	
導入	ねらいを明確に ○ 学習課題（問題）やめあてなどを黒板等に分かりやすく示す。
展開	めりはりをつけて ○ 「しっかり教える」「じっくり考えさせる」のどちらに重点をおいた授業なのか、学習方法や時間配分を考慮して学習過程を工夫する。 問題解決的な学習過程を固定的にとらえるのではなく、ねらいに応じて柔軟に設定する。 ○ ねらいに応じた算数（数学）的活動を適切に位置付ける。 ○ 自力解決の場面と学び合いの場面を設定する。 ○ 本時の学習のまとめを黒板等に分かりやすく示す。
終末	ねらいの達成を確実に見届けて ○ 定着・発展問題などを行う時間を確保する。 ○ 学習内容や学び方を振り返る場を設定する。

ポイント 3 すべての領域で、「算数（数学）的活動」を通して指導する。

算数（数学）的活動とは…

児童（生徒）が目的意識をもって主体的に取り組む算数（数学）にかかわりのある様々な活動（遊び）

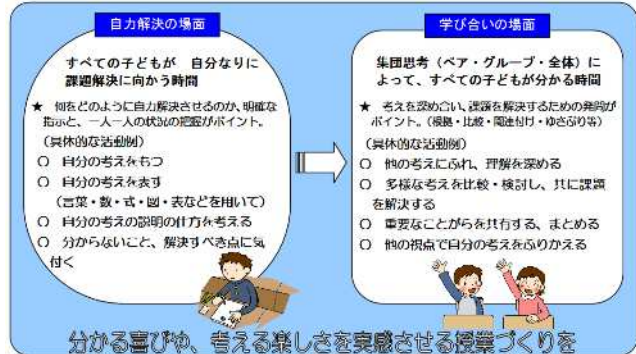
例えば、こんな活動を…

数量や図形について

- ・ 比べる
- ・ 見付ける
- ・ 作る
- ・ 式や図や表に表す
- ・ 考え説明する
- ・ 性質や関係を調べる（見いだす）
- ・ 根拠を明らかにし、筋道立てて説明し伝え合う

- ★ 算数（数学）的活動として、作業的・体系的な活動や具体物を用いた活動が挙げられることが多いのですが、そうした活動に限られるのではなく、考える活動や、考えたことなどを表したり、説明したりする活動も算数（数学）的活動に含まれます。（言語活動に関する指導の充実）
- ★ 算数（数学）的活動は、数量や図形の意味を実感をもってとらえたり、思考力、判断力、表現力等を高めたりするとともに、算数・数学を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにするために取り入れるものです。

ポイント 4 自力解決と学び合いの場面の役割を明確にし、考えさせることを焦点化する。



ポイント 5 1時間1時間の授業で、学び力や学習技能を身に付けさせる。

イ 学習指導要領の理解と授業改善の推進

- ・ 学習指導要領の趣旨や内容の徹底を図るために、すべての学校において地域の特色を生かした教育課程が実施できるようワークショップ（注2）や研究会を行い、授業改善を支援します。

（注2）「ワークショップ」：学習者が自らの知識や体験をもって、主体的にグループでの話し合いや体を動かして学習する活動。

ウ 校内研修の充実の支援

- ・ 各学校における授業力向上のための校内研修の取組に対し、訪問指導や情報の提供を行い、研修の充実と教員の指導力向上を支援します。

施策の目標 **社会を生き抜く基盤を育む教育の推進**

施策3 **豊かな心を育む教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

子どもたちが、心豊かに人生を送るには、よりよい人間関係を築くためのあいさつを進んで行うとともに、社会生活を営む上で必要な約束事やきまりを守るなどの規範意識を身に付けていくことを基盤とする心の教育の充実を図ることが重要です。本県では学校・家庭・地域が連携を深め、よくあいさつを交わし、他者に対しても思いやりの心を持って接することができるなどの、豊かな心を子どもたちに育んできたところです。

これからも、この取組をより一層強化していくために、学校では、道徳教育の推進体制や研修体制を充実させ、家庭や地域との連携をさらに深めるとともに、自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動などの体験活動の充実や、豊かな情操を育む文化・芸術活動の充実を図ることを通して、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

また、平成26年2月に策定した「宮崎県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期解決に向けた組織的な取組を推進していきます。加えて、中高生の不登校率や高等学校等の中途退学率の現状を踏まえ、その対策に向けての取組を推進していきます。

施策の内容

(1) 道徳教育の充実

各学校の推進体制や研修体制を充実させ、家庭や地域との連携を深めるとともに、「命や絆を大切にする」宮崎県道徳教育読み物資料集の有効な活用を図りながら、道徳教育の充実を図ります。

(2) 体験活動の充実

児童生徒の自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。

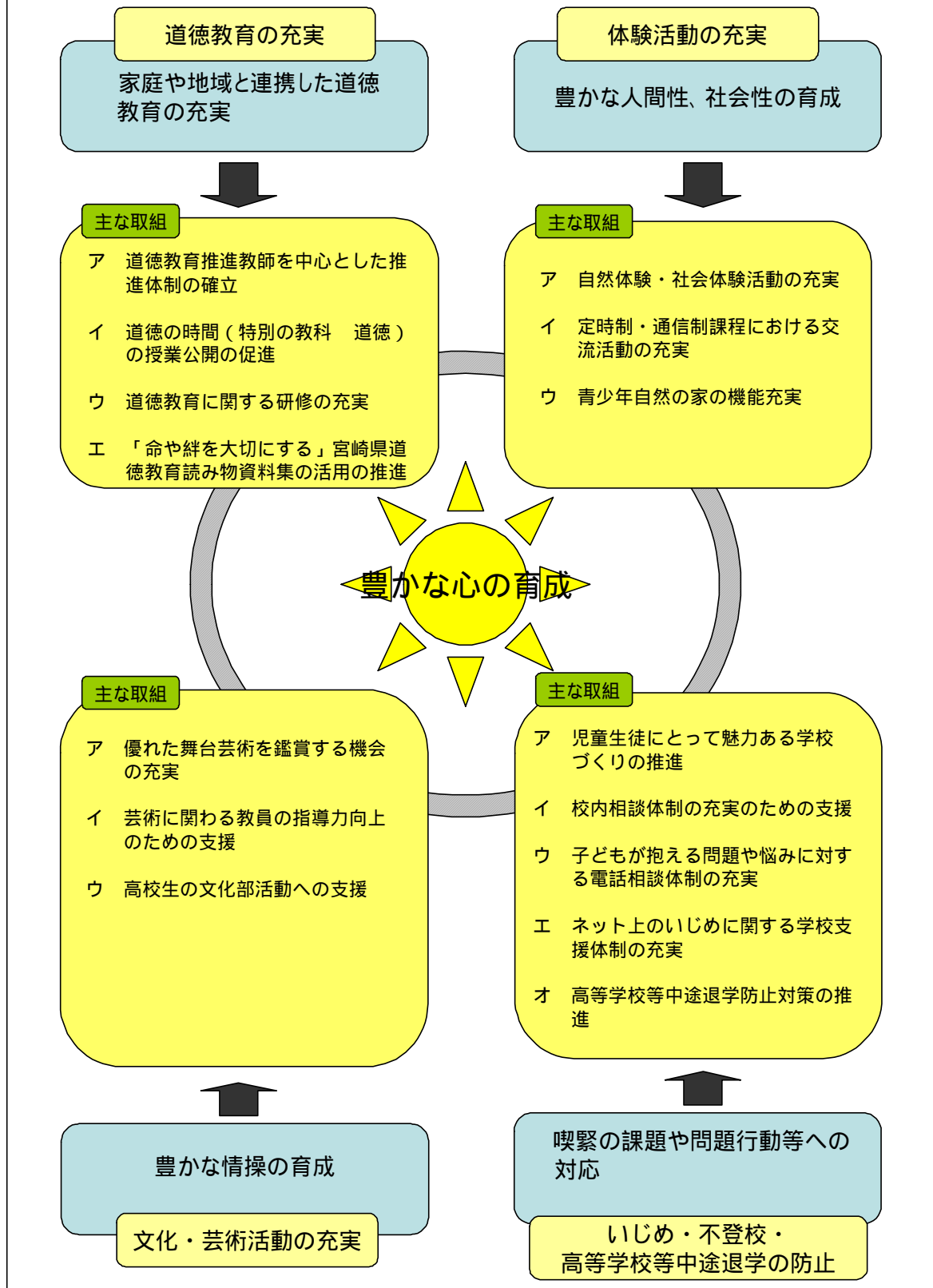
(3) 文化・芸術活動の充実

児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞する機会や文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、芸術に関わる教員の指導力の向上や、高校生の文化部活動への支援を通して、豊かな情操の育成を目指します。

(4) いじめ・不登校・高等学校等中途退学の防止

子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、子どもたちの悩み等に対応するため、専門家を活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

豊かな心を育む教育の推進



主な取組

(1) 道徳教育の充実

ア 各学校における道徳教育の充実

- ・各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、道徳教育推進教師が中心となった道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が一体となった道徳教育を進めます。
- ・参観日等を通して、保護者や地域の方々へ積極的に道徳の時間（特別の教科 道徳：以下「道徳科」という）の授業公開を行い、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。
- ・研修講座等の充実により、道徳教育に関する指導力の向上に努めるとともに、道徳科の全面実施への円滑な移行を図ります。
- ・小・中学校での道徳の時間（道徳科）や高等学校の特別活動等で、「命や絆を大切にする」宮崎県道徳教育読み物資料集の有効な活用を図ります。



「命や絆を大切にする」宮崎県道徳教育読み物資料集

(2) 体験活動の充実

ア 自然体験・社会体験活動の充実

- ・児童生徒の発達の段階に即して、自然体験・社会体験活動をより計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

イ 定時制・通信制課程における交流活動の充実

- ・定時制・通信制課程で学ぶ生徒が、仲間との交流を通して自分自身の在り方生き方に自信と誇りを持てるよう、生徒生活体験発表大会及び文化の集い、スポーツ交流などの支援を行います。

ウ 青少年自然の家の機能充実

- ・青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、自然体験や集団宿泊活動等の多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。

(3) 文化・芸術活動の充実

ア 優れた舞台芸術を鑑賞する機会の充実

- ・小・中・高等学校等の児童生徒を対象に、優れた音楽、演劇を鑑賞したり触れたりする機会を提供し、文化・芸術に対する関心を高めることにより、豊かな感性の育成を図ります。

イ 芸術に関わる教員の指導力向上のための支援

- ・県内の芸術に関わる教員に対して、講師を招いた実技講習会や研修会を実施することにより、教員の指導力を高め、学校における文化・芸術活動の質の向上を図り、児童生徒の芸術文化を愛好する心情の育成を図ります。



(ハニア)

県高文連マスコットキャラクター

ウ 高校生の文化部活動への支援

- ・県内の高校生に、文化・芸術活動の成果を総合的に発表する機会を提供することにより、参加生徒・学校間の交流を深め、文化・芸術活動の推奨と普及、振興を図ります。

(4) いじめ・不登校・高等学校等中途退学の防止

ア 児童生徒にとって魅力ある学校づくりの推進

- ・全ての児童生徒が学校に行きたいと感じられるよう、児童生徒の実態に基づいた授業改善を図り、学ぶ楽しさが実感できる授業や、児童生徒が主体となり充実感や達成感を味わえる行事等に取り組む学校づくりを推進します。

イ 校内相談体制の充実のための支援

- ・いじめや不登校などの子どものサインを見逃さないよう、教師の児童生徒理解を高める取組や、アンケート調査やあらゆる機会や場面において教育相談を実施するなどの取組を更に推進します。
- ・学校や子どもが抱える様々な問題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^(注)等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。

(注)「スクールソーシャルワーカー」：児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

ウ 子どもが抱える問題や悩みに対する電話相談体制の充実

- ・子どもが抱える問題や悩みに対応するため、宮崎県教育研修センターの「ふれあいコール」による電話相談体制の充実を図ります。

エ ネット上のいじめを防止するための取組の推進

- ・コンピュータや携帯電話等によるネット上のいじめなどの問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応のための対策を講じ、問題解決と情報モラルの向上を図ります。

オ 高等学校等中途退学防止対策の推進

- ・中学校と高等学校等の連携を推進し、中学校における進路指導を充実します。
- ・各学校における相談体制を充実させるとともに、個別の学習支援や基礎学力の定着に取り組みます。

施策の目標 **社会を生き抜く基盤を育む教育の推進**

施策 4 **健やかな体を育む教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、昭和60年頃をピークに低下傾向が見られました。そこで、平成16年度から県内すべての公立小・中・高等学校等で全児童生徒を対象に体力・運動能力調査を実施し、その結果をもとに各学校で独自の「体力向上プラン」を作成・実践するなど、体力向上への取組を進めた結果、徐々にその成果が表れてきています。全国との比較においては、平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、全実技調査項目の97.1%が全国水準以上の状況にあります。しかし、積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が見られる等の課題もあります。そのため、各学校における「体力向上プラン」の改善・充実を図るとともに、幼児期からの継続した体力づくりを推進します。

また、食と健康については、偏った栄養摂取による肥満・痩身、朝食等の欠食など、児童生徒を取り巻く食に起因する健康課題も少なくない状況にあり、それらに適切に対応していく必要があります。そのため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育んでいくための基礎が培われるよう、食に関する指導の充実を図ります。

さらに、健康に関しては、生活環境の急激な変化などを背景として、ストレスによる心身の問題や、アレルギー疾患への対応、さらには、性感染症や望まない妊娠といった性に関する問題など、疾病の予防や新たな健康課題への適切な対応を求められる現状にあります。そのため、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや主体的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成します。

施策の内容

(1) 体力向上に向けた取組の推進

各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践を進めるとともに、「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施するなど、幼児期からの体力づくりを推進します。

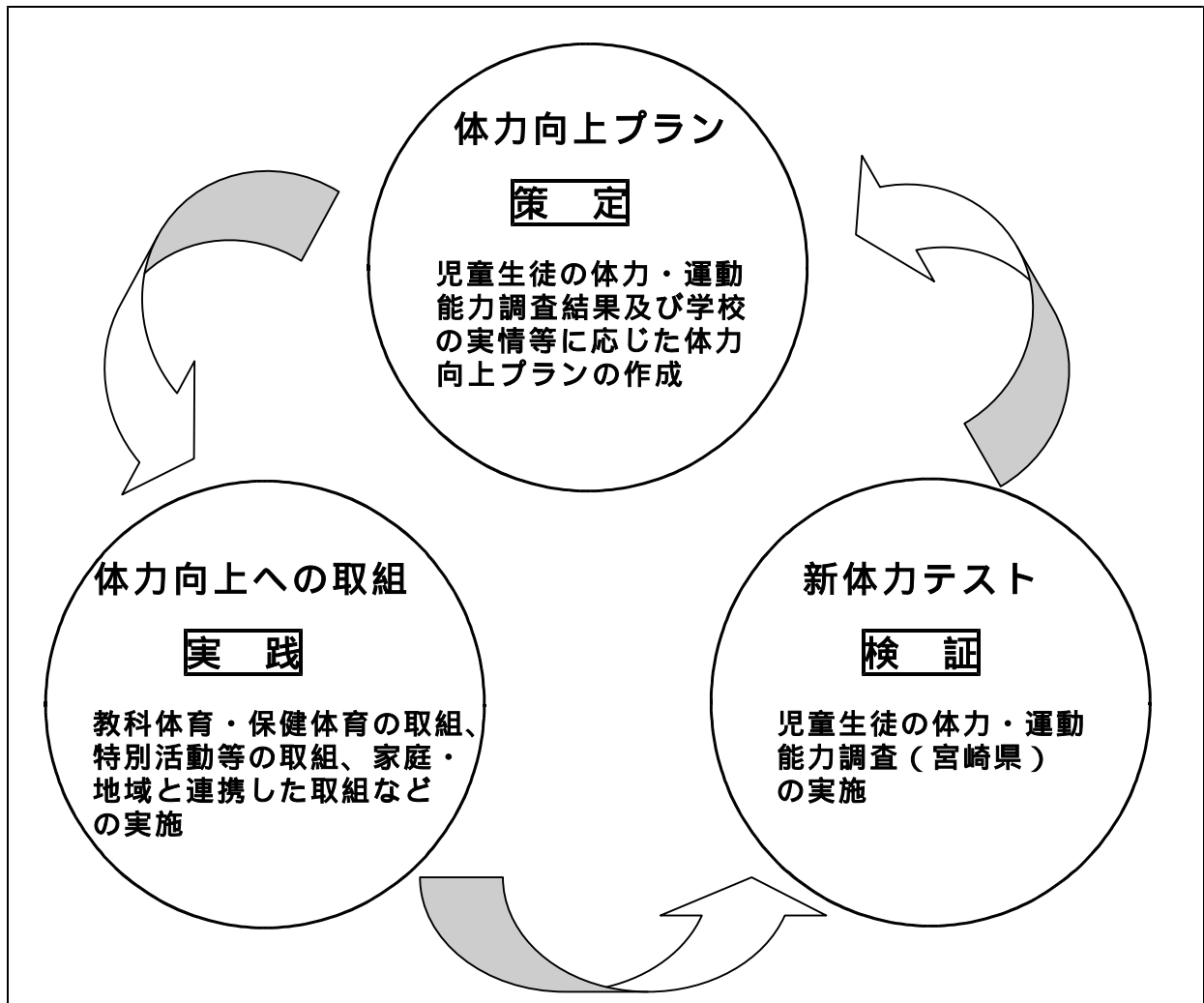
(2) 食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むための基礎を培うため、家庭や地域などと連携しながら、学校における食に関する指導の充実や「みやざき弁当の日」を推進します。

(3) 健康教育の推進

身近な生活における健康に関する知識を身に付け、生涯にわたって、主体的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成するため、家庭や地域、医療機関などと連携しながら、学校における健康教育の充実を図ります。

【学校における「体力向上プラン」サイクル】



主な取組

(1) 体力向上に向けた取組の推進

- ア 児童生徒の体力向上
 - ・各学校における体力・運動能力調査結果を踏まえ、「立腰指導^(注)」、「一校一運動」などを含める体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力づくり優良校の取組の紹介と表彰などを行います。
 - ・小学校体育授業への専門的な指導者の派遣を行うとともに、武道指導者講習会や運動部活動指導者研修会等を実施し、体育・保健体育の授業や運動部活動など、学校教育活動全体を通じた対策の充実を図ります。

(注)「立腰指導」：腰骨を立てた正しい姿勢を身に付けさせる指導。体力向上や学習に対する集中力、意欲等を高めることをねらいとしている。



立腰の姿勢

イ 幼児等に対する体力づくり支援

- ・認定こども園・幼稚園・保育所等の指導者を対象とした「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施します。

(2) 食育の推進

ア 食に関する指導の充実

- ・栄養教諭等を中核とした学校における食に関する指導の推進体制の整備に努めるとともに、食育に関するモデル校や推進地域を指定し、実践研究に努めます。

イ 自分で作る「みやざき弁当の日」の取組の推進

- ・食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、家庭・地域等との連携を図った、児童生徒自らが作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組を推進します。



「みやざき弁当の日」の取組

(3) 健康教育の推進

ア 児童生徒の健康教育の推進

- ・児童生徒の心身の健康課題に適切に対応するために、教職員の役割を明確にしなが
ら、学校全体の健康教育推進体制を整備するとともに、性に関する教育モデル地
域を指定し、地域の専門家と連携した実践研究に努めます。
- ・各学校に専門医を派遣したり、性に関する相談窓口を設置したりするなど、児童生
徒が抱える健康課題に対して、直接児童生徒が、あるいは保護者や教職員が個別に
対応できる体制づくりに努めます。

施策 5

生きる力を育む読書活動の推進

現状と課題及び今後の方向性

国立青少年教育振興機構の調査^(注1)によると「子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、未来志向や社会性などの「意識・能力」が高い」、「小学校低学年までに読書活動が多かった中学生や高校生は、人を思いやる気持ちや社会のルールを守る意識などが高い傾向がある」という結果が出ています。このように、子どもの読書活動は、生きる力を育む上で欠かせないものであり、読書活動を一層推進していくことが重要です。

本県の学校における読書活動の状況については、各学校の取組や保護者・地域の協力により、「児童生徒一人当たりの学校図書館の年間貸出冊数や1日当たりの読書時間及び図書館を利用する機会などが年々増加^(注2)」しています。一方、平成26年5月現在、1か月間に1冊も本を読まないいわゆる「不読率」が「学校段階が上がるにしたがって高くなっている状況^(注2)」や、「学校図書館を利用した授業については全国平均を下回っている^(注3)」状況も見られます。

そこで、学校図書館を活用した読書活動や一斉読書等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実、学校図書館・公共図書館等の読書環境の整備に努め、読書に親しむ態度や生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進し、日本一の読書県を目指します。

(注1)「国立青少年教育振興機構の調査」：平成25年2月23日に同独立行政法人から出された「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究 報告書」から引用。

(注2)学校図書館及び読書に関する調査(宮崎県教育委員会実施)による。

(注3)全国学力・学習状況調査(文部科学省実施)による。

施策の内容

(1) 読書の機会及び多様な図書に触れる機会の拡充

子どもたちの本に親しむ機会や読書機会をさらに拡充するために、学校での一斉読書の時間の確保や図書館を活用した読書活動の充実を図るとともに、家庭・地域との連携による読書活動を推進します。

(2) 先進的な取組の紹介等

読書活動における特色ある優れた取組を行っている学校や公共図書館の情報を収集し、紹介することで、教職員の意識の高揚や指導力の向上、先進的な取組の県内への普及を推進します。

主な取組

(1) 読書の機会及び多様な図書に触れる機会の拡充

ア 一斉読書の推進

- ・子どもの読書に対する意欲や興味・関心を高め、読書の機会を拡充するために、「朝の読書」などの一斉読書の取組を推進します。

イ 家庭・地域・公共図書館との連携による読書活動の推進

- ・保護者等に読書の大切さを知らせる機会を充実させ、家庭での読書を推進します。
- ・公共図書館等や多様な機関・団体・地域の人材との連携により、「読み聞かせ活動^(注4)」や「図書情報の提供」などの取組を推進します。

(注4)「読み聞かせ活動」：子どもに対して、話者がともに絵本などを見ながら音読すること。大人から子どもに対して行うことが多いが、上級生が下級生に行う異学年交流や中学生が小学生に行う異校種交流などの方法もある。

ウ 学校図書館を活用した学習活動や読書活動等の推進

- ・児童生徒による図書の紹介活動、各教科等における様々な文章や資料を用いた調べ活動など、学校図書館を活用した学習活動や読書活動及び新聞を活用した学習活動であるNIE^(注5)を推進します。

(注5)「NIE」：Newspaper in Educationの略。新聞を教材として活用した学習のこと。

エ 読書活動推進のための環境整備

- ・様々な図書や読書に関する知識をもち、大人や子どものニーズに合わせ図書資料を紹介できる人材を育成するため、公共図書館等の職員に対し専門的な研修を行うとともに、各種団体向けに読書の意義や図書館の活用方法について情報提供をします。

(2) 先進的な取組の紹介等

ア 読書活動推進のための研究会等への支援

- ・読書活動推進のための研究会等に対し、指導助言や情報の提供を行い、教職員の意識の高揚や指導力の向上を支援します。

イ 市町村教育委員会との連携による読書活動の推進

- ・読書活動の推進に関し、県が指定している読書活動推進校の取組や、県内の先進的な取組等の情報を、市町村教育委員会と連携して収集し、ホームページ等を活用した紹介を行うことにより、その取組の県内への普及を図ります。

施策の目標 **社会を生き抜く基盤を育む教育の推進**

施策 6 **特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

特別な支援が必要な幼児児童生徒の教育については、平成19年の学校教育法の一部改正により、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍している幼児児童生徒だけでなく小・中学校の通常の学級、高等学校、中等教育学校及び幼稚園に在籍している学習上又は生活上の困難を抱える幼児児童生徒も含め、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が行われています。

また、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けた法令改正に伴い、新たな就学先決定の在り方や合理的配慮^(注1)の提供に適切に対応することなどが求められています。

近年、特に小・中学校の通常の学級や高等学校において、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、小・中学校の通常の学級では6.5%^(注2)、高等学校においては2.2%^(注3)と推定されており、その支援の一層の充実が課題となっています。小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の増加に伴い、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人の教育的ニーズに対応した適切な支援を行うことが求められています。

これらの課題を解決し、障がいのある子どもの確かな成長と可能性を追求するため、早期からの一貫した支援体制の確立、地域や学校の支援体制の整備、障がいに適切に対応できる実践的指導力の向上や専門性の高い教育の推進に努めます。

(注1)「合理的配慮」：障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

(注2)「6.5%」：文部科学省の調査(平成24年度)において、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難があるとされた児童生徒の割合。

(注3)「2.2%」：国の調査研究協力者会議(平成21年8月27日報告)において、高等学校に進学する発達障がい等の困難があるとされた中学校の生徒の高等学校進学者全体に対する割合。

施策の内容

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の確立

乳幼児からの早期支援体制づくり、関係機関が相互の連携を強化するための「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等の活用により、一貫した指導・支援を実現する相談・支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 地域における教育・支援システムの充実と教員の指導力の向上

県内どの地域においても一人一人の多様な学びを支援できるように、特別支援学校のセンター的機能の充実と地域支援システムの構築、小・中・高等学校等における校内支援体制の充実強化を推進するとともに、障がいの重度・重複化や発達障がいを含む多様な障がいに対応できるよう教員の指導力の向上に努めます。

(3) 特別支援学校の専門性の一層の強化

在籍児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、外部専門家との連携を強化し、医学や科学技術の進歩に対応した支援体制の充実を図るとともに専門的指導力の向上に努めます。

主な取組

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の確立

ア 乳幼児期からの相談・支援体制の充実

- ・認定こども園・幼稚園・保育所等において、特別支援学校や地域の医療・福祉等の関係機関と連携した園内支援体制を整備するため、支援体制のモデルづくりや専門性の向上を支援し、乳幼児期からの適切な支援や早期教育相談の充実を図り、就学移行期における適切な就学相談体制の確立に取り組みます。

イ 「個別の教育支援計画」の活用による一貫した相談・支援の充実

- ・小・中・高等学校等における個別の教育支援計画等の作成と活用を図り、関係機関と連携した支援体制の整備や支援の充実、認定こども園・幼稚園・保育所等、小・中・高等学校間の連携強化に努めます。

(2) 地域における教育・支援システムの充実と教員の指導力の向上

ア 多様な教育的ニーズに対応した教育・支援システムの充実

- ・特別支援学校のセンター的機能の充実により、それぞれの地域において、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対応した教育・支援の充実に努めるとともに、各地域において、認定こども園・幼稚園・保育所等から高等学校まで一貫した支援を行う支援システム（エリアサポート体制^(注4)）の構築を推進します。

(注4)「エリアサポート体制」：県内を7つのエリアに分け、エリア内の関係機関や特別支援学校、拠点校などの機能を生かしながら、エリアの実状に応じて特別支援教育を推進する体制のこと。

イ 教員の実践的指導力の向上

- ・小・中・高等学校等の特別支援教育をより一層推進するため、管理職をはじめとする全ての教職員を対象とした基本的な研修の充実を図ります。
- ・地域の専門家による指導・助言やより専門的な研修の充実等を通して、特別支援教育担当教員の実践的指導力の向上や、特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質の向上を図ります。

(3) 特別支援学校の専門性の一層の強化

ア 特別支援学校教職員の専門的指導力の向上

- ・特別支援学校教職員に求められる、より高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努めます。

施策の目標 **社会を生き抜く基盤を育む教育の推進**

施策7 **人権が尊重される社会を目指す教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

これまで学校や家庭、地域社会のあらゆる場において、人権^(注1)に関する施策や教育が推進され、人権が尊重される社会を実現する上で一定の成果を上げることができました。しかしながら、私たちの身の回りには今なお、同和問題^(注2)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、拉致問題などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、情報化の進展により、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

このため、県民一人一人が人権尊重に関する正しい知識を学び、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指して努力することが大切になります。

今後は、子どもたちが自己理解を深めて自尊感情を高め、他者理解を深めて違いを個性として認める気持ちが持てるよう人権感覚^(注3)を育成するとともに、教職員の人権感覚を高めるための取組を推進します。また、地域の大人の人権感覚を育成するため、行政機関や関係団体における指導者の養成に取り組みます。さらに、学校と家庭、地域が連携した人権教育を一層推進します。

(注1)「人権」：人間が人間らしく生きる、つまり、私たちが幸せに生きるための権利。

(注2)「同和問題」：被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

(注3)「人権感覚」：人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚。

施策の内容

(1) 幼児児童生徒の人権感覚の育成

全教育活動を通して自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるなどの人権感覚を育成するために、幼児児童生徒の発達の段階や学校・地域等の実態を踏まえた学校としての人権教育の目標の設定や全体計画等の策定を行い、学校間の連携を図りながら校内推進体制の確立と充実に努めるとともに、取組の点検・評価を行います。

(2) 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

教職員自らの人権感覚の高揚と教職員の人権教育に関する専門的指導力の向上を図るために、参加体験型学習(ワークショップ)等の校内外研修に積極的に取り組み、人権尊重の精神が学校・学級全体にみなぎる教育基盤の整備に努めます。

(3) 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

学校と家庭・地域との連携及び関係機関・関係団体等との協働を通して、大人も子どもも人権感覚を身に付けた、人権が尊重される社会の実現に努めます。

主な取組

(1) 幼児児童生徒の人権感覚の育成

- ア 人権感覚を育む資質や能力（人権尊重に関する正しい知識、人権尊重に関する望ましい価値観、よりよい人間関係を育てるための技能）の育成
- ・学校における人権教育の目標・目指す児童生徒像等の設定、全体構想・年間指導計画等の整備を図ります。
 - ・学校における人権教育推進のための校内推進委員会の設置及び組織の活性化等に取り組みます。
 - ・学校の全教育活動における人権教育の取組について、点検・評価を行います。
 - ・子どもたち同士がお互いの人権を理解し尊重し合い、支え合う人間関係を構築するピア・サポート活動^(注4)に取り組みます。

(注4)「ピア・サポート活動」：ピア（仲間）同士による相談等の支援活動。



ピア・サポート活動の様子（「傾聴」の学習）

(2) 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- ア 人権尊重の精神にあふれる、高い専門性を持った教職員の養成
- ・教職員の人権感覚を高め、様々な人権問題の理解を深めるとともに、指導内容・方法等の工夫・改善を図るなど校内研修の充実に努めます。
 - ・参加体験型学習（ワークショップ）等の専門的指導ができる人権教育指導者を養成するために、校外研修の充実に図ります。
 - ・参加体験型学習（ワークショップ）等に関する指導資料等の積極的な活用を図ります。

(3) 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- ア NPO法人等との協働による人権尊重の啓発
- ・NPO法人や関係団体等との協働を図りながら、学校・家庭・地域が連携し、人権尊重の啓発に関する共通理解・協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

施策の目標

社会を生き抜く基盤を育む教育の推進

施策 8 幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や大学等と連携した教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

子どもたちが学び続け、自立し、社会に貢献できる人材となるためには、幼保・小・中・高等学校における一貫性のある教育や、大学進学率が本県でも4割を超える中においては、大学等と連携した教育を推進し、校種間の相互理解を深めるとともに、それぞれの段階において基本的な役割を果たすことが大切です。

国においては、今後の学制の在り方全般について改善を図るため、法改正により「義務教育学校^(注1)」の設置や「6-3制」の学制の弾力的な設定^(注2)が可能となるなど、大幅な改革を推し進めようとしているところです。

本県においても、少子化による児童生徒数の減少で学校の小規模化などが進む中、学力向上やいじめ・不登校等が学校教育の課題としてあげられています。

また、大学等とより連携した教育を推進するためには、約3割程度にとどまる県内大学への進学率を引き上げること大切です。

このような社会の進展や課題の解決を図るとともに、より質の高い教育を提供するために、幼保・小・中・高・大の学校種間の円滑な連携と接続を図り、一貫性のある教育の推進・充実に努めます。

(注1)「義務教育学校」：一人の校長の下、原則として小・中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

(注2)「6-3制」の学制の弾力的な設定：小学校6年間・中学校の3年間の9年間の教育課程において、「4-3-2」や「5-4」といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすること。

施策の内容

(1) 幼保小連携の推進

認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校の連携・接続推進に関する研究等を行い、幼保小連携を推進します。

(2) 小中連携・小中一貫教育の充実

小中一貫教育推進協議会の開催や、各市町村教育委員会や学校の取組を支援することなどにより、小中連携・小中一貫教育の充実に努めます。

(3) 中高連携の推進

中学校と高等学校の教員による交流授業などにより、地域の中学校と高等学校との連携を推進します。

(4) 高大連携の推進

各県立高校が行う各種行事等における高大連携などを生かしながら、高校から大学等への円滑な接続を視野に入れた様々な取組を推進します。

主な取組

(1) 幼保小連携の推進

- ア 幼保小連携・接続の推進を図る取組
- ・認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校の連携・接続に関する研究や取組を実施・支援するとともに、実践成果を県内に広めることを通して、県内の幼保小連携・接続の推進を図ります。

(2) 小中連携・小中一貫教育の充実

- ア 市町村教育委員会への支援
- ・各市町村教育委員会ごとに進める、特色ある「小中連携・小中一貫教育」を支援します。

イ 「小中一貫教育推進協議会」の開催

- ・施設一体型小中一貫教育^(注3)を実施している関係者が一堂に会し、各地域や学校における成果や課題を共有し、情報交換や協議等を行うことで、効果的な小中一貫教育の推進に努めます。

(注3)「施設一体型小中一貫教育」：小・中学校において校舎が一体的に設置され、小・中の校長を一人が兼任し行う一貫性のある教育。

ウ 「事例集」の配付

- ・「小中一貫教育推進協議会」において、小中一貫教育における「成果と課題」を事例集としてまとめ、県内関係機関や小・中学校に配付し、成果の普及を図ります。

(3) 中高連携の推進

ア 中高の連携授業

- ・中高連携の取組の一つとして、中学校3年生が高等学校に集まり、高等学校教諭等による数学や英語などの特別授業を受講することで、地域一丸となった学力向上に努めます。

イ 中高一貫校の更なる魅力づくりの推進

- ・中等教育学校や併設型中高一貫教育校において、教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図ります。
- ・市町村立中学校と県立高等学校との連携型中高一貫校について、生徒・保護者のニーズや高等学校の魅力づくり等の視点を踏まえ、開設の可能性について検討を行います。

(4) 高大連携の推進

ア 大学等への円滑な接続を促す取組の推進

- ・スーパーサイエンスハイスクール^(注4)等の各種指定高校のみならず、日頃からの大学と高校との授業における生徒・学生の交流や教員の連携、各県立高校が行う各種行事等における高大連携などを生かしながら、高校から大学への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。
- ・宮崎の農業を担う専門的な人材を育成するため、農業高校と県立農業大学校が連携して一貫性のある教育が行われるよう研究等に取り組みます。

(注4)「スーパーサイエンスハイスクール」：科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う 人財を育む教育の推進

施策 1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む 教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

地域には、「人・もの・こと」の教育資源が豊富に存在し、それらを「みて・ふれて・感じる」ことができます。実感と感動をもって学習を進めることは、高度情報化や人口減少、核家族化などにより、地域における結びつきや連帯意識の希薄化などが懸念される中、生活経験の少ない児童生徒にとって、ますます必要となります。

また、長い歴史と豊かな風土に培われ、地域の人々により守り伝えられた文化財等の貴重な教育資源について、より深く学習することで、ふるさとに対する誇りや愛着を育むことも必要です。

そこで、学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととのかかわりを深める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む「みやざき学」を推進します。



【「みやざき学」の概念】

施策の内容

(1) 学校における「ふるさと学習」の充実

郷土に対する誇りや愛着を育むために、地域のよさや課題についての理解を深める「ふるさと学習」や、地域や学校の特色に応じた豊かな体験活動を推進します。

(2) 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実

子ども会をはじめとする社会教育関係団体や企業等との連携を図り、宿泊体験や社会奉仕活動などの豊かな体験活動をより一層推進します。

また、児童生徒がふるさとを学ぶために、文化財を積極的に活用する環境づくりを推進します。

主な取組

(1) 学校における「ふるさと学習」の充実

ア 一貫教育等による地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- ・地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育みます。

【郷土宮崎について学ぶ「ひむか学」のホームページより】

http://www.miyazaki-c.ed.jp/himukagaku/

イ 豊かな体験活動の充実

- ・自己の将来にかかわる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化・芸術にかかわる体験活動を通して、ものの見方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育成します。

ウ 小学校社会科副読本の内容の充実・活用

- ・様々な資料をもとに、児童が問題意識を持ちながら、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し活用します。

(2) 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実

ア 地域における体験活動の推進

- ・子どもたちに多様な体験の機会を提供する社会教育関係団体や企業等の情報及び市町村が行う体験活動の情報を、県民が利用しやすいようにホームページ「みやざき学び応援ネット」に掲載することにより、地域における豊かな体験活動を推進します。また、体験活動に関する指導者研修の充実を図ります。

- イ 各種青少年育成団体等との連携強化
 - ・地域全体として児童生徒の体験活動の推進を検討する協議会を設けるなど、各種青少年育成団体や企業等との連携強化を図り、様々な場での豊かな体験活動を推進します。
 - ・地域の民俗芸能保存団体との連携や文化財愛護少年団の活動を通して、青少年が地域の文化財に対する理解を深め、関心を高めるための活動を推進します。

- ウ 社会教育関係施設等における学ぶ機会の充実
 - ・青少年自然の家や博物館・図書館・美術館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するとともに、博物館等の文化施設と学校との連携を推進します。また、子どもたちを含め県民すべてが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を図ります。

- エ 文化財の活用
 - ・文化財を活用した展示会や講座を県内各地で積極的に開催し、子どもたちに「ふるさとに学ぶ活動」の機会の提供を一層推進します。また、「みやざき文化財情報」^(注1) や「みやざきデジタルミュージアム」^(注2)、博物館等教育機関のホームページ等における、本県の歴史や文化財に関する情報の充実に努め、学校や地域において手軽に活用できる環境を整えます。

【みやざきデジタルミュージアムのトップページ】



<http://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/>

(注1) 「みやざき文化財情報」：県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

(注2) 「みやざきデジタルミュージアム」：博物館等の所蔵資料等ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

施策の目標 **宮崎や日本、世界の将来を担う 人財を育む教育の推進**

施策2 **地域課題解決に参画する意識や態度を育む 教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

地域が活力を維持し、さらに発展していくためには、住民が地域社会の一員であることを自覚し、住民一人一人が自ら地域や社会をよりよくしていこうとする意識を持ち、地域の課題解決のための活動に積極的に取り組むことが求められています。

これまで、子どもたちは、子ども会活動や公民館活動などを通して、地域とのかかわりを深めたり、また学校においては「総合的な学習の時間」等において、地域住民の協力を得ながら、地域を知り地域に学ぶ学習等を進めたりしてきました。しかし、活動そのものが目的となり、地域の課題解決に参画する意識や態度を育てるまでには至っていない面もありました。

そこで、地域や学校では、子どもたちを地域課題解決に参画させるという認識に立ち、様々な活動等を通して、集団や地域の一員としての自覚を高めるとともに、積極的・主体的に集団づくりや地域活動に取り組む意識や態度を醸成します。

施策の内容

(1) 地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進

子どもたちが、子ども会や公民館活動に積極的に参画し、活動を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題を地域で解決する意識を高めます。また、企業・NPO法人・市民団体等の多様な主体を含めた関係団体が連携し、子どもたちが地域活動に取り組める環境をつくるとともに、指導者間の連携を深め、指導者としての資質の向上を図ります。

(2) 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実

学校における様々な教育活動を通して、子どもたちに、集団の一員としての自覚を高めたり、よりよい集団づくりに向けて主体的に企画・運営に取り組んだりする意欲や態度を育て、社会の一員として必要な資質を高めます。

主な取組

(1) 地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進

ア 子ども会や公民館活動・ボランティア活動等への参画の推進

- ・子ども会や公民館等の社会教育関係団体が主催するボランティア活動や世代を超えた交流活動などの情報提供を行い、地域活動への子どもたちの積極的な参画を図り、地域によさや課題にふれ、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高めます。

イ 多様な主体との連携による協力体制の整備

- ・社会教育関係団体や青少年育成関係団体、企業・NPO法人・市民団体等の多様な主体によるネットワークの構築によって、子どもたちが地域の課題解決に取り組むことができる環境づくりを推進します。

ウ 各団体指導者の資質の向上

- ・地域の課題解決のための望ましい活動の在り方や活動のプログラム作成などについての指導者研修を充実し、指導者の資質向上を図ります。

(2) 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実

ア 特別活動における取組の充実

- ・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等において、地域（集団）の一員としての自覚や積極的な参画意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。

イ 総合的な学習の時間における横断的・探究的な取組の充実

- ・地域の人々の暮らしや伝統文化など、地域や学校の特色に応じた課題などに対して、各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等を活用し、探究することにより、地域が抱える課題をよりよく解決しようとする資質や能力を育成します。

ウ 公民的資質を養う教育の充実

- ・憲法の基本的な考え方や、選挙の意義など国民の政治参加について理解を深め、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動できる態度や能力を養います。

施策の目標 宮崎や日本、世界の将来を担う 人財を育む教育の推進

施策3 キャリア教育・職業教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

近年の産業・経済の構造的変化や、雇用形態の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず児童生徒の進路を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、児童生徒の勤労観・職業観の確立や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質の伸長、障がいに応じた職業的自立への支援、高い早期離職率への対応などが課題となっています。

本県においても、これらの課題に加え、地域の将来の産業を支える人材が不足し、地域活力が低下することが懸念されています。特に、地域医療に携わろうとする医師の不足や、県内就職希望者や障がいのある生徒等に対する厳しい雇用環境などへの対応などの課題があります。

このため、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」を積極的に推進し、小・中・高等学校等の一貫した取組や地域産業界等と連携した体験的・実践的な取組を推進するとともに、「職業教育」の充実にも努め、地域社会や地域産業を担う人材の育成を推進します。

【キャリア教育と職業教育の関係】

(ア) 育成する力

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度

(イ) 教育活動

キャリア教育

普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。

職業教育

具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))

施策の内容

(1) 小中高一貫したキャリア教育の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的にも自立するために、勤労観・職業観などの確立や、コミュニケーション能力の育成、様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力等を高めることを目指し、小中高一貫したキャリア教育の推進に努めます。

(2) 「高等教育コンソーシアム宮崎^(注1)」等を活用した長期インターンシップ^(注2)等の推進

県内の高等教育機関（大学等）や地元企業等が連携して、県内で就職・創業を希望する学生に対し、学生の特性等に応じた長期インターンシップを提供するなど、就業体験プログラムの充実・強化を支援します。

(3) 地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進

地域産業界との連携を推進し、体験的・実践的なキャリア教育の充実に取り組みます。また、社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等の教育活動への参画を促すとともに、団体相互のネットワークの構築を図り、「子どもの夢や希望を育む」環境づくりを推進します。

(4) 明日の産業を担う人材の育成

本県の産業を発展させ、元気な宮崎を実現するために、基幹産業である第一次産業やものづくり産業等を担う人材の育成を目指し、職業教育の充実や指導者の資質の向上に取り組みます。

(5) 地域医療を担う人材の育成

地域における医師確保が課題となっている本県において、将来地域医療を担っていこうという意欲をもった子どもたちを育成するために、教育と医療分野の連携、医療に関するキャリア教育の推進に努めます。

(6) 高校生の就職支援対策の推進

景気低迷や産業構造の変化、雇用形態の多様化・流動化等、厳しい就職環境下においても、本県の高校生が夢と希望をもって、社会人としてスタートできるように就職支援対策の推進に努めます。

(7) 特別支援学校の自立支援体制の充実

特別支援学校に在籍する生徒のニーズに対応した自立支援体制の在り方を検討するとともに、日常生活におけるQOL（生活の質）の向上や新たな才能の開花につながる文化、芸術、スポーツ活動等の取組を推進し、将来の自立と社会参加に向けた自立支援の充実を図ります。

(注1)「高等教育コンソーシアム宮崎」：県内11の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目指して設立した団体。

(注2)「インターンシップ」：高校生や大学生などが地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。

主な取組

(1) 小中高一貫したキャリア教育の推進

ア 各学校段階における一貫したキャリア教育の推進

- ・小・中・高等学校及び特別支援学校において、「宮崎キャリア教育実践事例集」の活用など、キャリア教育の視点で校種間をつなぐ取組を推進し、学びの系統性を高めます。各学校で取り組むキャリア教育では、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力^(注3)）の育成に取り組みます。

(注3)「基礎的・汎用的能力」: 次の4つの能力によって構成される。

人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付けや忍耐力、ストレスマネジメント、主体的な行動力など	情報の理解・選択・処理、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善など	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択・行動と改善など



宮崎県キャリア教育実践事例集

(2) 「高等教育コンソーシアム宮崎」等を活用した長期インターンシップ等の推進

ア 大学と企業等と連携した長期インターンシッププログラムの開発

- ・実践的な長期インターンシッププログラムを大学と企業と連携しながら開発し、企業ニーズに応じた職業訓練プログラムを教育カリキュラムに組み込むことで、県内就職率の向上や離職率の低下を図ります。

(3) 地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進

ア 地域人材や産業界等と連携・協働したキャリア教育の推進

- ・地域や企業・NPO法人・市民団体等の持つ教育力を有効に活用して、インターンシップ等の充実を図る仕組み（宮崎版デュアルシステム）づくりに努めるなど、より実践的で体験的なキャリア教育を推進します。

イ 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な学習や体験の推進

- ・身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校で地域で働く人々による授業や、職場見学や職場体験などの体験的な活動を実施します。
- ・実社会での様々な学習や体験を通して、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子どもを育成するために、すべての県立高校で地域の職業人による授業や、インターンシップ等を実施します。

(4) 明日の産業を担う人材の育成

- ア 基幹産業である第一次産業の担い手やものづくり産業等の人材育成等の推進
- ・ 地域農業界や関係行政機関等と連携・協働し、第一次産業の担い手の育成に取り組むとともに、地域産業界と連携してネットワークを構築し、ものづくり産業等の発展に貢献できる人材の育成等に取り組みます。
- イ 時代や社会の変化に対応できる質の高い職業教育の充実・推進
- ・ 社会の情報化、経済のグローバル化、科学技術の高度化の進展等に伴う、産業社会の変化やニーズに柔軟に対応した職業教育の実施に向けて、その質の向上や充実に取り組めます。
- ウ 教員の専門力向上対策の充実
- ・ 産業界や企業等の先端的な取組や高度な技術力を指導者の専門力向上に活用するなど、職業教育における指導者の専門力向上に取り組めます。

(5) 地域医療を担う人材の育成

- ア 地域医療を担う人材を育成するためのキャリア教育・学力向上対策の推進
- ・ 医療機関や大学との連携を図り、将来、本県の地域医療に貢献しようという意識を育成するための講座やインターンシップを実施します。
 - ・ 医学部進学を目指す高校生を対象とした学習会等の機会を設け、早期からの意識付けや学力向上に取り組めます。

(6) 高校生の就職支援対策の推進

- ア 高校生の就職支援対策の充実
- ・ 厳しい雇用環境の中でも、高校生が夢と希望をもって、社会人としてスタートできるよう進路指導体制の充実を図ります。また、産業界や関係機関等との連携を一層密にした雇用の確保・拡大に取り組めます。

(7) 特別支援学校の自立支援体制の充実

- ア 就労及び自立支援の充実
- ・ 技能検定の導入により、職業スキルを高める指導の充実を図ります。また、文化、芸術、スポーツ活動等の導入や部活動、競技会等への参加を促進し、児童生徒等の新たな才能の開花や日常生活におけるQOL（生活の質）の向上に取り組めます。
 - ・ 地域の商工会議所や企業、福祉関係機関とが連携した自立支援のためのキャリア教育ネットワーク会議を設置し、地域における自立支援体制の整備や充実に図ります。

施策の目標 **宮崎や日本、世界の将来を担う 人財を育む教育の推進**

施策4 **グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界 で活躍する人財を育む教育の推進**

現状と課題及び今後の方向性

我が国の社会は、国際化、情報化、科学技術の進展、環境問題への関心の高まりや、少子高齢化などにより大きく変化しており、子どもたちにはこれからの変化の激しい社会を生き抜く力を育むことが求められています。

このため学校では、自国の文化とともに異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度の育成やインターネット等の情報通信技術を適切に活用する能力の育成など、国際化・グローバル化に柔軟に対応できる児童生徒の育成が必要となります。

また、科学技術の進展に対応するとともに、新しい技術を創造しようとする態度の育成や、自然環境の保全に配慮しながらともに生きていこうとする態度の育成など、未来社会のよりよい発展に寄与する児童生徒の育成が必要となります。

このような社会の進展に対応するため、学校における教育の国際化や情報化に対応した教育、科学技術教育や環境教育の推進・充実に努めます。

施策の内容

(1) グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育を推進します。

(2) 学校における教育の情報化の推進

情報通信技術（ICT^(注1)）の活用や情報モラルに関する教育等を通して、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教員のICT活用指導力の向上や校務の情報化を図るなど、学校における教育の情報化を推進します。

また、学校における教育の情報化を推進するために、教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の基盤整備に努めます。

(3) 科学技術教育の推進

科学技術の進展に対応するとともに、新しい科学技術を創造しようとする態度の育成を図るなど、科学技術教育の充実に努めます。

(4) 環境教育の推進

社会と自然環境との共生を目指し、自然環境の保全に寄与しようとする態度の育成を図るなど、環境教育の充実に努めます。

(注1)「ICT」: Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

主な取組

(1) グローバル化に対応した教育の推進

ア 国際理解教育の推進

- ・国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域人材を活用しながら、児童生徒が、郷土の伝統・文化を大切にする教育を推進します。
- ・国際交流員、外国語指導助手（ALT^(注2)）や地域在住の外国人、県内大学の留学生や外国人教員を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。
- ・国際問題を含めた社会問題に対する学習をとおして、我が国と郷土に対する理解と愛情を深めるとともに、他国を尊重する態度を育成します。
- ・コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付けた人材を育成することを目的としたスーパーグローバルハイスクール^(注3)の取組等をモデルとしながら、グローバル人材の育成に取り組みます。

(注2)「ALT」: Assistant Language Teacherの略で、小学校の外国語活動や中・高等学校等の外国語の授業で教員を補助する者。

(注3)「スーパーグローバルハイスクール」: グローバル人材育成のため、国際化を進める国内外の大学、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題、ビジネス課題をテーマに横断的・総合的な学習、探究的な学習などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

イ 外国語教育の充実

- ・外国語指導助手（ALT）や地域人材を活用し、小学校における外国語活動と、中・高等学校等における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。

ウ 留学・ホームステイの支援

- ・生徒の留学・ホームステイの支援のため、情報の収集・提供などに取り組みます。
- ・高等教育機関や経済界と連携し、海外留学制度等の充実を図ります。

エ 教員の国際化への対応

- ・国際理解教育や外国語活動の指導にあたる教員の研修を推進します。

(2) 学校における教育の情報化の推進

ア 情報教育の充実

- ・児童生徒の学習場面におけるICTの活用や各教科等における指導のポイント等をまとめた活用事例集を作成し、情報教育の充実を図ります。
- ・小・中・高校生それぞれの段階に応じた情報教育の指導計画を策定し、学校における情報教育を体系的に推進します。

イ 教員のICT活用指導力の向上

- ・ICT活用推進の中核を担う教員の育成を目指した指導者養成研修会や、県内各地域でのICT活用の実践的研修会の開催及び校内研修の充実などを通して、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

ウ 校務の情報化による教職員の業務の軽減と教育活動の質の改善

- ・文書等のデータベース化や校内LAN^(注4)の整備など、成績処理等を含めた校務の情報化による業務の軽減と効率化を実現することで、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するなど、教育活動の質の改善を図ります。

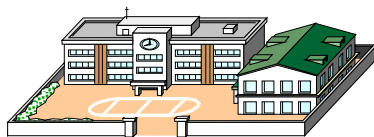
(注4)「LAN」: コンピュータやプリンターなどを有線または無線で接続したネットワークのこと。

学校における教育の情報化の推進



情報教育の充実

- ・児童生徒の学習場面におけるICTの活用や各教科等の指導のポイント等をまとめた活用事例集の作成
- ・情報教育の指導計画の策定と体系的な推進



教員のICT活用指導力の向上

- ・ICT活用推進の中核を担う教員の育成を旨とした指導者養成研修会や各地域でのICT活用の実践的研修会の実施、校内研修の充実



校務の情報化

- ・文書等のデータベース化や校内LANの整備など、成績処理等を含めた校務の情報化による業務の軽減と効率化

安定した教育情報
通信ネットワーク
サービスの提供



安心・安全で超高
速化されたネット
ワーク基盤の構築



インターネット



教育ネットひむか



エ 教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の基盤整備

- ・情報教育の充実や教員のICT活用指導力の向上を図るため、安定した教育情報通信ネットワークサービスの提供に努めます。
- ・児童生徒を有害情報から守るためのフィルタリング機能^(注5)や情報セキュリティ対策の強化を図るために、次世代に対応した安全・安心なネットワーク基盤を構築します。

(注5)「フィルタリング機能」：インターネットの利用において閲覧できるページを制限する機能。

(3) 科学技術教育の推進

ア 関係機関と連携した科学技術教育の推進

- ・将来、科学の発展に寄与できる人材育成を目的としたスーパーサイエンスハイスクールの取組等を参考にしながら、地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端科学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成に努めます。

(4) 環境教育の推進

ア 地域や家庭との連携等による環境教育の推進

- ・持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題解決のための能力の育成を図る教育を推進します。
- ・小・中・高校生それぞれの発達の段階に応じた環境教育の指導計画を策定し、学校における環境教育を体系的に推進します。

施策の目標

魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

施策1 教職員の資質向上

現状と課題及び今後の方向性

これからの学校には、子どもたちに生きる力を育成するとともに、いじめや不登校など学校教育をめぐる様々な課題に適切に対応しながら、保護者や地域の信頼を高めていくことが求められています。

そのためには、学校における最大の教育環境ともいえる教職員について、優れた資質を備えた魅力ある人材を確保していくとともに、資質向上を図ることや、基盤となる学校の組織力を高めていくことが必要です。

教職員に求められる資質としては、「子どもに対する愛情と教育に対する情熱」、「分かりやすい授業を行い、子どもたちに確かな学力を育成するための授業力などの高い専門性」、「社会人としての幅広い教養と良識や倫理観など」、「学校組織を運営する高いマネジメント力」等があげられており、こうした資質を向上していくための取組とともに、教師としていかにあるべきか学び続け、修養を積む姿勢が求められています。

一方で、様々な教育的課題に対応していくための教職員の業務は多様化・複雑化しており、それに伴う多忙感を解消することや心身の健康対策を充実させていくことが大きな課題となっています。

こうした現状と課題に対応するため、平成24年度策定の「教職員の資質向上実行プラン^(注1)」による取組の充実を図るとともに、中長期的な視野に立った教職員の資質向上を図るための取組を進めていきます。

(注1)「教職員の資質向上実行プラン」：教職員として自ら向上しようとする姿勢を支援するために、その指針として県教育委員会が作成したプラン。優れた人材の確保、専門性や社会性向上、学校の組織力向上、能力を発揮できる環境整備のための取組等を内容とする。

施策の内容

(1) 優れた人材の確保

養成を担う大学との連携や教員等採用選考の工夫・改善等により、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な人材の確保に努めます。

(2) 専門性や社会性向上のための取組の充実

学校におけるOJT^(注2)の推進、校外での研修及び自己研鑽等の支援研修体系の見直し等により、本県教職員の専門性や社会性の向上に努めます。

(3) 学校の組織力向上のための取組の充実

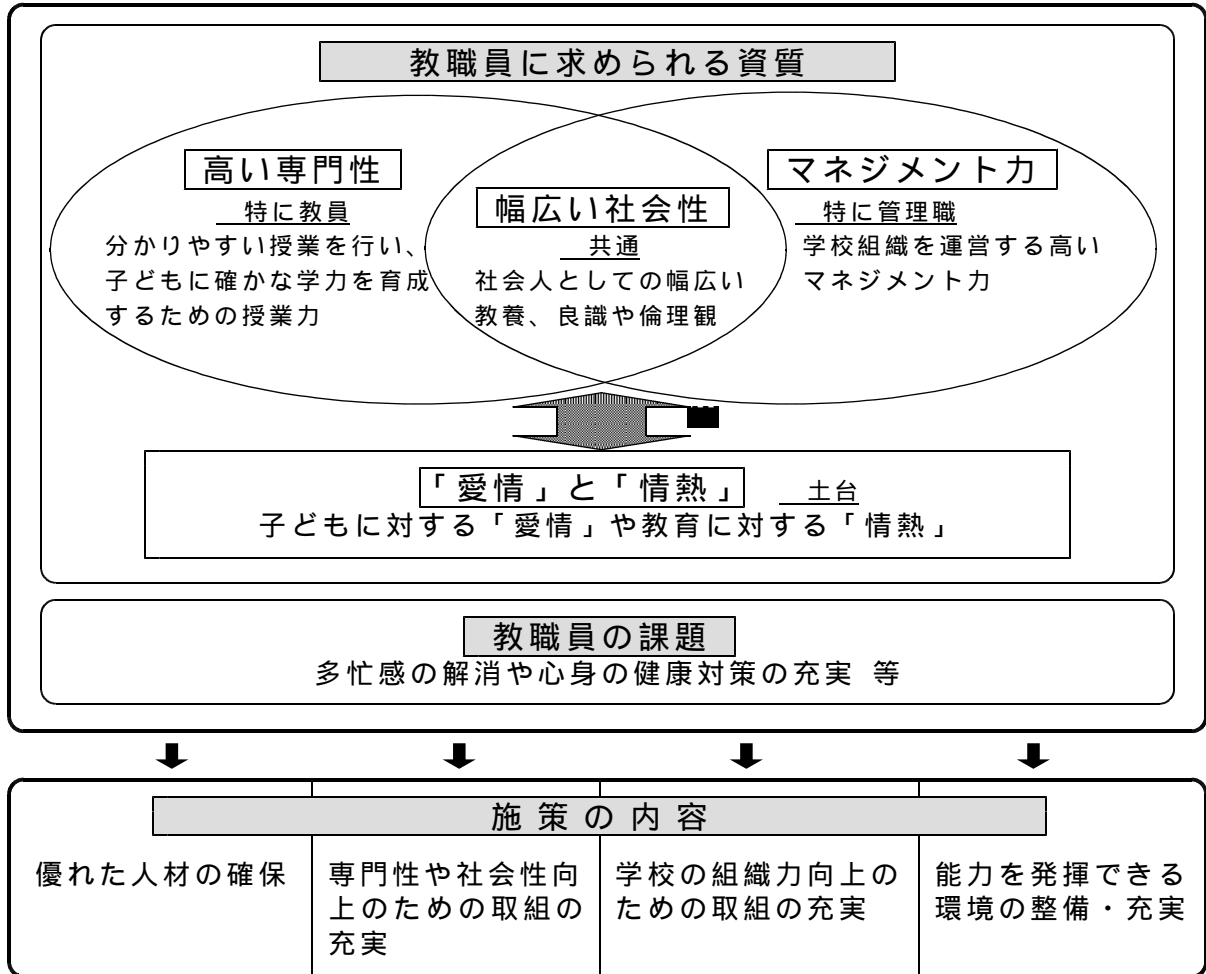
教職員のマネジメント力向上及び組織的な取組の推進により、学校の組織力向上に努めます。

(4) 能力を発揮できる環境の整備・充実

学校業務の改善や心身の健康対策を推進するとともに、人材育成の視点から教職員評価制度の活用や人事異動・任用を実施することにより、能力を発揮できる環境の整備・充実に努めます。

(注2)「学校におけるOJT」：OJTはOn the Job Trainingの略。教職員が日常の業務の中で、先輩や同僚との教え合い・学び合いを通じて、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

教職員の資質向上（概念図）



主な取組

(1) 優れた人材の確保

ア 大学との連携推進

- ・ 子どもに対する愛情と教育に対する情熱をもち、本県の教育的課題の解決を図る実践的指導力のある人材を養成するために、教職希望者に対する学校での体験機会を提供したり、大学での講座に講師を派遣したりするなど、大学と教育委員会の連携を推進します。

イ 採用選考等の工夫・改善

- ・ 豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な教員等を採用するために、採用選考の方法等について工夫・改善に努めます。

(2) 専門性や社会性向上のための取組の充実

ア 専門性や指導力を高めるための取組の充実

- ・教職員の資質向上を図るため、教育委員会が実施する体系的・計画的な研修の充実に努めるとともに、各学校におけるOJTの推進や学校のニーズに応じた校内研修等の支援、様々な教育情報の提供を積極的に実施します。

イ 優れた教員の力を生かした取組の推進

- ・優れた授業力を持つスーパーティーチャー^(注3)等による授業公開や指導・助言等の取組により、県内全体における教員の資質向上や次世代の教育を担う人材の育成を図ります。

(注3)「スーパーティーチャー」：他の教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通してその優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

ウ 幅広い社会性やマネジメント力等を高めるための研修の充実

- ・教職員に求められる幅広い社会性、倫理観及びマネジメント力を高めるため、社会体験研修や学校組織マネジメントの研修等を体系的に位置付け計画的に実施し、その充実に努めます。

(3) 学校の組織力向上のための取組の充実

ア 副校長、主幹教諭及び指導教諭^(注4)の配置等による学校の組織力向上の推進

- ・副校長、主幹教諭及び指導教諭配置校の取組等を踏まえながら、教職員が能力を発揮し、人材育成を進めることができるよう学校の組織力の向上を図ります。

(注4)「副校長、主幹教諭、指導教諭」：学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。副校長は、校長と教頭の間になれる職で、校長を助け校長の命を受けた範囲で、校務の一部をつかさどる。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間になれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

イ 事務職員の組織的な取組の推進

- ・事務職員が学校運営に参画し、地域や保護者のニーズに対応した教育活動を支援できるように、互いに学び、支え合いながら資質の向上を図るとともに、各学校における事務職員と教員の協働体制の確立や学校事務の共同実施^(注5)における取組を充実させることで、学校の組織力の向上を図ります。

(注5)「学校事務の共同実施」：複数の小・中学校が共同で事務・業務を行い、学校事務の効率化や標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな学習指導の充実に努めている。

(4) 能力を発揮できる環境の整備・充実

ア 教職員評価制度を活用した人材育成の推進

- ・教職員評価制度における管理職と職員とのミーティングやフィードバックの充実に努めるとともに、評価結果を積極的に活用することにより、教職員の人材育成を推進します。

イ 人材育成、学校の活性化に向けた異動・任用の実施

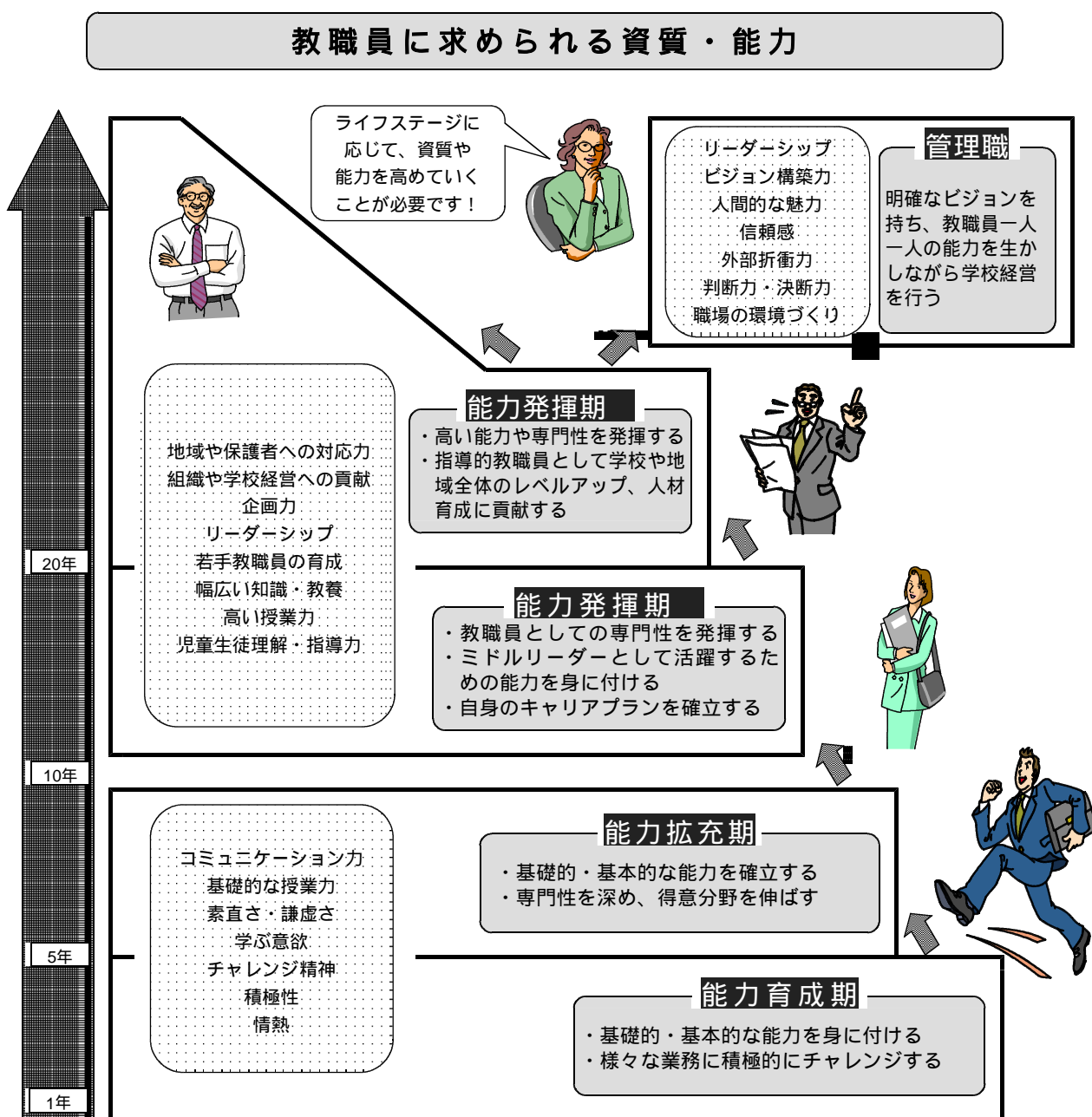
- ・教職員の適材適所への配置や、有能な人材を管理職に任用することなどにより、人材育成、学校の活性化を図ります。

ウ 学校業務改善の推進

- ・会議・文書の縮減や行事の精選等、教職員の多忙感の解消に向けた、学校業務の合理化をさらに推進します。

エ 心身の健康対策の総合的推進

- ・管理職等を対象とした研修を実施するなど、教職員の安全と健康を保持する校内体制の整備を促進するとともに、各種健康づくり事業の実施や相談体制の充実により、心身の健康増進を図ります。



施策 2 公立学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進

現状と課題及び今後の方向性

学校は、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であることが前提です。

しかし、近年、学校への不審者侵入や登下校中における犯罪など、学校の内外において子どもたちが犠牲となる事件・事故が発生しており、地域ぐるみで子どもたちの安全を守り、安心して過ごせる人的あるいは社会的な環境を整備するとともに、施設・設備等の物的な環境を整備することが求められています。また、地震や津波、豪雨による土砂災害など様々な自然災害による被害のおそれがあります。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震が発生すれば、最大約35,000人も人的被害が想定されることから、学校・家庭・地域が大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、子どもたちに、「自らの命を守り抜こうと主体的に行動できる態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成することが求められています。

そのため、学校において、子どもたちの安全を守るための取組を一層推進し、保護者や地域住民、様々なボランティア等と連携を図り、学校安全体制の強化に努めるとともに、非常災害時に備え、地域と連携した避難訓練や専門家と連携した職員研修に取り組み、災害発生時に子どもたちが主体的に行動できる実践的な防災教育等の充実に努めます。

さらに、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。

また、子どもたちが、安全な施設で安心して充実した教育が受けられるよう、各学校において安全点検を継続的かつ計画的に実施するとともに、耐震対策及び老朽化対策の推進や機能向上など、施設・設備に関する様々な課題に適切に対応していくよう努めます。

施策の内容

(1) 学校安全体制の整備

学校安全指導者研修会を開催し、教職員の安全に関する知識と技能の向上を図るとともに、地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等による子どもの安全を確保する取組を推進します。

(2) 安全・安心な学校施設の整備

子どもたちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図ります。

(3) 実践的な防災教育等の推進

生涯にわたり自らが安全な行動ができるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する態度を育成する防災教育等を支援するなど、学校安全の取組を推進します。

主な取組

(1) 学校安全体制の整備

ア 教職員の安全意識の高揚と学校安全体制の充実

- ・学校安全指導者研修会を継続して実施し、教職員が学校安全に関する知識を身に付け、指導力を向上させるとともに、子どもたちの安全確保と学校の安全管理体制の充実を図ります。

イ 地域ぐるみの学校安全体制の充実

- ・学校と家庭や地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等が、協力要請や情報交換を行う連携会議を開催し、共通認識と行動連携が図られるよう、地域ぐるみの学校安全体制の充実に取り組みます。

(2) 安全・安心な学校施設の整備

ア 老朽化（長寿命化）対策の推進

- ・県立学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

イ 耐震対策の推進

- ・県立学校の建物の耐震化については、平成25年度末に完了したものの、体育館や武道場などの広い空間にある非構造部材（天井や照明等）の落下を防ぐための新たな耐震対策が必要となったことから、早期に完了できるよう取り組みます。また、市町村立小・中学校においても、建物及び非構造部材の耐震化が早期に完了するよう、市町村への助言に努めます。

ウ 県立学校施設の防災機能の向上

- ・学校は、台風や地震、火山の噴火など自然災害時に地域住民の応急避難場所となることから、市町村が策定している地域防災計画を踏まえ、避難場所としての機能の強化を検討します。

(3) 実践的な防災教育等の推進

ア 防災教育の充実

- ・県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用を促進し、小・中・高等学校の発達の段階に応じた計画的・系統的な防災教育を推進します。
- ・あらゆる自然災害に備え、地域と連携した避難訓練や専門家と連携した防災教育を実施するとともに、防災に関する職員研修の充実に努めます。



高校生防災教育基礎講座



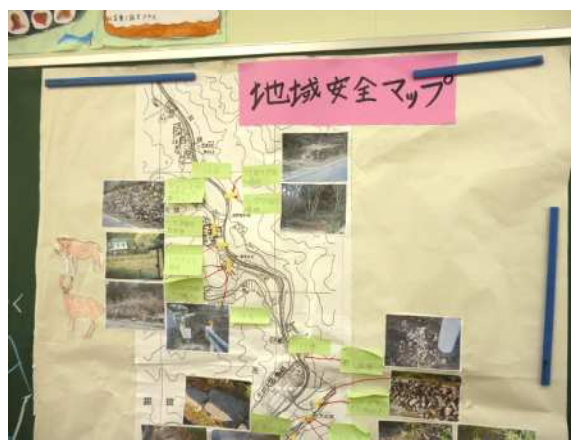
DVD教材「災害から命を守る」

イ 児童生徒の安全教育の推進

- ・安全に関して適切に判断する力や実践的な態度を育成するために、地域安全マップづくりや警察等の専門家を活用した交通安全教室等を実施するなど、生命尊重を基盤とした安全教育の推進に努めます。



専門家を活用したマップづくりの指導



地域安全マップ

施策 3

公立学校の教育環境の整備・充実

現状と課題及び今後の方向性

本県の教育に対する県民の多様なニーズに応えるためには、それを支える教育環境の整備・充実が必要不可欠です。

本県の児童生徒数は年々減少しており、1学校当たりの標準学級数を12学級以上18学級以下とする国の規定から、平成27年度における12学級を下回る本県公立小中学校の状況は、小学校で約66%、中学校で約80%を占めるなど小規模校が多く、複式学級の割合も全国平均を大きく上回っている状況です。

このような中、市町村では、統廃合により児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ切磋琢磨できるようにしたり、統廃合を行わず小規模校の「よさ」を生かして児童生徒一人一人にきめ細かな指導や地域資源を最大限生かした教育活動を行ったりして、地域の実情を勘案しながら、よりよい教育環境の提供に努めています。

また、本県における高等学校への進学率は97%を超え、生徒の興味・関心や進路希望等が今まで以上に多様化しており、保護者や地域のニーズにも適切に対応することが必要となっています。また、本県の特別支援学校は、障がいの重度・重複化や多様化が進むと共に在籍者数の増加が顕著となり、必要な教室の確保や多様なニーズに対応した計画的な教育環境整備を行う必要があります。一方、障がい種によっては、特別支援学校設置の地域間の偏り等により、教育の機会や質を確保する上での課題が生じています。

これらの課題に対応するため、地域の実態や学校規模に応じた適切な指導が行われるよう支援の充実を図るとともに、中長期的な展望のもと、全県的・総合的な視野に立って、高等学校や特別支援学校の教育環境の整備を推進します。

さらに、子どもたちが学ぶための条件整備として、小・中学校においてきめ細かな指導を行うための少人数学級の推進や、高校や大学等において経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する支援に努めます。

施策の内容

(1) 県立学校の整備・充実

学校の特色づくり、学科の設置や学科改編等により、魅力と活力のある学校づくりを推進します。

特別支援学校の整備等により、幼児児童生徒の一人一人の多様なニーズに対応した専門性の高い学校づくりを推進します。

(2) 児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備

教師が子どもと向き合う時間をより多く確保することにより、きめ細かな指導ができるなど質の高い教育を実現するため、国の動向を注視しながら小・中学校における少人数学級の実施を検討します。

(3) へき地・小規模校の振興

へき地・小規模校ならではの「よさ」を生かした教育活動を推進します。

(4) 修学支援の充実

経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する修学支援の充実に努めます。

主な取組

(1) 県立学校の整備・充実

ア 魅力と活力のある高等学校づくりの推進

- ・「宮崎県立高等学校教育整備計画」に基づいて、高等学校教育の質の向上、中高一貫教育のより一層の充実、生徒にとってより良い教育環境を提供するための高等学校の在り方の検討などに取り組み、何よりも多くの生徒が進学したいと思う魅力と活力のある高等学校づくりに努めます。

イ 多様な教育的ニーズに対応した特別支援学校づくりの推進

- ・特別支援学校の在籍者の増加に伴う教室不足の解消や、専門的な高等部職業教育の充実、障がい種別特別支援学校の地域間の偏りへの対応、地域就学の更なる推進など、多様な教育的ニーズに対応した専門性の高い特別支援学校とするため、余裕教室等を活用した分教室の設置や職業コースの設置等、今後の特別支援学校の整備・充実の在り方について検討し、新たな特別支援学校づくりを推進します。

(2) 児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備

ア 少人数学級の推進

- ・小学校1・2年生の30人学級編制及び中学校1年生の35人学級編制による少人数学級に加え、国の動向を注視しながら、小・中学校全学年における少人数学級の実現及びそれに伴う教職員定数改善を検討します。

(3) へき地・小規模校の振興

ア 小規模校ならではの「よさ」を生かした教育の推進

- ・地域や学校の特性に応じて、豊かな自然環境を生かした学習教材の工夫、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導方法の改善、地域と一体となった教育の推進を支援します。

イ 教職員の資質向上

- ・県が作成した複式学級指導資料（冊子・DVD）の活用促進や県教育研修センター等の研修の一層の充実を図ります。

(4) 修学支援の充実

ア 育英資金による支援

- ・向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、宮崎県育英資金の貸与により支援に努めます。

イ 高等学校等修学支援事業による支援

- ・経済的理由により修学が困難な高校生等に対して、公立高等学校等奨学給付金の給付により支援を行います。

施策 4 私立学校の振興**現状と課題及び今後の方向性**

本県の私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践するとともに、高校生の約3割が就学するなど、本県の学校教育において重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子化の進行に伴い、県内の中学校卒業者は年々減少しており、今後も更なる減少が予測されることから、私立学校の教育面において、学校の規模の縮小等により教育効果等で問題が生じるとともに、経営面において、生徒納付金の減少等によりますます厳しい状況となることが想定されます。

このような中、私立学校には、社会情勢の変化や県民ニーズの多様化に応じた魅力ある学校づくりとともに、健全な経営の確保が求められます。

このため、私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。

施策の内容**(1) 私立学校の教育の振興等に対する支援**

私立学校の自主性を尊重しつつ、教育の振興、経営の健全性の向上等に対する支援、助言・指導を行います。

(2) 保護者負担の軽減に対する支援

私立高等学校及び専修学校高等課程等の生徒の学費負担の軽減並びに生活困窮世帯の私立高校生等の学費負担の軽減に対する支援を行います。

(3) 教職員の資質向上等に対する支援

私立学校の教職員の資質向上及び福利厚生の上昇に対する支援を行います。

(4) 私立専修学校の教育の充実に対する支援

専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保及び魅力ある産業人材の育成に対する支援を行います。

主な取組

(1) 私立学校の教育の振興等に対する支援

- ア 私立学校の教育の振興、経営の安定化に対する支援
 - ・学校法人の経常的経費（人件費、教育研究経費）に対する補助を行うことにより、私立学校の教育の振興とその経営の健全性の向上及び保護者負担の軽減を支援します。
- イ 私立学校の特色ある取組に対する支援
 - ・私立学校が行う特色ある取組に対する補助を行うことにより、魅力ある私立学校づくりを支援します。
- ウ 私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導
 - ・私学教育専門員^(注)が私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導を行うことにより、私立学校の教育の適切な推進を支援します。

(注)「私学教育専門員」：私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

(2) 保護者負担の軽減に対する支援

- ア 私立高校生等の学費負担の軽減に対する支援
 - ・私立高等学校及び専修学校高等課程等の生徒に対して公立高校授業料相当額（低所得世帯の生徒に対しては増額）を助成することにより、学費負担の軽減を支援します。
- イ 生活困窮世帯の私立高校生の学費負担の軽減に対する支援
 - ・私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことにより、生活困窮世帯の私立高校生の学費負担の軽減を支援します。
 - ・私立高校生等の保護者に対して授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給することにより、学費負担の軽減を支援します。
- ウ 育英資金による支援
 - ・向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する支援として、宮崎県育英資金の貸与を進めます。

(3) 教職員の資質向上等に対する支援

- ア 私立学校教職員の資質向上に対する支援
 - ・私学団体が行う教育研修事業に対する補助を行うとともに、県教育委員会主催の研修会に私立学校教職員が参加したり、私立学校や私学団体が行う研修会に私学教育専門員や県教育委員会事務局職員を講師として派遣することにより、私立学校の教職員の資質向上と教育水準の向上を支援します。
- イ 私立学校教職員の福利厚生への向上に対する支援
 - ・私学団体が行う退職手当資金給付事業や長期給付事業に対する補助を行うことにより、私立学校教職員等の福利厚生への向上を支援します。

(4) 私立専修学校の教育の充実に対する支援

- ア 私立専修学校の教育の充実に対する支援
 - ・私立専修学校設置者に対して補助を行うことにより、専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を支援します。

施策 5 高等教育環境の充実

現状と課題及び今後の方向性

大学等の高等教育機関は、高度な人材の育成や学術研究を通じた地域社会への貢献など、地域の知の拠点機能として大きな役割を担っています。

今後、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、本県からの人口流出の大きな要因の一つとしては、県外への進学、就職であることから、県内の各高等教育機関にも、時代のニーズに応じた個性ある教育や特色ある講座の開設、研究の質の向上など魅力ある大学づくりがこれまでに増して求められています。

また、国際化・情報化の進展や複雑・多様化する社会において、高等教育機関の教育研究や人材等の資源を地域に生かしていくことが求められており、地域の一員として、知的資源の還元や産学金官連携による地元経済への貢献などが期待されています。

このため、高等教育機関相互の交流や教育の活性化に対する支援、地域の諸課題等を解決することを目的とした高等教育機関と地域との交流及び連携に対する支援等に取り組みます。

施策の内容

(1) 魅力ある高等教育の推進

高等教育機関相互の交流及び教育の活性化に対する支援を行うなど、「高等教育コンソーシアム宮崎」と連携・協力し、高等教育全体の魅力の向上と機能の充実を図ります。

(2) 高等教育機関の地域社会への貢献

高等教育機関の教育研究資源を生かした、地域の諸課題等の解決及び地域活性化への貢献を行う県内大学等の活動を支援し、地域社会における地（知）の拠点としての高等教育機関と地域との交流、連携を促進します。

主な取組

(1) 魅力ある高等教育の推進

- ア 高等教育機関相互の交流及び教育の活性化に対する支援
- ・高等教育機関相互の連携による単位互換や学生の交流、高校生を対象とした実体験授業や合同進学説明会など、教育研究機能の充実にに向けた活動を支援します。

(2) 高等教育機関の地域社会への貢献

- ア 高等教育機関と地域社会との交流及び連携に対する支援
- ・高等教育機関と産業界が連携したキャリア支援教育（インターンシップなど）や人材育成、学生の就職活動支援事業などに対する取組を支援します。
 - ・高等教育機関が、地域や企業等と連携し、新産業や雇用創出等に資する地域定着・還元型の教育研究事業を推進するため、「地（知）の拠点大学整備事業（大学COC事業^{（注）}）」など、高等教育機関が行う地域と連携した課題解決プログラムや人材育成等の取組を支援します。

（注）「大学COC事業」：Center of Communityの略。地方自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラムの構築や地域の課題と大学の資源の効果的マッチングによる課題解決を目指すもの。文部科学省は平成25年度からこれらの事業に取り組む大学を公募・採択し、支援（最大5年間）している。本県関係では、宮崎大学が県と連携し、「食と健康を基軸とした宮崎地域志向型一貫教育による人材育成事業」で平成25年度に採択され、事業実施中である（平成26年11月末現在）。

施策 1 生涯学習の振興

現状と課題及び今後の方向性

少子高齢化、高度情報化、国際化などが進展する中で、職業上の知識・技能の向上や離・転職、退職等に対応した新たな知識・技能の習得、さらに学習成果を地域社会で生かすなど、県民の生涯学習に対するニーズが多様化しています。

このような現状において、本県の生涯学習社会づくりを推進するためには、県民誰もが、いつでも、これまでの学びを深めたり新たな学びや文化・スポーツ活動等に取り組んだりしながら、生涯にわたって自らを磨き高めることができる環境づくりや学習成果等を生かすことができる場の確保など、生涯学習推進体制の充実を図ることが大切です。

そのため、学びの場・学びを生かす場・学び直しのできる場の提供をはじめとする、各ライフステージにおける学習支援の充実や日本一の読書県を目指した取組を推進し、生涯学習の体制の整備・充実に努めます。

また、社会教育関係団体との連携や社会教育指導者の資質の向上など、社会教育の充実を図るとともに、県民が主体的に学べるよう、社会教育施設の機能の充実を図ります。

施策の内容

(1) 生涯学習推進体制の整備

学習者が必要とする様々な学習情報をいつでもどこでも入手でき、学習に参加できるように努めるとともに、個人が学習したことにより得られた経験や知識等が社会で発揮できるような体制を整備します。

(2) 社会教育の充実

社会教育関係団体等の連携強化や地域活動を支える社会教育関係者の育成と資質の向上に努めます。また、本県の自然・歴史・文化・芸術について、県民が親しみ、主体的に学べるよう社会教育施設の機能の充実を図ります。

主な取組

(1) 生涯学習推進体制の整備

- ア 情報提供の充実による生涯学習の支援
 - ・多様化する県民の学習ニーズに応えるため、市町村や企業・高等教育機関・NPO法人等と連携を図りながら生涯学習に関する情報の入手に努め、ホームページ「みやざき学び応援ネット」等を活用した情報提供の充実を図ります。
- イ 地域社会を支える人材づくりの充実
 - ・市町村が行う高齢者等を対象とする学習活動など、各ライフステージにおける学習活動の充実を図るため、市町村担当者を対象とした研修の充実に努めます。また、個人が研修等により得た経験や知識等が社会で発揮できるよう、学びを生かす場の充実を図ります。

(2) 社会教育の充実

- ア 社会教育関係団体の連携強化
 - ・県や市町村が連携し、社会教育関係事業に関係団体等の参画を促すとともに、指導者研修の充実や関係団体等とのネットワークの構築により、社会教育関係団体の一層の連携に努めます。
- イ 社会教育指導者の資質の向上
 - ・県民に対して社会教育指導者の資格取得についての広報・啓発を行い、指導者の確保に努めます。
 - ・社会教育に関する研修会の実施により、社会教育関係者の資質の向上を図ります。
- ウ 図書館・博物館・美術館等の機能の充実
 - ・より多くの県民が来館し、自然・歴史・文化・芸術に親しめるよう、図書館・博物館・美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組めます。
 - ・県民の生涯学習をさらに推進するため、県の機関と市町村の機関相互の情報のネットワーク化を図ります。
- エ 地域ぐるみによる読書活動の推進（再掲）
 - ・地域ぐるみで、子どもが保護者ととともに、身近に本と出会える場や機会をつくるなど、大人も子どもも読書に親しむ環境の充実を図ります。
- オ 読書活動推進のための環境整備（再掲）
 - ・様々な図書や読書に関する知識をもち、大人や子どものニーズに合わせ図書資料を紹介できる人材を育成するため、公共図書館等の職員に対し専門的な研修を行うとともに、各種団体向けに読書の意義や図書館の活用方法について情報提供をします。

施策 2 文化の振興

現状と課題及び今後の方向性

人々の価値観が「心の豊かさ」を求める傾向にある今日、音楽や美術の鑑賞・発表などの多彩な文化活動や、文化財の保護・継承により、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができる環境づくりをしていくことが求められています。

宮崎県県民意識調査の結果をみると、音楽・美術などの鑑賞や趣味の実践など、日頃から文化に親しんでいるかどうかという設問に対し、「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した県民は、平成26年度の調査では47.3%という状況です。

今後、さらに日頃から文化に親しむ県民を増やすためには、今までの取組を改善しながら一層推進する必要があります。そのため、県民一人一人が生涯を通じて文化に親しむための機会を充実させ、県民の文化活動を支える環境の整備を図るとともに、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保護・継承と活用に積極的に努めます。

施策の内容

(1) 県民が文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞や学習の機会、創作や発表の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、国、地域や世代、ジャンルを超えた文化交流を推進します。

(2) 県民の文化活動を支える環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通し、県民の文化活動を支える環境整備を推進します。

(3) 文化財の保護・継承と活用

長い歴史と豊かな風土に培われ守り伝えられた有形・無形の文化財を、大切に保護・継承し、積極的に活用する環境づくりを推進します。

また、県内の神楽のユネスコ無形文化遺産登録や西都原古墳群などの世界文化遺産登録をめざした取組を推進します。

(4) 特色ある文化資源の活用

本県の文化資源を掘り起こし、情報発信する取組を推進し、多様な文化資源を様々な分野で活用するとともに、次世代に継承します。

主な取組

(1) 県民が文化に親しむ機会の充実

ア 鑑賞・学習機会の充実

- ・質の高い優れた芸術に触れる公演・美術展や、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動^(注)を行うなど、県民が様々な形で鑑賞する機会の提供を行います。なかでも、児童生徒が文化への関心を高めるような鑑賞機会の充実を図ります。また、郷土の歴史や様々な文化を、県民が生涯を通じて学習できる機会の充実を図ります。

(注)「アウトリーチ活動」:「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。



宮崎国際音楽祭

イ 創作・発表機会の充実

- ・文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、文化祭や美術展の開催、文学賞の支援など、文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

ウ 文化交流の推進

- ・国、世代、ジャンルを超えた文化交流や優れた芸術の国際的な交流を推進し、新たな文化の創造につなげます。

(2) 県民の文化活動を支える環境の整備

ア 多様な主体に対する活動支援

- ・文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動を一層促進していくための支援を推進するとともに、新進芸術家や、文化活動をサポートするボランティアなど、文化に携わる人材の育成を推進します。

イ 多様な主体相互の連携・協働体制の整備

- ・県民の文化活動をより一層活性化するため、文化団体や文化関係NPO法人、教育機関、企業等と行政とが相互に連携・協働できる体制の整備に努めます。

ウ 文化施設の機能の充実

- ・文化に関する各分野における鑑賞・学習・交流・連携など、文化を育む拠点としての機能の充実を図り、県民にとってより身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

エ 県民の顕彰

- ・本県文化の向上発展に寄与した個人や団体に対し、その功績をたたえるため、県文化賞や地域文化功労者表彰などの顕彰を積極的に行います。



宮崎県文化賞授賞式

(3) 文化財の保護・継承と活用

ア 文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援

- ・民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等へ助成を行うなど、文化財の保護・継承を担う人材や団体を育成し支援します。

イ 文化財の積極的な活用と保護・継承する意識の醸成

- ・文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化財を活用した展示会や講座等を積極的に関催し県民の文化財への理解を深めるとともに、文化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。

ウ 文化財に関する多様な情報の発信

- ・「みやざき文化財情報」や「みやざきデジタルミュージアム」、博物館等教育機関のホームページ等を一層充実させ、本県の歴史や文化財に関する情報の発信に努めるとともに、学校や地域において手軽に活用できる環境を整えます。

エ 文化財の調査や新たな指定の推進

- ・県内に所在する有形・無形の文化財を積極的に調査し、必要なものについては指定や登録を推進します。

オ ユネスコ無形文化遺産及び世界文化遺産登録をめざした取組の推進

- ・ 県内の神楽のユネスコ無形文化遺産登録をめざした調査・研究と映像等による記録保存を行うとともに、みやざきの神楽の魅力を県内外にアピールします。また、世界文化遺産登録も視野に入れた西都原古墳群の調査・研究の推進及び機運の醸成を図ります。



西都原古墳群



高千穂の夜神楽

(4) 特色ある文化資源の活用

ア 文化資源の掘り起こし・情報発信

- ・ 本県の様々な文化資源の魅力について県民が理解を深め、活用につなげられるよう、文化資源の活用や情報発信に取り組みます。

イ 文化資源の活用

- ・ 本県ならではの多様な文化資源を活用し、観光の振興、地域づくり、産業の振興、教育の充実などにつながる取組を推進します。

ウ 次世代への文化の継承

- ・ これまでに県民が培ってきた生活に根ざした文化や地域の伝統文化を風化させることなく、確実に次世代に継承するため、子どもたちに文化を伝える機会の提供や、地域に残る文化の保存に努めます。

施策3 スポーツの振興

現状と課題及び今後の方向性

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定するとともに、2巡目の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催も視野に入ってくるなど、スポーツや運動に対する機運が高まってきています。

このような中、本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、学校等での取組により徐々に上昇傾向に転じており、平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全実技調査項目の97.1%が全国水準以上の状況にあるなど、概ね良好な結果を示しています。しかし、依然として体力・運動能力のピークである昭和60年頃のレベルには及ばないことや、積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が見られることなどから、さらなる体力向上に努めるためにもスポーツ機会の充実が必要となっています。

本県の生涯スポーツに関しては、平成26年度の「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は44.0%で、全国とほぼ同じ状況にありますが、総合型地域スポーツクラブ^(注)が15市町村で30クラブまで広がっているものの、全ての市町村に設置するまでには至っておらず、指導者の養成を含めて総合的に生涯スポーツを推進する必要があります。

本県の競技スポーツに関しては、国民体育大会の男女総合成績は、平成23年度から3年連続で30位台以内を確保するとともに、平成26年度は宮崎国体以来最高となる19位となりましたが、競技力が安定しているとまでは言えない状況であり、小学生から高校生までの一貫した強化体制の構築や優秀な指導者の養成・確保など、長期的・継続的な視点からの取組を推進する必要があります。また、2巡目の国民体育大会や全国障害者スポーツ大会を見据えながら、スポーツ施設の整備促進を図ります。

一方、各種障がい者スポーツ大会への障がい者の参加者数は、年々増加していますが、障がい者スポーツを推進するためには、今後とも、各種障がい者スポーツ大会や教室等のイベント開催を促進するとともに、様々な機会を通じた指導者の養成・確保などの支援体制の充実が必要となっています。

また、本県の高齢化率は平成26年には28.6%に達し、平成32年には32.5%となり、約3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みです。高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって暮らしていくためには、運動による健康づくりをはじめ、様々なスポーツに親しむことにより、社会参加を促進していく必要があります。

こうした現状と課題に対応するため、様々な年代の人々が年齢や性別、障がいの有無等を問わず、関心、適性に応じてスポーツに参画できる環境を整備し、楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を営むことができる社会を目指し、「スポーツによる人が輝く元気な宮崎づくり」を進めていきます。

(注)「総合型地域スポーツクラブ」：幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツ等に触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

施策の内容

(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

学校体育の充実により運動に親しむ資質や能力を育むとともに、部活動や地域におけるスポーツ機会を充実することで子どもの体力の一層の向上を図ります。

(2) 県民総参加型のスポーツの推進

1130 県民運動の推進や県民総参加型のスポーツ大会の工夫・改善に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立と育成や、スポーツ指導者の養成・確保等を通して、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

(3) 全国や世界で活躍できる選手の育成と強化

質の高い指導者の養成・確保と体系的な指導体制の充実、競技力を支えるサポート体制の充実に努め、全国大会やオリンピック、パラリンピックなどで活躍できるトップアスリートの育成と強化を推進するとともに、2巡目国体や全国障害者スポーツ大会を見据えながら、スポーツ施設の整備促進を図ります。

(4) 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種障がい者スポーツ大会や教室を計画的に開催するとともに、障がい者スポーツクラブの活動を活性化させ、また、指導者の養成・確保に取り組むことにより、より多くの障がい者がスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

(5) 高齢者スポーツの推進

宮崎ねんりんピックや全国健康福祉祭などの開催を支援するとともに、地域における活動を通じた仲間づくりやリーダーの養成を進め、スポーツを通じた高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加を促進します。

主な取組

(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

ア 学校の体育に関する活動の充実

- ・各学校における体力・運動能力調査結果を踏まえ、「立腰指導」、「一校一運動」などを含める体力向上プランの計画的・継続的な実践の推進を図るとともに、体力づくり優良校の取組の紹介と表彰などを行います。
- ・小学校体育授業へ専門的な指導者の派遣を行うとともに、武道指導者講習会や運動部活動指導者研修会等を実施し、体育・保健体育の授業や運動部活動など、学校の教育活動全体を通じた取組の充実を図ります。



運動部活動指導者講習会

イ 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向を解消するため、キッズスポーツ教室や認定こども園・幼稚園・保育所等の指導者を対象とした研修会を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組の支援に努めます。

(2) 県民総参加型のスポーツの推進

ア スポーツ参加機会の拡充

- ・ いちいちさんまる 1130 県民運動（1週間に1回以上、30分以上は運動やスポーツをしよう）の普及・啓発を通して、スポーツ実施率の向上に努めます。
- ・ 県民が参加しやすいスポーツ大会を開催するとともに、市町村や関係機関・団体と連携しながら健康教室を開催するなど、地域における運動機会の充実に取り組みます。

【1130 県民運動】



宮崎県生涯スポーツ推進キャラクター

イ コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

- ・ 地域住民が主体となって、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組を促進し、県内全ての市町村での設立を目指します。
- ・ 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会など関係団体の意見を参考にしながら、総合型地域スポーツクラブの企画運営をサポートするアシスタントマネジャー養成講習会等の開催、クラブアドバイザーのクラブ訪問による設立や運営全般についての指導・助言、指導者情報の提供、主催事業の支援等を通して、クラブの自立・活性化に向けた支援に努めます。

ウ 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・ スポーツ活動のコーディネーターの役割等を担う市町村スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会や、スポーツボランティア養成講習会を開催するなど、地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティアの養成・確保を図ります。

(3) 全国や世界で活躍できる選手の育成と強化

ア 選手の育成強化

- ・ 各関係団体等と連携を図りながら、ジュニア期からの優秀選手の発掘・育成や競技力向上推進校、競技力強化推進校の指定と支援など、一貫指導体制の構築やジュニア層の育成に努めるとともに、社会人受け入れなどを推進することにより、本県競技力の更なる向上を図り、将来的にオリンピックやパラリンピックなどで活躍できる選手を育てます。



長崎がんばらんば国体（2014年）ソフトボール競技成年男子優勝

イ 指導者の養成・確保

- ・優れた資質を備えた指導者を確保し、県外の競技力の高い先進校や企業チーム等へ派遣研修を実施するとともに、県内外の優れた指導者による講演会・研修会を開催することにより、指導者としての資質を高め、中長期的に安定した競技力の維持・向上を目指します。

ウ 競技における支援体制の充実

- ・国際大会や国民体育大会等に参加する選手への支援やスポーツトレーナーの養成、障がい者アスリートや女性アスリートへの支援、顕彰制度の推進、メディアとの連携を図るなど、トップアスリートを支える環境や条件を整備します。
- ・スポーツ施設については、2巡目の国民体育大会や全国障害者スポーツ大会などを見据えながら整備促進を図るとともに、県民の健康増進や地域スポーツの拠点として有効活用を図ります。

(4) 障がい者スポーツの推進

ア スポーツ活動の充実

- ・県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。
- ・障がい者スポーツの普及・定着のために、施設職員や障がい者スポーツ指導員、スポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ大会・教室を計画的に開催し、できるだけ多くの人が参加できるよう市町村や市町村教育委員会、各種競技団体とも連携を図ります。



全国障害者スポーツ大会

イ スポーツ指導者の養成

- ・障害者スポーツ初級指導員養成を行い、宮崎県障害者スポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の養成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導者の派遣を推進します。
- ・各種障がい者スポーツ大会参加助成を通して、全国大会や九州大会の経験が豊富な指導者との交流を図り、指導者の養成を図ります。

(5) 高齢者スポーツの推進

ア スポーツに親しめる環境の充実

- ・宮崎ねんりんピックや全国健康福祉祭などの開催を支援することにより、スポーツを通じた生きがいや健康づくりを推進します。
- ・各市町村における健康づくりリーダーを養成し、健康ウォーキング教室等地域におけるスポーツ活動を通じた仲間づくりや社会参加を促進します。
- ・市町村や関係団体と連携し、日頃運動をする機会が少ない方を対象にした「健康づくり教室」を開催するなど、高齢者の運動・スポーツ参加機会の拡充を図ります。

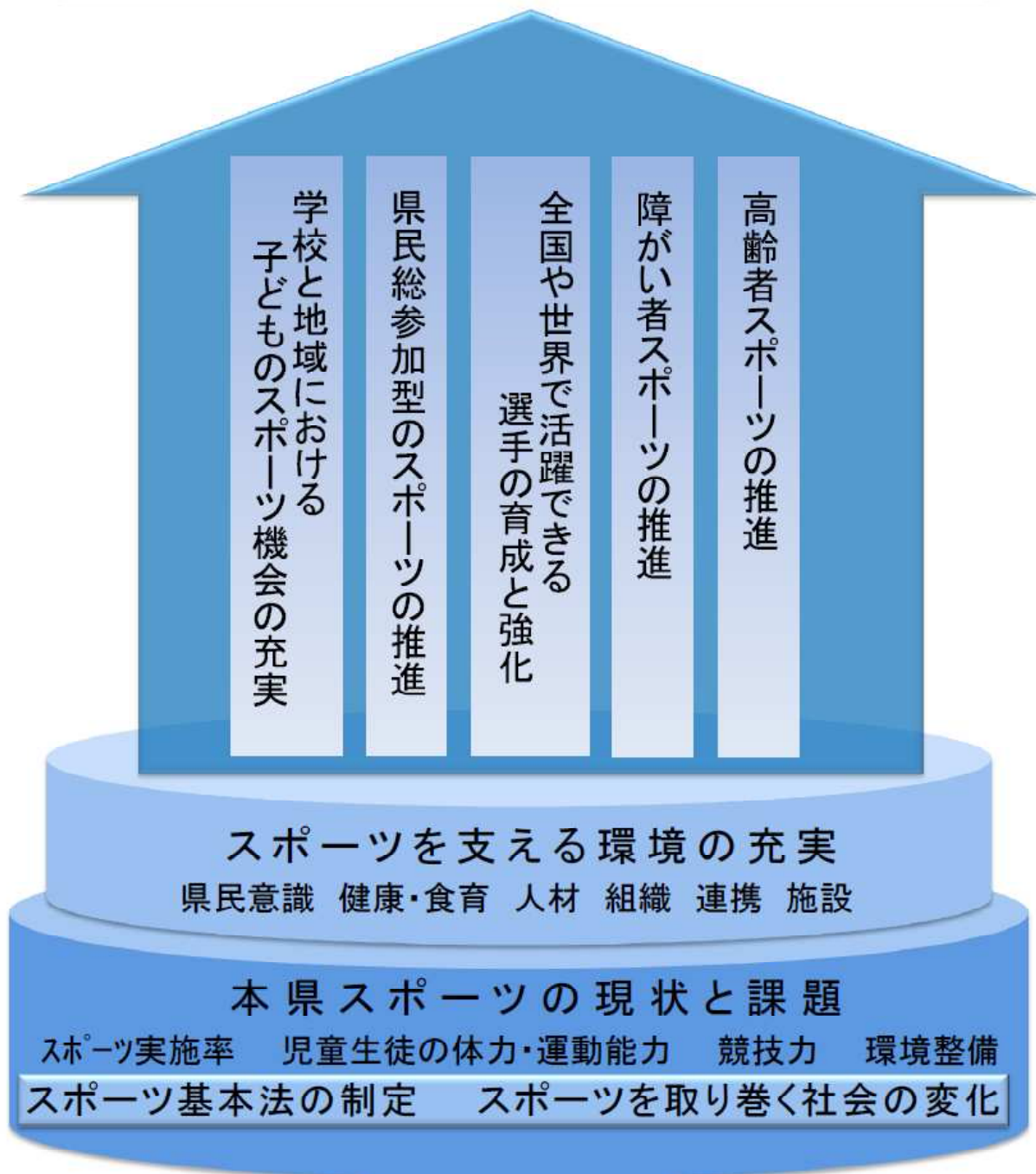


宮崎ねんりんピック

【本県スポーツ推進の体系図】

未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦
(宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」基本目標)

スポーツによる人が輝く元気な宮崎づくり



第五章

計画の推進

- 1 計画の実効性の確保
- 2 計画の推進に向けて
 - (1) 県民総ぐるみによる推進
 - (2) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携
- 3 施策推進のための管理指標

1 計画の実効性の確保

社会が大きく変化していくことが予測される時代であるからこそ、「未来を切り拓く心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」に向けた取組を強く推進する必要があります。

このため、本県の財政事情を踏まえながら施策の推進に必要な予算の確保に努めていきます。また、本計画に関わる施策の実施にあたっては、P D C Aサイクル^(注)の考え方にに基づき、成果目標及び施策推進のための管理指標、事業評価等による点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の実施に反映させ、本計画の実効性を高めていきます。

また、計画期間中であっても、社会情勢や教育をめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて計画を見直します。

(注)「P D C Aサイクル」: 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Act (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

2 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、次のような基本的な考えのもとで、効果的かつ円滑に各施策が展開されるように留意しながら取り組んでいきます。

(1) 県民総ぐるみによる推進

本計画を推進していくためには、学校・家庭・地域はもとより、企業やN P O法人・市民団体等の多様な主体が一体となり、県民総ぐるみで取り組むことが大切です。

各主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、本計画のスローガンである「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の実現に向けて教育に関わっていくことが大切です。

(2) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携

市町村においては、地域の実情や課題に応じた教育改革や地域の特色を生かした教育活動に取り組んでいます。そのような市町村の取組と本計画の施策とが呼応しながら、一体となってさらによりよい教育の推進につなげていくことが重要です。

学校においては、各学校の教職員が一体となって取り組む意識が大切であり、そのためには、県立学校はもとより市町村立学校においても、本計画についての理解と認識を深め着実な取組が進められる必要があります。

また、家庭や地域の教育力の向上など地域ぐるみの教育の推進等においても、県と市町村は連携して「人づくり」に取り組むことが重要です。

このため、県教育委員会は、今後とも、市町村教育委員会の取組を尊重し、十分な意見交換等を行い施策の推進を図っていきます。

3 施策推進のための管理指標

施策推進のための管理指標を設定し、各施策の取組の進捗状況の点検・評価を行い、改善を図りながら計画を着実に推進します。また、目標値については、最終的に100%に近づけるために取り組むことが重要であると考えていますが、現状値を踏まえ、平成32年度までに到達を目指すものとして設定しました。

なお、現状値は平成26年度のデータを使用しています。

県民総ぐるみによる教育の推進

施策	指 標	現状値	目標値	設定理由
- 1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進	学校や子どもの教育支援のための組織が整備されている小・中学校の割合	小 75.1% 中 74.6%	100%	学校支援地域本部や放課後子供教室等、学校・家庭・地域や企業・市民団体等による学校支援体制を整備することが、学校や子どもの教育支援につながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 2 家庭や地域の教育力の向上	子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合	85.5%	90%	早寝・早起き・朝ごはん、ノーメディア・デー、読書等を家庭で実践できることが、子どもの基本的な生活習慣づくりにつながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	家族や地域の人にあいさつをしている児童生徒の割合	小 96.0% 中 95.3% 高 92.3%	100%	コミュニケーションの基本である「あいさつ」の励行を家庭や地域で取り組むことが、家庭や地域の教育力の向上につながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 3 開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民による「学校関係者評価」を実施・公表し、開かれた学校づくりに取り組んでいる学校の割合	97.7%	100%	保護者や地域住民の意見やニーズを学校運営に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、地域に信頼される開かれた学校づくりをより一層推進することにつながるから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>

社会を生き抜く基盤を育む教育の推進

施策	指 標	現状値	目標値	設定理由
- 1 就学前教育の充実	小学校との交流活動や合同研究等に年3回以上取り組んでいる認定こども園・幼稚園・保育所の割合	38.9%	70%	認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携が、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実につながることから指標として設定した。 <調査方法：こども政策課調べ>
- 2 確かな学力を育む教育の推進	全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国水準以上の調査科目の割合	75.0%	100%	子どもの学力の現状を把握することが、学力の向上に向けた取組の充実につながることから指標として設定した。なお、全国水準とは全国平均±1.0ポイント以内とした。 <調査方法：全国学力・学習状況調査>
- 3 豊かな心を育む教育の推進	「自分には良いところがある」と思う児童生徒の割合	小 78.4% 中 70.0% 高 68.7%	100%	一人一人の自尊感情や自己肯定感を高めていくことが、望ましい自己形成のために大切であることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	「困っている人を助けたい・人に親切にしたい」と思う児童生徒の割合	小 92.6% 中 94.5% 高 94.5%	100%	他者に対する思いやりの心を育成することが、望ましい人間関係を構築する上で大切であることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	本、芸術、自然や人とのふれあいの中で感動することがある児童生徒の割合	小 78.4% 中 79.6% 高 84.2%	小 85% 中 85% 高 90%	体験活動、文化・芸術活動の充実が、豊かな情操の育成を図るために大切であることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 4 健やかな体を育む教育の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、平均値が全国水準以上の調査項目の割合	97.1%	100%	子どもの体力の現状を把握することが、体力向上に向けた取組の充実につながることから指標として設定した。 <調査方法：全国体力・運動能力、運動習慣等調査>
- 5 生きる力を育む読書活動の推進	朝の読書等の一斉読書を週に1回以上設定している学校の割合	小 97.9% 中 81.2% 高 89.2%	100%	朝の読書や読み聞かせ等、読書習慣を身に付けさせる機会を設けることが、読書に親しむ態度の育成につながることから指標として設定した。<調査方法：学校政策課調べ>
	読書が好きであると答える児童生徒の割合	72.2%	80%	読書に親しむ態度や読書習慣を身に付けるためには、読書が好きである児童・生徒を育成することが大切であることから指標として設定した。<調査方法：全国学力・学習状況調査>
- 6 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進	個別の教育支援計画を作成している学校の割合	小 60.3% 中 62.4% 高 40.0%	100%	個別の教育支援計画を作成し、きめ細かな指導を行うことが、特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進につながることから指標として設定した。 <調査方法：特別支援教育体制整備状況調査>
- 7 人権が尊重される社会を目指す教育の推進	「人権が尊重されている学校になっている」と思う児童生徒の割合	小 83.8% 中 74.7% 高 80.1%	小 85% 中 80% 高 82%	子どもが自らの人権が尊重されていると考えている実態を把握することが、人権教育の推進につながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 8 幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や大学等と連携した教育の推進	一貫性のある教育推進のため異校種間の連携に取り組んでいる学校の割合	小 100% 中 100% 高 63.2%	小100% 中100% 高 80%	幼保・小・中・高・大の学校種間の円滑な連携と接続を図ることが、教育の質を高めることにつながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>

宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進

施策	指 標	現状値	目標値	設定理由
- 1 ふるさと宮崎に 学び、誇りや愛 着を育む教育の 推進	ふるさとが好きだと思う 児童生徒の割合	小 92.0% 中 87.2% 高 87.0%	100%	ふるさとが好きだと思う子どもの実態を把握 することが、宮崎県や自分の住んでいる市町 村への誇りや愛着を育むために重要であるこ とから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	地域人材や素材を活用し たふるさとについての学 習活動に取り組んでいる 学校の割合	小 99.2% 中 95.5% 高 73.7%	小100% 中100% 高 80%	学校が郷土の教育資源を活用した教育活動に 取り組むことが、郷土への思いを育み、地域 の課題解決等に取り組む意識や態度を育てる ことにつながるから指標として設定し た。<調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 2 地域課題解決に 参画する意識や 態度を育む教育 の推進	「社会に貢献したい」と 思う児童生徒の割合	小 88.6% 中 89.7% 高 89.6%	100%	子どもの社会貢献への意識を高めることが、 集団の一員としての自覚や社会に貢献する自 主的・実践的な態度を育むことにつながるこ とから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	地域活動に積極的に参加 した児童生徒の割合	小 66.4% 中 55.9% 高 40.9%	小 70% 中 70% 高 70%	地域活動（ボランティア活動を含む）へ積極 的に参加する子どもを育てていくことが、地 域の課題を解決する態度を育むことにつな がるから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
- 3 キャリア教育・ 職業教育の推進	将来の夢や目標を持って 職業や生き方を考えてい る中学3年生の割合	89.3%	100%	義務教育終了段階での子どもの実態を把握す ることが、勤労観・職業観を系統的に育成す ることにつながるから指標として設定し た。<調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	医学部（医学科）の年間 合格者数	107名	100名 以上	医療現場を支える医師を養成・確保すること が、医師の都市部への偏在や特定診療科にお ける医師不足など、県政の大きな課題の解消 につながるから指標として設定した。 <調査方法：学校政策課調べ>
	地域人材や産業界等と連 携・協働したキャリア教 育に取り組む学校の割合	81.3%	100%	地域人材や社会全体の力を生かすことが、キ ャリア教育推進につながるから指標とし て設定した。 <調査方法：現状値は学校政策課調べ、平成27 年度以降はみやざきの教育に関する調査>
- 4 グローバルな視 野を持ち、宮崎 や日本、世界で 活躍する人財を 育む教育の推進	国際理解教育充実のため の教育活動を推進してい る学校の割合	小 95.8% 中 65.6% 高 73.7%	小100% 中 80% 高 80%	郷土の伝統・文化、外国の文化や生活習慣等 の理解を深めるための教育に取り組むこと が、グローバル社会に対応した人材育成につ ながるから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	世界の出来事について関 心を持っている児童生徒 の割合	小 85.7% 中 79.8% 高 76.4%	100%	子どもが世界の出来事に関心を持つことが、 国際的な視野で考える力を育成することにつ ながるから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	I C Tの活用など情報教 育に関する校内研修を 実施し、授業に活用してい る学校の割合	小 87.3% 中 85.7% 高 61.5%	小 90% 中 90% 高 90%	I C Tの活用など情報教育に関する研修を深 め、授業に役立てることがイノベーションに 貢献できる人材の育成につながるから指 標として設定した。 <調査方法：現状値は学校政策課調べ、平成27 年度以降はみやざきの教育に関する調査>

魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

施策	指 標	現状値	目標値	設定理由
- 1 教職員の資質向上	自己研鑽を通して、児童生徒の授業への満足感を高めるための授業改善を行っている教員の割合	85.1%	95%	研修等を通じて自らの学びやその成果を授業改善等につなげることが、「自ら学ぶ教職員」の育成につながることから指標として設定した。 <調査方法：現状値は教職員課調べ、平成27年度以降はみやざきの教育に関する調査>
- 2 公立学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進	子どもの安全確保のために、家庭や地域ボランティア等と行動連携を図っている学校の割合	83.3%	100%	学校と地域の連携体制の構築が、子どもの安全確保につながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>
	避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合	47.7%	100%	実践的な防災教育を行うことが、非常災害時に適切に行動できる子どもの育成や教職員の資質向上につながることから指標として設定した。<調査方法：現状値は学校政策課調べ、平成27年度以降はみやざきの教育に関する調査>
- 3 公立学校の教育環境の整備・充実	高等学校卒業時に、現在の学校に入学してよかったと思う生徒の割合	82.0%	100%	生徒の満足度を把握することが、学校の魅力づくりのための取組の充実につながることから指標として設定した。 <調査方法：みやざきの教育に関する調査>

生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

施策	指 標	現状値	目標値	設定理由
- 1 生涯学習の振興	日頃から生涯学習に取り組んでいる県民の割合	48.8%	70%	県民が自分の生活の充実や仕事の技能の向上を目指し自己啓発等の学習に取り組むための体制を整備することが、生涯学習の振興につながることから指標として設定した。 <調査方法：宮崎県県民意識調査>
	公立図書館の年間貸出冊数	3,559,846冊	3,700,000冊	県内の公立図書館が個人向けに貸し出した本の冊数や、県立図書館が行っているレファレンスの現状を把握することが、社会教育施設としての機能充実を図ることにつながることから指標として設定した。 <調査方法：県立図書館調べ>
	県立図書館の年間レファレンス件数	8,532件	9,500件	
- 2 文化の振興	日頃から文化に親しんでいる県民の割合	47.3%	75%	県民が様々な機会を通じて文化に親しむ機会の充実が、文化の振興につながることから指標として設定した。 <調査方法：宮崎県県民意識調査>
	県立美術館の年間入館者数及び講座等の受講者数	165,694人	180,000人	文化芸術の振興や伝統文化の継承を図るため、中核となる施設の利用状況（入館者数及び各種講座受講者数）を把握することが重要であることから指標として設定した。
	宮崎県総合博物館の年間入館者数及び講座等の受講者数	154,002人	161,000人	なお、入館者数は展示企画の内容などによって年度ごとに増減幅があるため、目標値は平成22年度から平成26年度の平均入館者数（県立美術館164,393人、宮崎県総合博物館118,767人、県立西都原考古博物館102,763人）をもとに算出した。
	県立西都原考古博物館の年間入館者数及び講座等の受講者数	114,007人	120,000人	<調査方法：各館調べ>
- 3 スポーツの振興	運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合	44.0%	60%	県民が運動やスポーツに親しむ機会の充実が、健康づくりで生きがいのある生涯スポーツ社会を実現することにつながることから指標として設定した。 <調査方法：宮崎県県民意識調査>
	国民体育大会の総合成績	19位	30位以内	取組の成果を把握することが、県の競技力向上を図ることにつながることから指標として設定した。<調査方法：スポーツ振興課調べ>
	全国高校総体入賞数	34	35以上	取組の成果を把握することが、少年競技力向上を図ることにつながることから指標として設定した。<調査方法：スポーツ振興課調べ>

資料

1 改定の経緯

期 日	意見聴取方法等	主 な 内 容
平成26年 7月～8月	市町村教育委員会との意見交換会（26市町村）	・第二次宮崎県教育振興基本計画の今後の推進について
9月 3日	第1回 教育ミーティング （対象：社会教育関係者）	・今後の宮崎の教育、学校や家庭、地域や社会の在り方について
9月 6日	第2回 教育ミーティング （対象：青年団関係者）	
9月12日	第3回 教育ミーティング （対象：PTA関係者）	
10月10日	第4回 教育ミーティング （対象：学校関係者）	
10月16日	第5回 教育ミーティング （対象：社会教育関係者）	
10月17日	第6回 教育ミーティング （対象：学校関係者）	
10月20日	第1回明日の宮崎の教育を考える懇話会	・教育を取り巻く社会情勢と課題について ・計画改定の方向性について
10月21日	第7回 教育ミーティング （対象：社会教育関係者）	・今後の宮崎の教育、学校や家庭、地域や社会の在り方について
10月24日	第8回 教育ミーティング （対象：学校関係者）	
10月27日	第9回 教育ミーティング （対象：学校関係者）	
10月29日	第10回 教育ミーティング （対象：学校関係者）	
10月31日	第11回 教育ミーティング （対象：社会教育関係者）	
11月21日	第12回 教育ミーティング （対象：PTA関係者）	
12月 9日	第2回明日の宮崎の教育を考える懇話会	・計画改定の担当事務局案について ・改定計画の施策を推進するために必要な取組について
12月～1月	みやざきの教育に関する調査	・小・中・県立学校児童生徒、保護者、教諭を対象とした本県教育に関する意識調査の実施
平成27年 2月 5日	第3回明日の宮崎の教育を考える懇話会	・計画（改定版）について
6月29日 ～7月28日	計画（素案）に係るパブリックコメント	・計画（素案）の公表 ・県民からの意見の募集・集約・反映
9月	9月定例県議会 議案提案	・9月18日 審議 ・9月29日 議決

2 明日の宮崎の教育を考える懇話会委員名簿

(敬称略 50音順)

任期：平成26年9月～平成27年6月

氏名	役職名等	備考
有馬 早苗	県スポーツ推進審議会委員	
石川 千佳子	県文化財保護審議会委員	
市原 健司	介護老人保健施設 ことぶき苑 事務長	
岡林 稔	県生涯学習審議会委員	副座長
貴嶋 憲太郎	県高等学校PTA連合会長	
兒玉 修	宮崎大学教育文化学部教授	座長
坂本 美代子	生目幼稚園長	
篠原 有三	県立宮崎西高等学校長	
武富 志郎	県立延岡しろやま支援学校長	
中元 智恵	公募者	
林田 玲子	県PTA連合会副会長	
二見 俊一	市町村教育委員会連合会副会長	
牧野 みどり	聖心ウルスラ学園高等学校長	
松田 くるみ	宮崎中央新聞社代表取締役	
柳 和枝	宮崎市立大淀小学校長	

(役職名等は、平成26年9月時点)

3 用語の説明

数字・アルファベット

「6 - 3 制」の学制の弾力的な設定 (☞ P 5 6)

小学校6年間・中学校の3年間の9年間の教育課程において、「4—3—2」や「5—4」といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすること。

A L T (☞ P 6 8)

Assistant Language Teacherの略で、小学校の外国語活動や中・高等学校等の外国語の授業で教員を補助する者。

I C T (☞ P 6 7)

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

L A N (☞ P 6 8)

コンピュータやプリンターなどを有線または無線で接続したネットワークのこと。

N I E (☞ P 5 1)

Newspaper in Educationの略。新聞を教材として活用した学習のこと。

P D C A サイクル (☞ P 9 6)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。

P l a n (計画) D o (実行) C h e c k (評価) A c t (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

あ 行

アウトリーチ活動 (☞ P 8 7)

「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

イノベーション (☞ P 7)

これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

インターンシップ (☞ P 6 4)

高校生や大学生などが地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。

エリアサポート体制 (☞ P 5 3)

県内を7つのエリアに分け、エリア内の関係機関や特別支援学校、拠点校などの機能を生かしながら、エリアの実状に応じて特別支援教育を推進する体制のこと。

か 行

活用する力 (☞ P 9)

身に付けた知識・技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

家庭教育 (☞ P 3 1)

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

学校事務の共同実施 (☞ P 7 2)

複数の小・中学校が共同で事務・業務を行い、学校事務の効率化や標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな学習指導の充実を図っている。

学校におけるOJT (☞ P 7 0)

OJTはOn the Job Trainingの略。教職員が日常の業務の中で、先輩や同僚との教え合い・学び合いを通じて、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

記紀編さん1300年の節目 (☞ P 2)

平成24年は古事記編さん1300年、また、平成32年は日本書紀編さん1300年という大きな歴史的節目に当たる。

基礎的・汎用的能力（☞ P 65）

次の4つの能力によって構成される。

- 1 人間関係形成・社会形成能力：他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど
- 2 自己理解・自己管理能力：自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付けや忍耐力、ストレスマネジメント、主体的な行動力など
- 3 課題対応能力：情報の理解・選択・処理、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善など
- 4 キャリアプランニング能力：学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択・行動と改善など

義務教育学校（☞ P 56）

一人の校長の下、原則として小・中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

キャリア教育（☞ P 9）

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

教職員の資質向上実行プラン（☞ P 70）

教職員として自ら向上しようとする姿勢を支援するために、その指針として県教育委員会が作成したプラン。優れた人材の確保、専門性や社会性向上、学校の組織力向上、能力を発揮できる環境整備のための取組等を内容とする。

グローバル化（☞ P 2）

政治、経済、文化、スポーツ、環境・エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球規模で行われるようになること。

口蹄疫（☞ P 2）

牛、豚、水牛、羊等の偶蹄目（蹄が偶数に割れている動物）などが感染する口蹄疫ウイルスによる家畜伝染病。感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。強い伝播力を持った伝染病であり、牛や豚等の家畜に蔓延すると、畜産業に大きな経済的損失をもたらす。平成22年に本県で発生した口蹄疫では約30万頭を殺処分した。

高等教育コンソーシアム宮崎（☞ P 64）

県内11の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目指して設立した団体。

合理的配慮 (☞ P 5 2)

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) (☞ P 3 5)

学校に教育委員会から任命された保護者や地域の方などで構成する「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、保護者や地域の方が、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みのこと。

さ 行

参画 (☞ P 2 8)

様々な活動等に参加することにとどまらず、活動等の企画から運営・実施などに関わること。

私学教育専門員 (☞ P 8 1)

私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

施設一体型小中一貫教育 (☞ P 5 7)

小・中学校において校舎が一体的に設置され、小・中の校長を一人が併任し行う一貫性のある教育。

就学前教育 (☞ P 8)

概ね3歳以上の幼児期の教育・保育(家庭教育を含む)。

生涯学習社会 (☞ P 1 9)

人々が生涯の中で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会のこと。

人権 (☞ P 5 4)

人間が人間らしく生きる、つまり、私たちが幸せに生きるための権利。

人権感覚 (☞ P 5 4)

人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚。

スーパーグローバルハイスクール（☞ P 6 8）

グローバル人材育成のため、国際化を進める国内外の大学、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題、ビジネス課題をテーマに横断的・総合的な学習、探究的な学習などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

スーパーサイエンスハイスクール（☞ P 5 7）

科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

スーパーティーチャー（☞ P 7 2）

他の教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通してその優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

スクールソーシャルワーカー（☞ P 4 6）

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

全国学力・学習状況調査（☞ P 9）

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小6、中3を対象に実施している調査。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（☞ P 1 1）

文部科学省が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、平成20年度から小5、中2を対象に実施している調査。その中で、実技調査として、「握力」、「上体起こし」等新体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）が実施されており、男女の総項目数は34項目となる。

総合型地域スポーツクラブ（☞ P 9 0）

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツ等に触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

た 行

大学COC事業（☞ P 8 3）

Center of Communityの略。地方自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラムの構築や地域の課題と大学の資源の効果的マッチングによる課題解決を目指すもの。文部科学省は平成25年度からこれらの事業に取り組む大学を公募・採択し、支援（最大5年間）している。本県関係では、宮崎大学が県と連携し、「食と健康を基軸とした宮崎地域志向型一貫教育による人材育成事業」で平成25年度に採択され、事業実施中である（平成26年11月末現在）。

知識基盤社会（☞ P 1 9）

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

同和問題（☞ P 5 4）

被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

特別支援教育（☞ P 1 2）

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

な 行

認定こども園（☞ P 8）

保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

は 行

ピア・サポート活動（☞ P 5 5）

ピア（仲間）同士による相談等の支援活動。

フィルタリング機能（☞ P 6 9）

インターネットの利用において閲覧できるページを制限する機能。

副校長、主幹教諭、指導教諭（☞ P 7 2）

学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。副校長は、校長と教頭の間には置かれる職で、校長を助け校長の命を受けた範囲で、校務の一部をつかさどる。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間には置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

ま 行

みやざきWeb学びのシステム（☞ P 4 0）

小・中学生の学力を一層伸ばすため、算数・数学科などの問題を配信したり、その結果を分析したりするWeb上のシステム。

みやざき家庭教育サポートプログラム（☞ P 3 2）

参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとのかかわり方等について学ぶことのできる学習プログラム。

みやざきデジタルミュージアム（☞ P 6 0）

博物館等の所蔵資料等ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

みやざき文化財情報（☞ P 6 0）

県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

みんなで育てるみやざきっ子 ポイント5（☞ P 2 9）

「県民総ぐるみによる教育」を推進する際の留意点。

- ポイント1 こんな子供に育てたいという「目的・目標」を共有化しましょう！
- ポイント2 互いの「ニーズや課題」を理解し合いましょう！
- ポイント3 「多様な関係者を含むネットワークづくり」を進めましょう！
- ポイント4 「できる時に、できることから」を合言葉に進めましょう！
- ポイント5 「コーディネートの役割を果たす人材」を発掘・育成しましょう！

や 行

読み聞かせ活動 (☞ P 5 1)

子どもに対して、話者がともに絵本などを見ながら音読すること。大人から子どもに対して行うことが多いが、上級生が下級生に行う異学年交流や中学生が小学生に行う異校種交流などの方法もある。

ら 行

ライフステージ (☞ P 1 9)

人生における段階を意味する。

(例) 乳幼児期 (就学前教育期を含む) 青少年期 成人期 高齢期

立腰指導 (☞ P 4 8)

腰骨を立てた正しい姿勢を身に付けさせる指導。体力向上や学習に対する集中力、意欲等をも高めることをねらいとしている。

わ 行

ワークショップ (☞ P 4 2)

学習者が自らの知識や体験をもって、主体的にグループでの話し合いや体を動かして学習する活動。

第二次宮崎県教育振興基本計画（改定版）

発行 宮崎県教育庁総務課

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7233

FAX 0985-26-7306

E-mail ky-somu@pref.miyazaki.lg.jp